

# 台東区環境基本計画

(中間改定版)



令和6年3月  
台東区

# 台東区民憲章

## あしたへ



江戸の昔、「花の雲 鐘は上野か 浅草か」と詠まれたわたくしたち  
のまち台東区には、磨き抜かれた匠の技や気さくで人情あふれる暮らし  
が、今もあちらこちらに息づいています。

わたくしたちは、先人が築いてきた文化や環境を大切にして、伸びゆ  
く住みよいまちを目指し、この憲章を定めます。

たからものを うけつぎ こころゆたかな まちにします

おもてなしの えがおで にぎやかな まちにします

おもいやり ささえあい あたたかな まちにします

みどりを いくしみ さわやかな まちにします

いきがいを はぐくんで すこやかな まちにします

(平成 18 年 12 月 14 日 告示 第 688 号)





## 台東区環境基本計画の中間改定にあたって

このたび、「ゼロカーボンシティ」を目指し、脱炭素化社会に向けた取組を一層進めるため、令和2年3月に策定した「台東区環境基本計画」の中間改定を行いました。

昨夏の厳しい暑さも記憶に新しいところですが、近年、気候変動の影響と考えられる気象災害が世界各地で頻繁に発生するなど、地球温暖化問題が益々深刻化しています。

このため、国際社会では、平均気温の上昇を産業革命前と比べ1.5℃以内に抑えることが喫緊の重要課題として位置付けられたほか、我が国でも、令和3年5月の「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正において、令和32(2050)年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする目標が明記されました。

これを受け本区では、令和4年2月に「ゼロカーボンシティ」を目指すことを宣言し、区、区民、事業者等の責務や、環境保全施策の基本的な事項を定める「東京都台東区環境基本条例」を新たに制定するとともに、目標達成への具体的な施策を総合的かつ計画的に進めるため、本計画を計画期間の中間年度を待たずに前倒して改定するなど、脱炭素社会の実現に向けた取組を着実に推進して参ります。

この取組をさらに確実なものにするためには、区民や事業者の皆様と区が連携しながら、一人ひとりが環境を意識し、一丸となって行動していくことが何より重要です。引き続き区民の皆様をはじめ関係各位、また本区を訪れる方々の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の改定にあたり、台東区環境基本計画策定懇談会委員の方々をはじめ、多くの皆様から貴重なご意見を頂きましたことに対し、心から御礼申し上げます。

令和6年3月

台東区長 服部 征夫

## 花の心 たいとう宣言



台東区は古くから

花に親しむ心が受け継がれ

今なお 人々の暮らしの中で息づいています

花は 人の心を豊かにし

安らぎとゆとり 希望と勇気を

もたらします

全ての区民が 花を慈しむ心と

おもてなしの心を育み

心豊かで うるおいのあるまちを目指すことを願い

ここに 花の心 たいとう宣言をします

(平成28年4月1日 告示 第220号)

## 目次

第1章	計画の基本的事項	
第1節	計画改定の目的	2
第2節	計画の期間と位置付け	3
第2章	台東区を取り巻く現況	
第1節	区の概況	8
第2節	社会動向	11
第3節	分野別の現況と課題	18
第4節	前期の目標値の達成状況	36
第3章	台東区がめざす環境の姿	
第1節	基本理念	40
第2節	基本目標と指標	42
第3節	計画の体系	47
第4章	環境施策の展開	
基本目標1	花とみどりの輪が広がる、うるおいのあるまち	56
基本目標2	地球環境に配慮し、脱炭素に向かうまち	65
基本目標3	廃棄を抑制し、資源を大切にすまち	96
基本目標4	安心で美しく快適なまち	104
基本目標5	一人ひとりが環境を意識し、行動するまち	112
第5章	進行管理	
1	進行管理	124
2	推進体制	124
資料編		
I	用語解説	126
II	環境分野の法令・計画	132
III	台東区環境基本計画策定に係る基礎調査	134
IV	温室効果ガス排出量削減に係る検討資料	151
V	台東区環境基本計画策定懇談会	156
VI	台東区環境まちづくり推進会議	158
VII	台東区環境基本計画策定経過	161
VIII	パブリックコメント実施結果	162



## 第1章 計画の基本的事項

第1節 計画改定の目的

第2節 計画の期間と位置付け

# 第1節 計画改定の目的

台東区は、令和2年3月に、区の環境行政の総合的かつ計画的な推進とともに、区域における温室効果ガス排出量の削減を目指す「地球温暖化対策地域推進計画」や「環境教育等推進法に基づく行動計画」を兼ねた「台東区環境基本計画」（以下、「本計画」という）を策定しました。

本計画では、主要課題である「自然」、「気候変動」、「循環型社会」「生活環境」「環境学習・協働」について5つの基本目標を掲げ、14の取組の柱の下に、区民・事業者・地域の団体や区との連携・協働による、課題解決に向けた具体的な事業を展開しています。

こうした中、深刻化する気候変動問題や世界的な脱炭素社会への動き等、環境を取り巻く状況の変化を踏まえ、区は令和4年2月、令和32(2050)年のゼロカーボンシティの実現を目指し、脱炭素社会に向けた取組の推進を宣言しました。

今回はこれを受けて、10か年計画の中間年度である令和6年度を待たずに本計画の中間改定を行い、地球温暖化に伴って深刻化する気候変動の様々な影響に対して、分野横断的な視点に立って計画期間後期に取り組むべき施策を明確にすることとしました。

中間改定では、基本理念、基本目標など骨子となる枠組みは前期を継承し、改定の背景となる社会情勢等の変化や前期の進捗状況などを踏まえて、取組の柱及び取組事業を中心に見直しを行うものです。



台東区環境基本計画（前期）の施策体系と改定の基本的な考え方



## 第2節 計画の期間と位置付け

## 1 計画期間

国内外の地球温暖化対策の目標年やSDGsと整合を図り、計画の最終年度を前期から1年延長し、令和6年度から令和12(2030)年度までの7年間とします。

平成 12 年度	~	平成 21 年度	平成 22 年度	~	令和 元 年度	令和 2 年度	~	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度		
← 10年間 →		← 10年間 →				(4年間)		(7年間)									
						←		11年間								→	

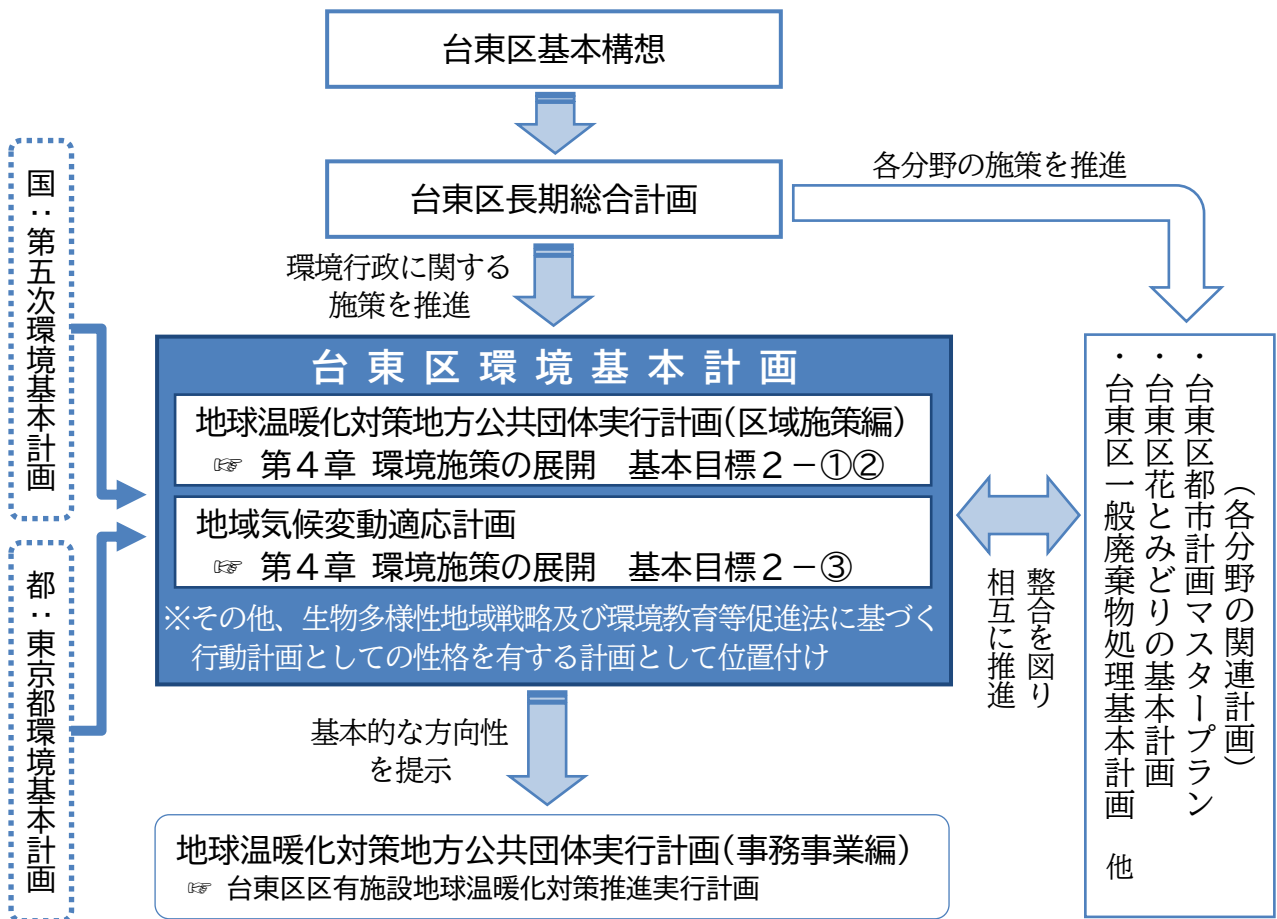
本計画の期間

## 2 計画の位置付け

### (1) 関連計画との関係

本計画は、「台東区基本構想」「台東区長期総合計画」を上位計画とし、国の「第五次環境基本計画」、東京都の「東京都環境基本計画」を踏まえ、本区全域を対象範囲とした環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として改定するものです。

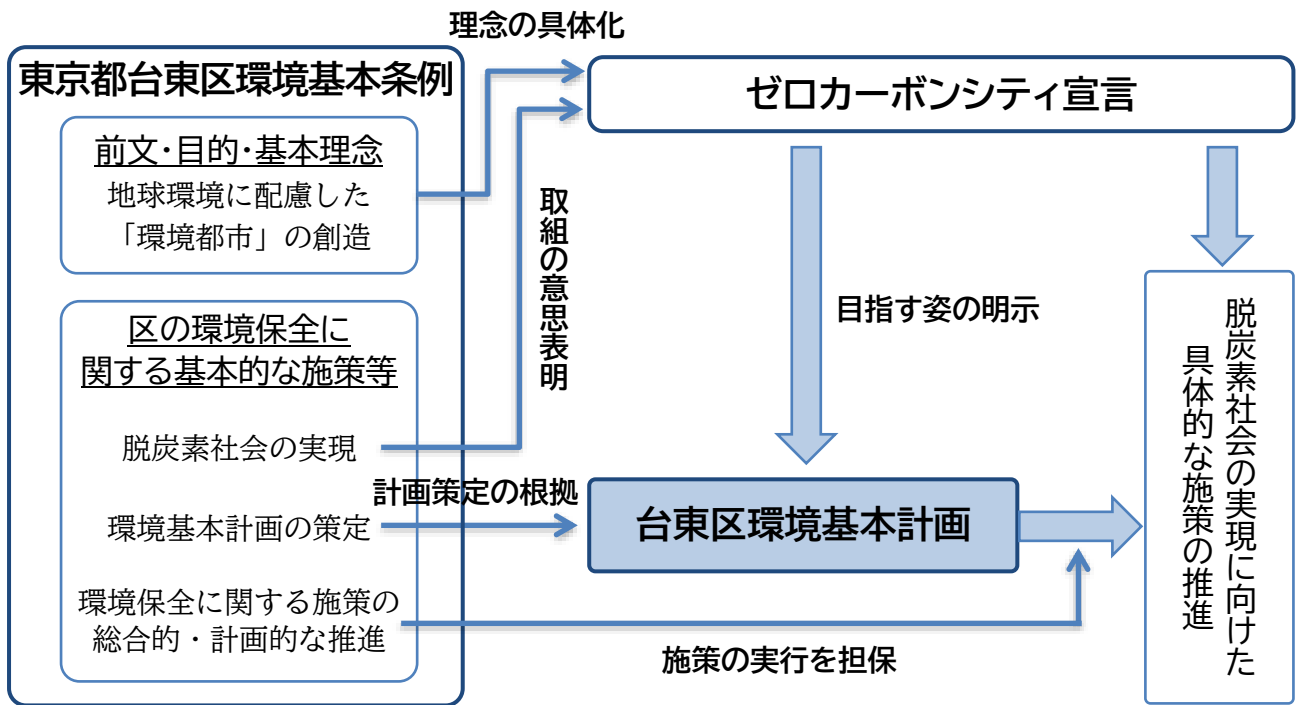
また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」や、「気候変動適応法」に基づく「地域気候変動適応計画」を含めるとともに、各種の分野別計画である「台東区都市計画マスタープラン」や、「台東区花とみどりの基本計画」「台東区一般廃棄物処理基本計画」等の関連計画との整合、相互の推進を図ることとします。



関連計画との関係

(2) 東京都台東区環境基本条例等との関係

なお、本計画は、令和6年4月施行予定の「東京都台東区環境基本条例」に基づいて、区の環境保全に関する基本的な施策を示す計画として策定するものです。



東京都台東区環境基本条例等との関係

### 3 本計画とSDGsの関係

平成27年、国連は先進国・途上国の別なく全ての国が目標として掲げて参画し、環境・経済・社会の課題に対して総合的に取り組む仕組みとして、令和12(2030)年に向けて世界が合意した持続可能な開発目標(SDGs)を採択しました。

SDGsは17の目標からなり、それぞれの目標は相互に密接な関連を持つとともに、具体的な169のターゲットと達成度評価のための232の指標が示されています。

国は、令和元年12月に改定した「SDGs実施指針改定版」において、地方自治体は様々な計画にSDGsの要素を反映することとしています。

本計画も全ての分野でSDGsと深く関連しており(☞49ページ)、SDGsの目標達成に向け、計画の着実な推進を図っていきます。



本計画と持続可能な開発目標(SDGs)の関係  
(国際連合広報センターホームページより図を引用、加筆)

## 第2章 台東区を取り巻く現況

- 第1節 区の概況
- 第2節 社会動向
- 第3節 分野別の現況と課題
- 第4節 前期の目標値の達成状況

# 第1節 区の概況

## 1 区の位置と面積

本区は、東京23区のやや東側に位置し、東は隅田川を境界に墨田区に、西は文京区に、北は荒川区に接しています。また、南は千代田区及び神田川を境界として中央区と接しています。

面積は、23区の中で最も小さい10.11km<sup>2</sup>です。これは東京都総面積の0.46%に相当し、23区総面積の約1.61%にあたります。

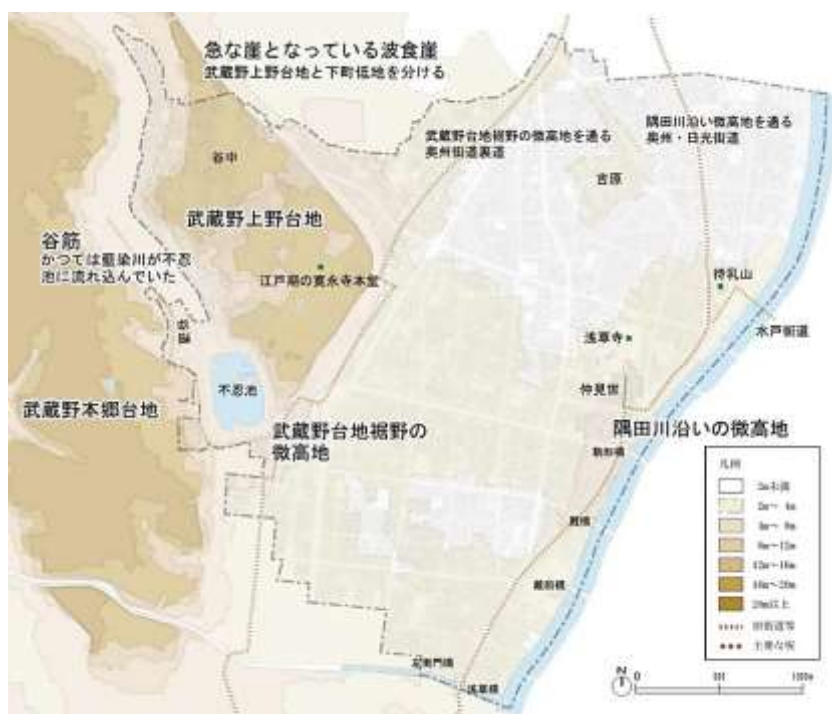


台東区の位置

## 2 地勢

本区は、武蔵野台地東端と隅田川の沖積低地の地形からなり、標高は台地面が15～20m、低地面が1～5mとなっています。東側の区境を流れる隅田川は、古くは入間川の流路でしたが、江戸時代に行われた河川の付け替えにより、荒川の支流となりました。本区の沖積低地は、これらの河川が運んだ土砂が厚く堆積してできた土地です。

地域的には台地に上野・谷中、低地に浅草や下谷等があり、地形や江戸期からの歴史を基礎とした土地利用が形成され、寺社境内等の歴史的な場所や台地縁辺にまとまった緑が残っています。上野・御徒町、浅草を中心とする商業地、浅草橋・蔵前を中心とするショッピングエリア、谷中・根岸の住宅街というように様々な地域があり、モザイク状に土地利用が広がっています。



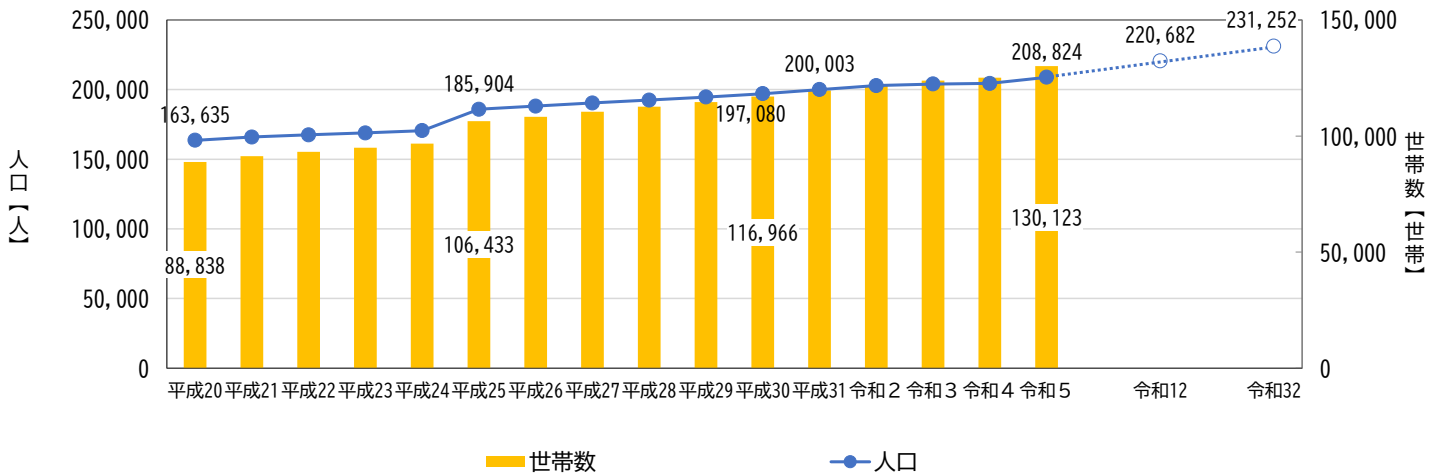
台東区の地勢

(出典：台東区景観計画〔平成23年〕)

### 3 人口

本区の人口は、昭和35年に最多となる約32万人を超えましたが、その後は減少傾向が続き、平成に入り約15万人と戦後最低の水準となりました。しかし、近年の都心回帰現象により増加に転じ、平成31年4月には、約42年ぶりに20万人を超え、令和5年4月1日現在で208,824人となっています。

その一方で、一世帯あたりの人員は減少を続けており、令和5年4月1日時点で1.60人と2人を割っており、一人暮らしの世帯が増加していることがうかがえます。

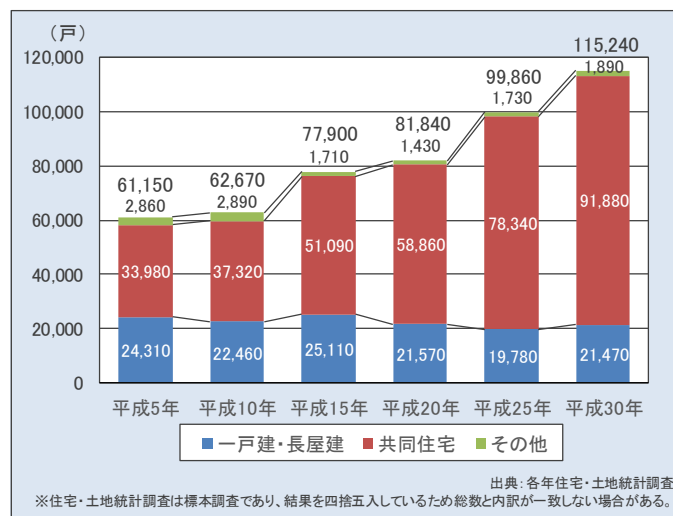


台東区の人口及び世帯数の推移（各年4月1日）  
（資料：住民基本台帳、台東区の将来推計人口）

### 4 住環境

台東区では、人口及び世帯数に関連して住宅戸数が増加しており、平成20年から平成30年までの10年間で約33,000戸が増加しています。

平成30年時点で、区内の住宅戸数の約80%（91,880戸/115,240戸）を共同住宅が占めています。



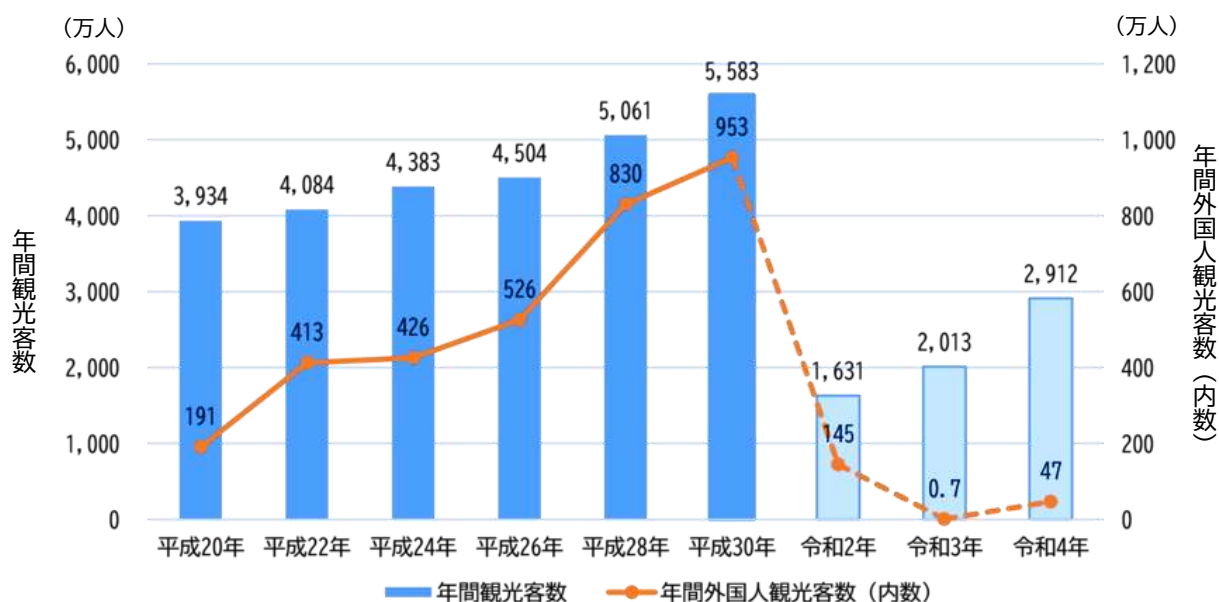
台東区の建て方別住宅数（住宅戸数）  
（出典：各年住宅・土地統計調査）

## 5 産業・観光

台東区は、江戸時代より商工業の中心地のひとつとして、手工業や製造業、それらの生産や流通を担う問屋・卸売業が集積するまちとして発展してきました。

平成28年現在の事業所数では、卸売業、宿泊業・飲食サービス業、小売業、製造業の順となっており、これらで全体の6割を占めています。また、従業者数規模別事業所の割合は、9人以下の小規模事業所が大半を占めています。

観光の面では、古くから浅草一带や上野恩賜公園が日本有数の観光地であることに加え、かっぱ橋道具街、アメ横、谷中といった区内全域に多くの観光客が訪れています。観光客数は平成30年に5,583万人（うち外国人観光客953万人）に達しました。区の推計によれば、令和2年の観光客数は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で1,631万人（ピーク時の約30%）まで落ち込みましたが、その後は徐々に回復しています。



年間観光客数及び外国人観光客数の推移  
(出典：令和4年台東区観光統計分析)



観光客でにぎわう浅草



## 第2節 社会動向

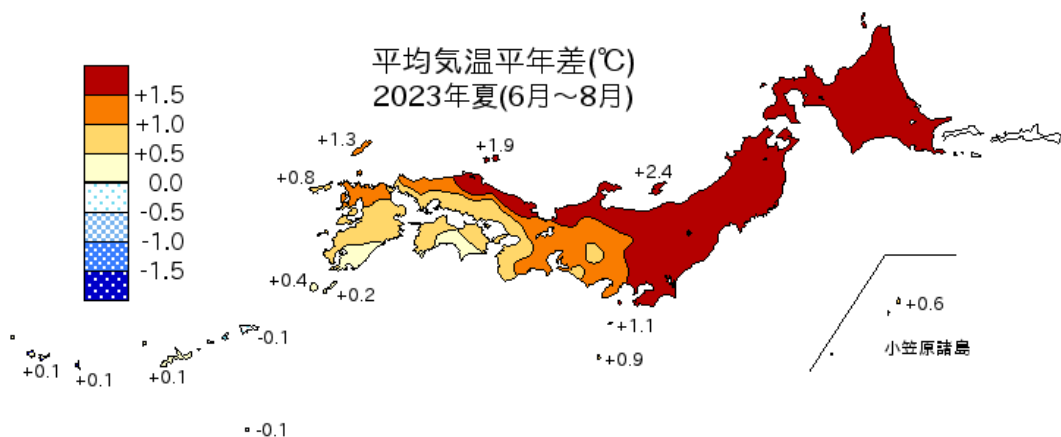
### 1 脱炭素社会を目指す取組の加速化

近年、気候変動の影響と考えられる気象災害が世界各地で頻繁に発生するなど、地球温暖化問題が益々深刻化しています。このため、令和3年10月の国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）におけるグラスゴー気候合意を踏まえ、平均気温の上昇を産業革命前と比べて1.5℃以内に抑える「1.5℃目標」への対応が、国際的にも喫緊の重要課題として認識されつつあります。



令和3年 世界の主な異常気象・気象災害  
(出典:「世界の年ごとの異常気象-2021年」気象庁ホームページ)

異常気象の一つと言われる高温により、世界中で特に夏が暑く、長くなる傾向が見られます。日本でも令和5年の夏季は15地点の観測値による平均気温偏差が+1.76℃となり、1946年の統計開始以降で最も高かった平成22年の+1.08℃を大きく上回りました。5月17日から9月28日までの間、東京の最高気温は30℃以上となった日が90回を数え、一年の約4分の1が真夏日や猛暑日となりました。



日本の平均気温平年差(令和5年6月~同8月)  
(出典:気象庁ホームページ)

こうした中、国は令和3年5月の「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正において、令和32(2050)年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする目標を明記しました。それとともに、基本理念には「温暖化対策の推進は、令和32(2050)年までの脱炭素社会の実現を旨として行わなければならない」ことを記載して、我が国における地球温暖化対策の今後の方向性を示しました。令和3年6月には「地域脱炭素ロードマップ」を公表し、今後5年間に集中して対策を実施する先行地域で創出した脱炭素モデルについて、次々と全国へ広げていくことを目指しています。

一方、東京都は、令和32(2050)年のCO<sub>2</sub>排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」の実現を目指した「ゼロエミッション東京戦略」(令和元年12月)を国に先駆けて策定しました。さらに、その後のアップデート(令和3年)においては、都内温室効果ガス排出量を令和12(2030)年までに50%削減(平成12年比)すること、再生可能エネルギーによる電力の利用割合を50%程度まで高めることを目標として掲げました。具体策では、令和7年4月から、ビルやマンションといった大規模建物のほか、戸建て住宅(延床面積2,000㎡未満)などの新築建物に、太陽光パネルの設置を義務付けることを原則とした新制度を設けているほか、水素社会の実現に向けた燃料電池バスの導入などの取組を進めています。



水素ステーション等と連携した燃料電池バスの導入  
(出典：東京都交通局ホームページ)

また、令和3年3月に「東京都気候変動適応計画」を策定し、2050年の目指すべき姿として、「気候変動の影響によるリスクを最小化」し、「都民の生命・財産を守り、人々や企業から選ばれ続ける都市を実現」するとしました。さらに、「東京都気候変動適応計画アクションプラン2023」(令和5年3月改定)においては、激甚化する自然災害に備えるため、ハード・ソフトの両面から取組強化の方向性を示しています。

特別区長会調査研究機構においては、令和3年度に「特別区における森林環境譲与税の活用～複数区での共同連携の可能性～」がとりまとめられ、13の自治体による「自治体連携によるカーボン・オフセットの推進(☞87ページ)」という具体的な事業として、現在取組が進んでいます。

さらに令和4年度に、「ゼロカーボンシティ特別区」の実現を目指す調査研究報告書がとりまとめられ、令和5年度には、特別区の共同宣言を行うとともに推進組織を設置し、金融機関との連携協定の締結等に取り組んでいます。

## 2 経済社会システムのグリーン化

国は、令和2年12月に「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を策定し、環境分野への投資に大規模な民間資金を巻き込むことで、企業の研究開発方針や経営方針の転換を図り、「経済と環境の好循環」による持続可能な経済成長を目指しています。

一方、金融市場では、環境・社会・企業統治に配慮する企業を投資先として選別するESG投資や、用途を環境分野に限定したグリーンファイナンスによる資金調達の動きが拡大しています。我が国でも、事業で使用する全ての電力を再生可能エネルギーで賄うことを目標とする「RE100」をはじめとして、脱炭素経営に取り組む企業が増えています。こうした動きは、企業単体のみならず、原材料製造時から製品使用時等まで含めたサプライチェーン全体にまで広がっています。

また、令和4年6月に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」では、4つの重点投資分野の一つとして、産業革命以降の化石エネルギーに依存した経済・社会、産業構造を再生可能エネルギー等のクリーンエネルギー中心に移行させ、経済社会システム全体を変革する「グリーントランスフォーメーション（GX）」が位置付けられました。国のGX実行会議においては、我が国のエネルギー安定供給の再構築に必要な方策や、脱炭素に向けた経済・社会、産業構造変革へのロードマップなどが検討されています。産業界では、カーボンニュートラルへの移行に向けてGXを牽引する枠組み（GXリーグ）への参加を表明する企業が500社を超えています。

### コラム

#### ◆GXによる2050年カーボンニュートラルの実現◆

グリーントランスフォーメーション（GX：Green Transformation）は、産業革命、IT革命に次ぐ世界的な社会変革といわれています。我が国は、令和2年10月に「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言し、「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を策定しました。成長戦略の柱には「経済と環境の好循環」を掲げ、積極的な温暖化対策が産業構造や経済社会の変革をもたらし、大きな成長につながるという発想の転換を促しました。また、その実現には、エネルギー・産業部門の構造転換、大胆な投資によるイノベーションの創出といった取組を大きく加速することが重要なことから、成長が期待される14の重要分野について、実行計画が策定されています。



#### 今後成長が期待される14の分野

(出典：2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略〔経済産業省〕)

### 3 環境をめぐる社会情勢

前節1及び2では、特に大きな動きがあった「気候変動」分野について、その動向を整理しました。ここでは、その他の4つの分野について、主な動きを整理します。

#### (1) 「自然」分野に関すること

令和4年12月に開催された生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)において、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全する30by30を主要目的の一つとする、新たな生物多様性に関する世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。

このことを受けて、国は生物多様性分野の新たな目標として、自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め、反転させる「2030年ネイチャーポジティブ」を掲げました。また、令和5年3月には、その目標実現に向けたロードマップである「生物多様性国家戦略2023-2030」を閣議決定し、30by30を含めた自然資本を守り活用するための行動について、全ての国民と実行していく戦略と行動計画を具体的に示しています。

#### コラム

#### ◆グリーンインフラ◆

近年、自然環境を一種の社会資本として捉え、それらが有する様々な機能を活用して、地域振興・環境面で多様な効果を得ようとするグリーンインフラや、生物多様性を防災・減災に活用するEco-DRR(Ecosystem-based disaster risk reduction)が注目されています。

都市の限られた自然環境下においては、様々な課題の解決に向けて積極的にグリーンインフラを整備し、それらの適切な管理・運用を通じて活用していくことが求められています。



○ 防災・減災や地域振興、生物生息空間の場の提供への貢献等、地域課題への対応

○ 持続可能な社会、自然共生社会、国土の適切な管理、質の高いインフラ投資への貢献

#### グリーンインフラの考え方

(出典：国土交通省 グリーンインフラポータルサイト)

(2) 「循環型社会」分野に関すること

我が国では、食べ残しなどによって年間 523 万トン（令和3年度）もの「食品ロス」が発生しています。このため、循環型社会形成やSDGsの観点から、国は平成12年度比で令和12(2030)年度までに食品ロス量を半減させるという目標を設定して取組を進めています。

コラム

◆「3R+S」の取組◆

台東区では、循環型社会の形成に向けて「3R+S」に取り組んでいます。

- 3R {
  - 【廃棄物等の発生量を減らす】
  - .....リデュース (Reduce)
  - 【補修・修理をしながら繰り返し使用する】
  - .....リユース (Reuse)
  - 【再生して利用する】
  - .....リサイクル (Recycle)
- + S {
  - 【持続可能な廃棄物管理】
  - サステイナブルウェイストマネジメント (Sustainable Waste Management)



「3R+S」のイメージ

(出典：台東区一般廃棄物処理基本計画)

を行い、廃棄物の適正処理や再生資源でできた製品の積極的活用を進めています。

(3) 「生活環境」分野に関すること

「生活環境」分野では、国は、諸外国の廃棄物輸入規制や、陸上の散乱ごみの流出等に起因する海洋汚染、令和32(2050)年にカーボンニュートラルを目指すことなどを踏まえ、令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を施行し、循環経済への移行に向けた取組を加速させています。

また、観光客などの旅行者によるごみのポイ捨てや、オーバーツーリズムによる地域住民の日常生活、自然環境への悪影響が顕在化しています。このため、国は「日本版持続可能な観光ガイドライン (JSTS-D)」を発表して、総合的な観光地マネジメントによる観光地域づくりを推進しています。

(4) 「環境学習・協働」分野に関すること

日本の提唱によるESD(持続可能な開発のための教育)を推進するため、国は令和3年5月に「第2期ESD国内実施計画」を策定しました。計画では、SDGsの全てのゴールの実現に貢献し、公正で持続可能な世界を目指す「ESD for 2030」の理念を踏まえ、ICT化による教育環境の充実やESDによるローカルSDGsの推進など、多くの人に主体的行動を促すための取組の方向性が示されています。

これを受けて、脱炭素教材などの支援ツールの提供、幅広い体験活動を通じて環境教育を行う「体験の機会のある場」の認定、環境教育やESDをテーマとした「環境教育・ESD実践動画100選」の募集など、具体的な取組が展開されています。

## 4 区における環境問題への取組

区においても、家庭や事業所に対する省エネルギーに関する普及啓発や再生可能エネルギーの導入支援に加え、令和4年2月に、令和32(2050)年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」を目指すことを宣言しました。

区民からの意見が多い喫煙に関しては、「東京都台東区ポイ捨て行為等の防止に関する条例」を改正するとともに、喫煙する人としめない人が共存できる分煙環境の整備を推進するため、令和4年3月に「台東区公衆喫煙環境の整備指針」を策定し、公衆喫煙所の設置等に取り組んでいます。その他にも、自然との共生に向け、花やみどりの創出・保全や、屋上緑化・ビオトープの維持管理等を通じた生物多様性への理解促進などに取り組んでいます。

一方、循環型社会の分野では、コンポスト容器で生ごみを堆肥化させ、生ごみを捨てない循環型ライフスタイルへの転換を図るモデル事業の実施や、フードドライブの常設窓口の開設、賞味期限間近の未利用食品を取り扱う無人販売機「f u u b o」の設置等による、食品ロス削減のための普及啓発に取り組んでいます。また、着られなくなった子供服を必要な方へ引き渡すリユースクローゼット、民間事業者の不要品買取一括査定サービス等を活用したリユース活動の促進、プラスチック分別回収のモデル事業や、生活家電の持ち込み窓口の設置等による資源循環に関する取組も進めています。

環境学習の分野では、環境保全を区民一人ひとりの具体的な行動にしていくため、環境ふれあい館ひまわりを中心として、様々な講座やイベントを通じて学習機会を提供しています。



省エネルギーに関する普及啓発  
(省エネセミナーの様子)



花やみどりの創出・保全の取組  
(花とみどりの保全活動の様子)



プラスチックの分別回収  
(モデル事業)



区役所内に設置された  
食品ロス削減無人販売機「f u u b o」



分煙環境の整備  
(公園に整備された公衆喫煙所)

## コラム

## ◆花の心プロジェクト◆

台東区では、暮らしの中で花に親しむ園芸文化が江戸時代から受け継がれてきました。しかし、高度経済成長を経て迎えた今、自然と共に生きる大切さが忘れられつつあります。また、平成23年の東日本大震災を契機に、思いやりや助け合い、自然との調和の大切さが再認識されています。

平成28年度には、全ての区民が花を慈しむ心と、おもてなしの心を育み、心豊かで、うるおいのあるまちを目指す「花の心 たいとう宣言」を行うとともに、「花の心プロジェクト」を区民等と協働で推進するため、区、活動団体、事業者等で構成する「花の心プロジェクト推進協議会」を発足しました。

自然と命を大切に思い、思いやりやおもてなしの心を育むことは、花を慈しむ心につながるものです。そのため、「花の心プロジェクト」を通して、区内に花を増やし、区民に花の持つ魅力を感じていただくとともに、自らも花の育成に携わり、さらにコミュニティ活動に生かしていただけるよう取組を進めています。そして、本プロジェクトにより世界に「おもてなしのまち台東区」をアピールしていきます。

また、やすらぎや癒し、活力や豊かさをもたらしてくれる花の魅力を、子供たちが感じとり、心に受け止めることができるよう、水やりなどの活動を通して「花育」の取組を進めています。

さらに、左衛門橋通りの植樹帯の花壇化や区有施設をはじめとしたフラワーポットの充実等、区内に花を広げる取組を行っています。

花の心 たいとう宣言式典（平成28年4月 桜橋花まつり）



# 第3節 分野別の現況と課題

## 1 自然

### (1) 施策の実施状況と区の現況

#### ① 施策の実施状況

区有施設・公園・街路樹等における緑化の推進、既存の緑の維持管理とともに、隅田川の護岸整備や沿川の景観誘導による自然環境の保全に取り組んでおり、基礎調査の結果では、区民の満足度は概ね高い状況です。また、イベントの開催やコンテストの実施などを通じて、花やみどりに親しむ機会を積極的に提供しています。

#### ② 区の現況

緑被地（樹木被覆地、草地、屋上緑化）は、上野恩賜公園や谷中霊園、寛永寺、隅田公園、浅草寺等にまとまっているほか、震災や戦災を免れた谷中や根岸周辺にも多く見られます。中央部の公園や学校施設等の緑は比較的小規模のものが多く、緑被地の大部分は街路樹です。平成30年度に実施したみどりの実態調査では、緑被地の面積が101.64haで緑被率は10.1%となっています。

高度経済成長期に悪化した隅田川の水質も現在では魚がすめる程に改善し、親水空間が整備された水辺は、観光・レクリエーションで賑わうようになりました。



みどり域分布図（平成30年度）

（出典：台東区みどりの実態調査〔平成30年度〕）



(2) 区民・事業者の意識

「身近にある自然の減少」を危惧する区民の割合は低く（☞135 ページ）、前回の基礎調査と比べてほぼ変化がありませんでした。また、「身近にある自然の減少」を危惧する事業所の割合は、区民よりもさらに低くなっています（☞144 ページ）。

このことから、身近なみどりはある程度確保されていることがうかがえますが、屋上や壁面の緑化など、身近なみどりを増やす取組を継続している区民は約4割であり（☞136 ページ）、事業所はさらに少なくなっています（☞145 ページ）。

区内の保護樹木



浅草橋



蔵前

(3) 社会情勢・取組の動向等

良好な景観を形成する要素であるとともに、生き物の生息・生育場所として人々が自然とふれあう機会を創出する自然環境は、グリーンインフラと呼ばれ近年注目されています（☞14 ページ）。グリーンインフラは、他にも遊水・水循環・雨水の貯留や浸透による市街地等の浸水防止、地球温暖化の緩和、ヒートアイランド対策、健康増進やレクリエーション面での効果など、様々な機能を有しています。

本区においては、広々とした隅田川の河川空間や寺社・上野公園等のまとまったみどり、緑化された街路、個々の敷地内のみどりなどがグリーンインフラとしてあげられます。



隅田川の河川空間



上野公園のみどり

#### (4) 自然分野における課題

施策の実施状況、区民・事業者の意識、社会情勢・取組の動向等を踏まえ、自然分野において今後取り組むべき課題として次のことがあげられます。

##### ● グリーンインフラとしての自然環境の活用と創出

基礎調査の結果では、自然とのふれあいに対して区民の満足度が決して高くはないことから（※138 ページ）、自然のみどりが持つグリーンインフラとしての多様な機能を活用し、自然とふれあう機会を創出していく必要があります。

##### ● みどりに対する区民の愛着の醸成

グリーン・リーダーなどを通じて、区民参加による自然環境の保全活動を促進し、みどりに対する区民の愛着を醸成していく必要があります。

#### コラム

##### ◆グリーンインフラがもたらす様々な効果・便益◆

自然環境が有する多様な機能を積極的に活用するグリーンインフラは、私たちに様々な効果・便益をもたらしてくれます。

身近な事例では、台東区役所の屋上緑化や壁面緑化も、グリーンインフラの一つです。快適性の向上や良好な景観形成のほか、ヒートアイランド対策としての効果も期待されます。

グリーンインフラがもたらす様々な効果・便益

- ・防災・減災
  - ・水源の涵養
  - ・良好な景観形成
  - ・気温上昇の抑制
  - ・温室効果ガス(CO<sub>2</sub>)の吸収
  - ・生物の生息・生育空間の確保
  - ・土壌の保全
  - ・水質の浄化
  - ・快適性の向上
  - ・地域の価値の向上
  - ・健康増進・長寿
  - ・コミュニティやにぎわいの創出
  - ・観光振興
- など



台東区役所の屋上緑化(左)と壁面緑化(右)

## 2 気候変動

### (1) 施策の実施状況と区の現況

#### ① 施策の実施状況

脱炭素化に向けて、ソフト・ハード両面からの省エネ・創エネに取り組んでおり、太陽光発電・燃料電池・蓄電池等の一般家庭への普及を目指し、「我が家の省エネ・創エネアクション支援制度」を進めています。また、中小事業者向けには、「我が社の環境経営推進助成制度」として、省エネ専門家派遣や太陽光発電、遮熱断熱改修等の助成を行っています。

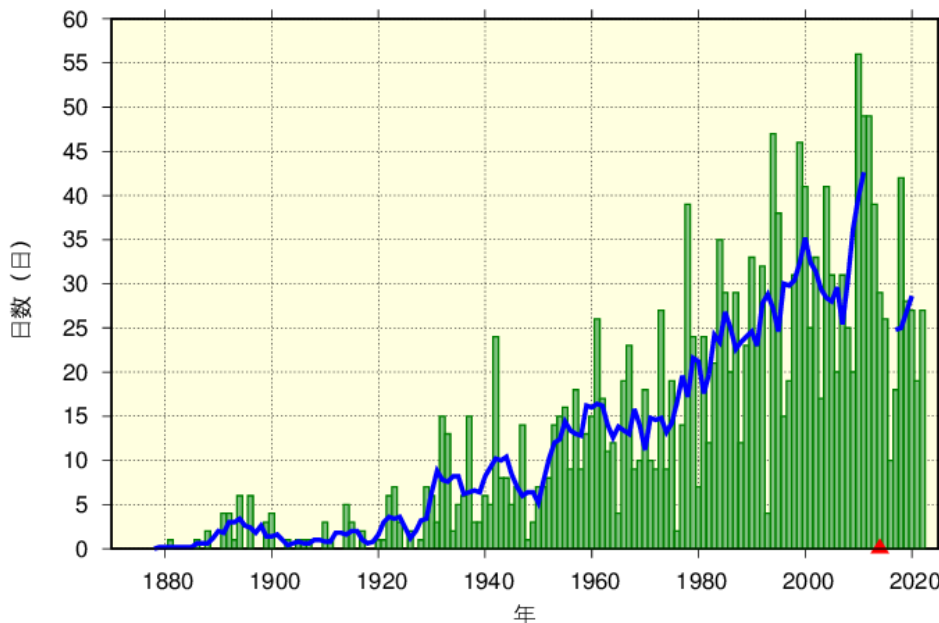
一方で、気候変動の影響に対する適応策として、熱中症予防、防災対策のほか、雨水貯水槽設置等による雨水の活用や、透水性舗装によるヒートアイランド現象の緩和などを進めています。

#### コラム

#### ◆地球温暖化の影響◆

大気中のCO<sub>2</sub>濃度の上昇に伴い、地球平均気温の上昇など、気候変動はますます進んでおり、世界各地でその影響が目に見えて生じています。また、都内においては、気温上昇、ヒートアイランド現象、気象災害、熱中症等の健康被害、害虫による衛生問題等のリスクが拡大し、現実のものとなっています。

気象・気候の面では、都市部に特有のヒートアイランド現象が長らくの問題となっていることに加えて、近年は猛暑日や局地的雷雨、線状降水帯の発生による局地的な豪雨の増加など、身近なところでも地球温暖化・気候変動の影響が大きくなりつつあります。特に令和5年は、7月下旬から同年8月下旬にかけて、全国各地で猛暑日が続く記録的な暑さに見舞われましたが、専門家の分析によれば地球温暖化の影響が示唆されています。



※統計期間は統計開始年から2022年までで、棒グラフは毎年の値、折れ線は5年移動平均値を示します。  
 ※観測場所の移転により前後でデータが均質でない場合は横軸上に▲で示し、その前後の5年移動平均値は示していません。

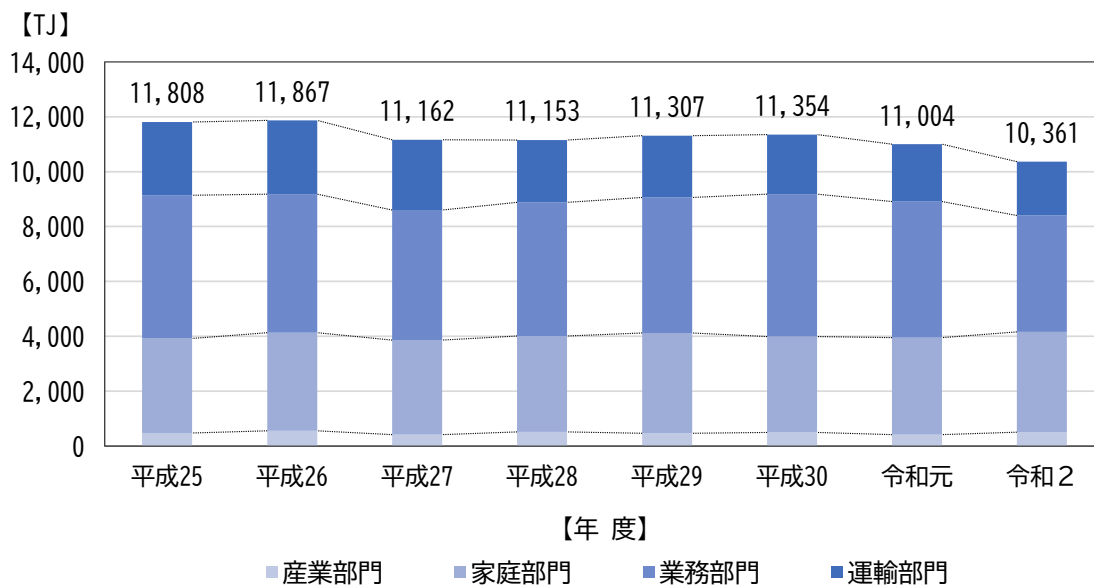
東京における熱帯夜日数の経年変化  
 (出典：気象庁ホームページ)

## ②区の現況

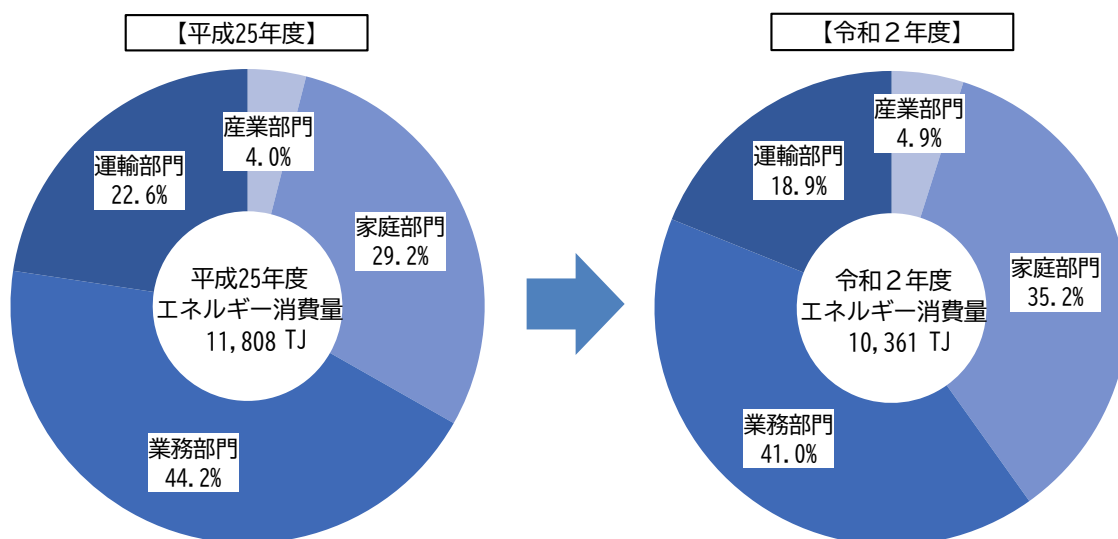
### ・台東区におけるエネルギー消費の現状

平成25年度に11,808TJだったエネルギー消費量は、令和2年度には10,361TJ（▲12.3%）に減少しています。

部門別の消費割合を見ると、令和2年度は業務部門が41.0%で最も多く、次いで家庭部門（35.2%）、運輸部門（18.9%）の順になっています。基準年度と比べて、業務部門、運輸部門で消費割合が減り、産業部門、家庭部門で排出割合が増えていることから、テレワークの普及によるオフィス稼働率の低下や移動機会の減少など、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う社会環境の変化がうかがえます。



台東区におけるエネルギー消費量の推移  
 (資料：オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」)



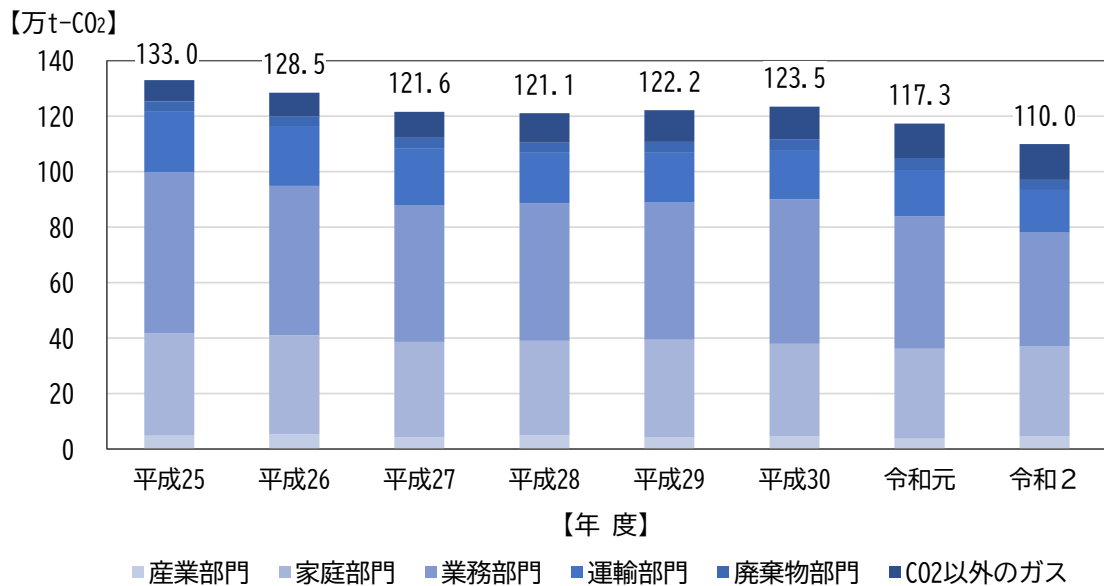
部門別エネルギー消費割合の変化  
 (資料：オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」)

・台東区における温室効果ガスの排出状況

地球温暖化には、私たちの日常生活や事業活動の中で、化石エネルギーの大量消費に伴って排出される温室効果ガス（主にCO<sub>2</sub>）が大きく影響しています。

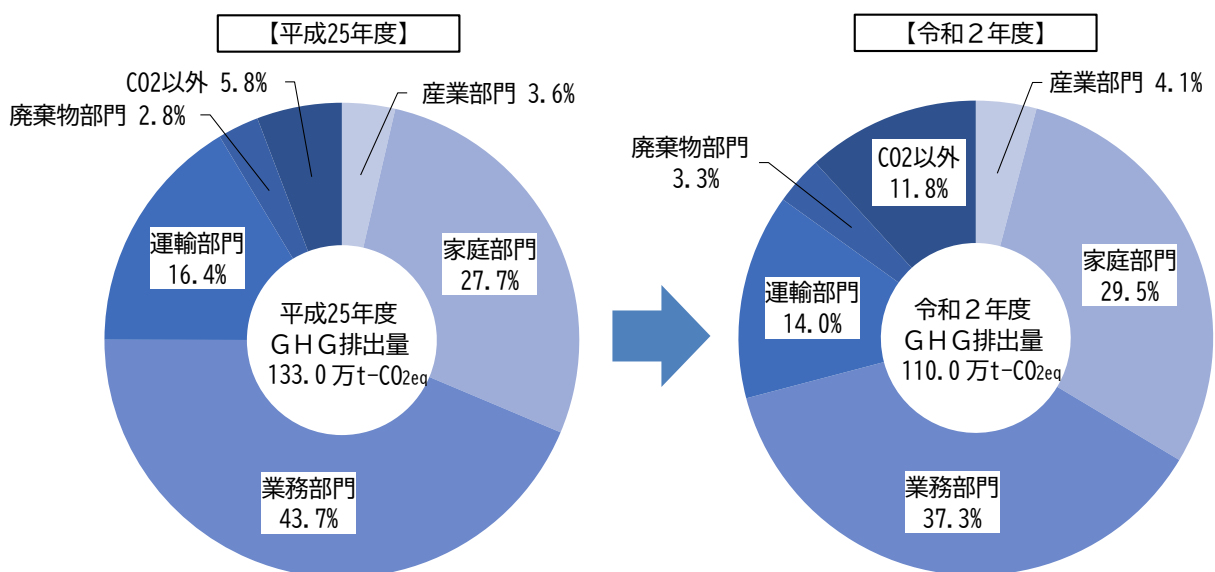
令和2年度における区全体の温室効果ガス排出量は110.0万t-CO<sub>2</sub>eqであり、基準年度とされる平成25年度に比べて23.0万t-CO<sub>2</sub>eq（▲17.3%）減少しています。

部門別の排出割合を見ると、令和2年度は業務部門が37.3%で最も多く、次いで家庭部門（29.5%）、運輸部門（14.0%）の順になっています。基準年度と比べて、業務部門、運輸部門で排出割合が減り、産業部門、家庭部門等で排出割合が増えている状況であり、廃棄物部門とCO<sub>2</sub>以外を除くエネルギー起源のCO<sub>2</sub>が温室効果ガス全体の約85%を占めています。



台東区における温室効果ガス排出量の推移

(資料：オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」)



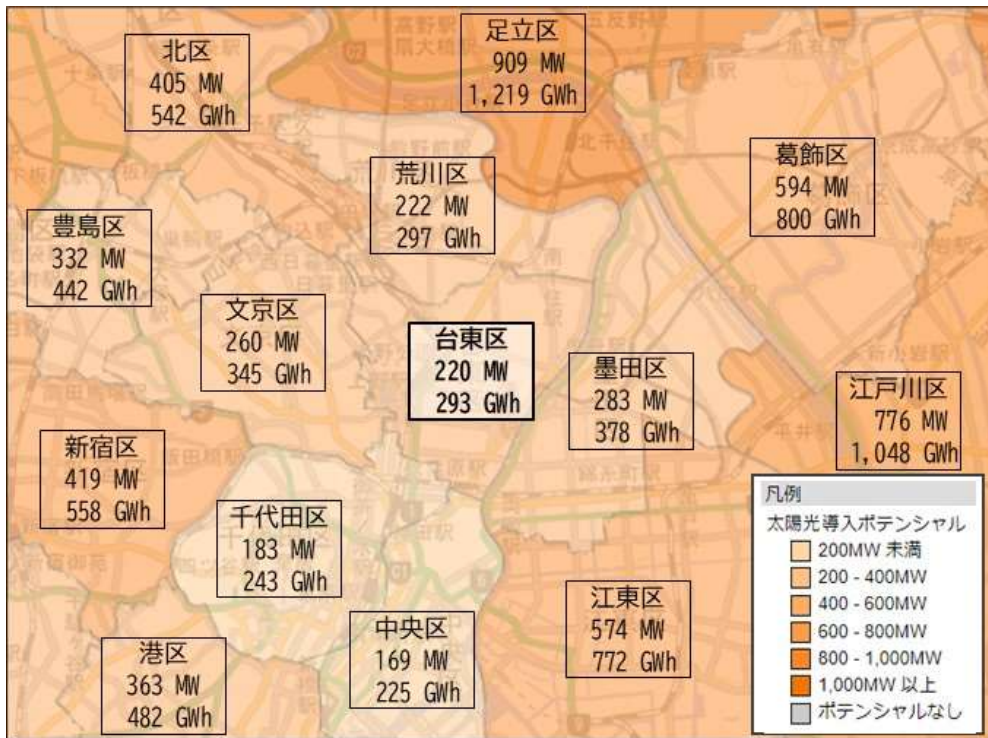
部門別温室効果ガス排出割合の変化

(資料：オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」)

◆太陽光発電◆

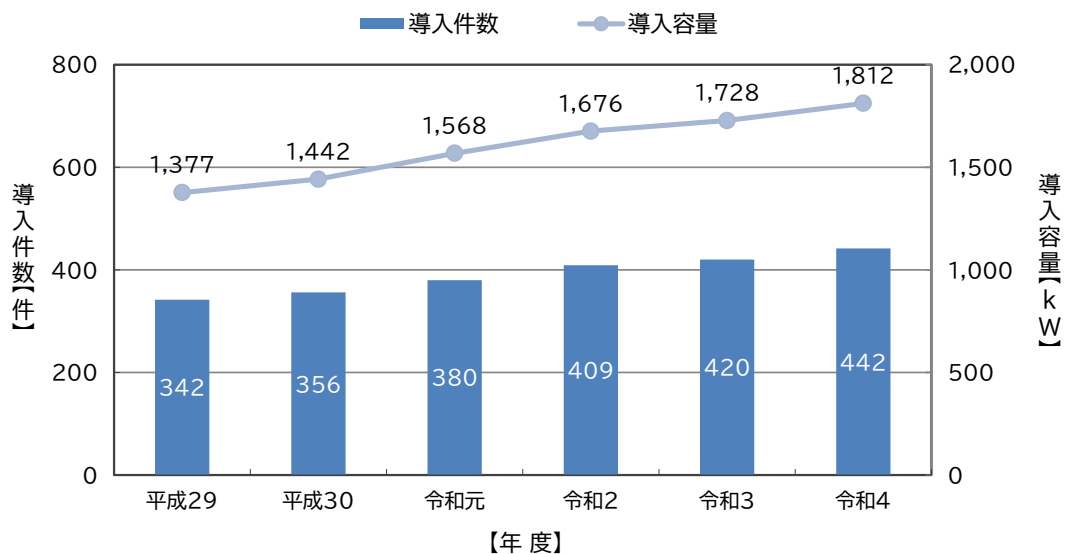
太陽光発電は、様々な用途に活用できる汎用電源として広く普及しつつあるため、今後も区有施設をはじめとして家庭や事業所への導入が期待されます。

太陽光発電システムの設置が可能な区内の建物等において、すべてに導入された場合の設備容量は220MWとなり、発電量は年間約293GWhと推計されています。令和4年度末時点では、442件（1,812kW）の導入実績があります。



台東区及び周辺自治体の太陽光発電導入ポテンシャル

(資料：再生可能エネルギー情報提供システム〔REPOS：リーポス〕【環境省】)



台東区における太陽光発電の導入件数・容量の推移

(資料：再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 情報公表用 Web サイト【各年度末】)

## (2) 区民・事業者の意識

「地球温暖化・気候変動」問題に対する区民の関心は、前回の基礎調査時と同じく高くなっています（☞135 ページ）。その要因として、報道等でも気候変動という言葉が取り上げられる機会が多くなり、線状降水帯の発生や局地的豪雨などの現象が一般的に知られるようになったことが考えられます。その半面、「ヒートアイランド現象」についての関心が低くなっています（☞135 ページ）。また、エネルギーの節約や公共交通の利用などには、約8割の区民が継続して取り組んでいます（☞136 ページ）。

これに対して、事業所の「地球温暖化・気候変動」問題への関心は全体的に低く、前回調査と比較しても関心度は減少しています（☞144 ページ）。取組状況については、省エネルギー、経費削減につながる項目について高い比率となっています（☞145 ページ）。

再生可能エネルギーで発電した電気の利用については、区民の関心が比較的高いものに対して（☞141 ページ）、事業所の関心はあまり高くありませんでした（☞144 ページ）。

## (3) 社会情勢・取組の動向等

令和4年11月にエジプトのシャルム・エル・シェイクで開催された国連気候変動枠組条約第27回締約国会議（COP27）において、世界の平均気温の上昇を産業革命前と比べて1.5℃に抑える「1.5℃目標」の重要性が再確認され、各国が目標達成に向けた取組を強化することとなりました。また、途上国からの要望を受けて、気候変動の悪影響に伴う損失と損害（ロス&ダメージ）が新たに正式な議題として上がり、途上国への支援措置や基金の設置が決定されました。

こうした中、国内では近年、温室効果ガス排出抑制の観点から、戸建て住宅やアパート・マンション等をスクラップアンドビルドするのではなく、それらの既存ストックにレジリエンス機能を加えて、リノベーションを行う動きが見られます。

#### (4) 気候変動分野における課題

施策の実施状況、区民・事業者の意識、社会情勢・取組の動向等を踏まえ、気候変動分野において今後取り組むべき課題として次のことがあげられます。

##### ●2050 ゼロカーボンを目指した取組の強化

I P C C (国連気候変動に関する政府間パネル) が提唱する 1.5℃目標の達成に貢献するため、2050 年における温室効果ガス排出量実質ゼロを目指し、産業、業務、家庭、運輸の各部門において、省エネをはじめとする脱炭素化の取組を強化していく必要があります。

##### ●省エネ・創エネのさらなる普及拡大

脱炭素化に向けて一層の省エネと、太陽光発電などの再生可能エネルギーによる創エネのさらなる普及に取り組む必要があります。

##### ●気候変動への適応

脱炭素化に取り組む一方で、地球温暖化に伴う様々な気候変動影響が顕在化しているため、それらの影響に対して地域気候変動適応計画に基づく適応策を進めていく必要があります。

##### ●区の支援策に関する広報・周知

地球温暖化に伴う気候変動対策として区が実施している様々な助成制度について、気候変動の緩和と適応に対する効果や意義を広報・周知していくことが重要です。





### 3 循環型社会

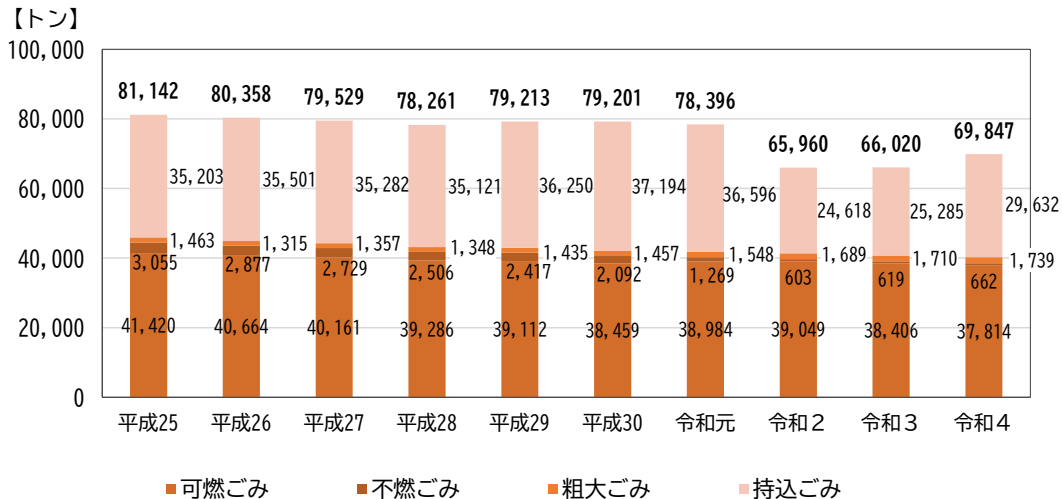
#### (1) 施策の実施状況と区の現況

##### ① 施策の実施状況

ごみの減量に関しては、区民等の意識啓発を中心とした取組を進めていますが、ごみ問題が身近な環境問題であることから、区民の関心の高さがうかがえます（☞135 ページ）。そのため、戸別収集の実施や、集合住宅への適正な分別、排出ルールに関する働きかけ、事業系ごみの排出指導などを行い、引き続きごみの減量を図っていきます。

##### ② 区の現況

区の特徴として、多くの商業地域や観光名所が存在することから、全体のごみ量に占める事業系ごみの割合が多いことがあげられます。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大によって人の移動が制限された影響でごみ量は減少しましたが、令和3年度以降は増加傾向が見られます。



(注) 端数処理をしているため、内訳と合計が一致しない場合があります。

#### ごみ量の推移

(資料：台東区行政資料集)

#### (2) 区民・事業者の意識

環境問題の中で、ごみ・リサイクル問題については区民・事業者ともに関心が高く（☞135 ページ、144 ページ）、また「廃プラスチックによる海洋汚染」については、約半数の区民が関心を持っています（☞135 ページ）。

取組状況では、区民・事業所ともに高い取組比率となっており、関心の高さと行動に相関関係が見られます。



ごみ減量・リサイクル出前講座の様子  
(写真出典：台東区)

### (3) 社会情勢・取組の動向等

有限な天然資源の大量消費・廃棄、国境を越えた廃棄物による環境汚染は地球環境問題となっており、対策が急がれています。環境省の報告（令和5年度版「環境・循環型社会・生物多様性白書」）によれば、令和3年度の我が国におけるごみ総排出量（一般廃棄物）は4,095万トン、1人1日あたりのごみ排出量は890gとなっています。

このような中で、我が国では令和4年4月から、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されました。このことを機に、「プラスチックは、えらんで、減らして、リサイクル！」の考え方に基づいて、3R+Renewableによる循環経済（サーキュラーエコノミー）を意識したライフスタイルへの転換が求められています。

また、家庭から発生する食べ残し等の「家庭系食品ロス」及び工場や飲食店などから発生する「事業系食品ロス」をあわせて年間523万トンで、国民1人あたりの食品ロス量は約114gと推計されています（環境省「我が国の食品ロスの発生量の推移等（令和3年度）」）。食品ロス問題はSDGsの実現にも深く関わっているため、国は令和12（2030）年度までに半減（平成12年度比）することを目指して、食品ロス削減に取り組む消費者の割合を令和7年度までに80%以上とするという目標を設定（令和3年3月「第4次食育推進基本計画」）して取組を進めています。

### (4) 循環型社会分野における課題

施策の実施状況、区民・事業者の意識、社会情勢・取組の動向等を踏まえ、循環型社会分野において今後取り組むべき課題として次のことがあげられます。

#### ● プラスチックの循環利用の促進

温室効果ガスの排出抑制や、天然資源の大量消費の見直しに向けて、3Rの推進はもとより、地球規模での循環型社会の構築が重要であるとの認識に立ち、プラスチックの循環利用に取り組む必要があります。

#### ● 食品ロスの削減

食品ロスを減らすことがごみの減量に繋がることを認識し、区民・事業者・区が一丸となって、SDGs実現の観点からも重要な食品ロスの削減に取り組む必要があります。

#### ● 循環型社会実現を目指したライフスタイルへの転換

これまでのライフスタイルを変え、3R+Renewableによる資源循環や物を大切にする視点に立ち、温室効果ガスの排出量とともにごみの発生量を減らしていく必要があります。

## 4 生活環境

### (1) 施策の実施状況と区の現況

#### ① 施策の実施状況

まちの美化に関しては、ごみのポイ捨てや歩きたばこ等の防止対策といった喫煙等マナーの徹底とともに、景観形成の取組を進めています。

生活環境の視点では、大気汚染、水質汚濁、騒音等に関する環境基準を概ね達成しているとともに、基礎調査では、公共交通機関の利用のしやすさで区民から高い満足度を得ています（[138](#) ページ）。

#### ② 区の現況

国は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音について、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準（以下、「環境基準」という。）を定めており、区では、環境基準の適合状況を把握するため、大気、自動車騒音、河川水質についての調査・測定を行っています。

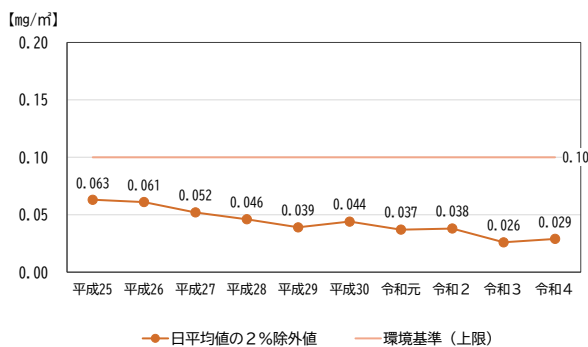
#### ・大気

区では、区内の一般的な大気環境を把握するため、大気汚染物質の24時間常時測定を行っています。また、都内の窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）排出量の約5割は自動車から排出されたものであることから、区内主要交差点の窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）調査を行っています。

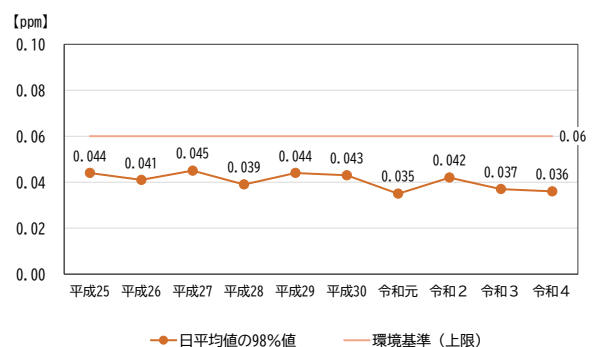
ディーゼル車の規制強化などが功を奏し、浮遊粒子状物質（SPM）や二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）については環境基準を達成しています。しかしながら、光化学スモッグの原因となる光化学オキシダント（O<sub>x</sub>）については環境基準未達成の状況が続いており、近年も光化学スモッグ注意報が発令されています。

大気汚染は広域的な環境問題であり、微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）など新しい汚染物質も注目されていることから、東京都と情報を共有するとともに、連携して取組を進め、引き続き監視と情報提供に努めていきます。

【浮遊粒子状物質（SPM）】

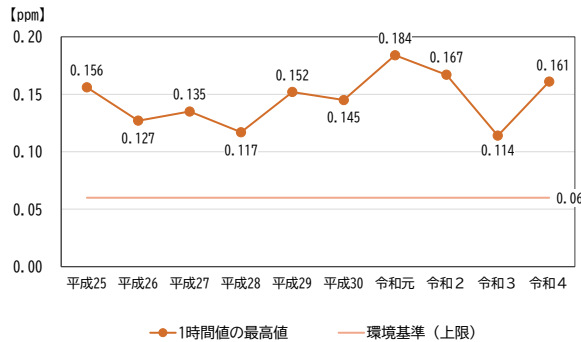


【二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）】

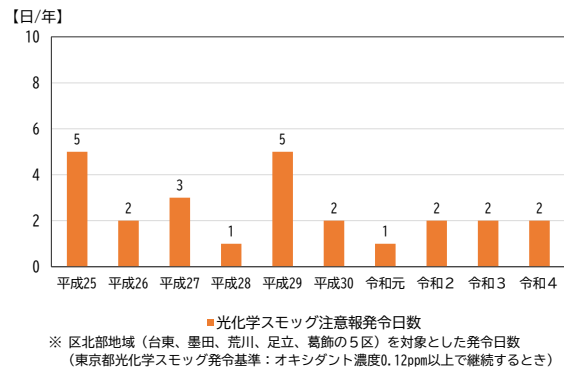


大気常時監視結果の経年変化  
(資料：台東区行政資料集)

## 【光化学オキシダント (O<sub>x</sub>)】



## 【光化学スモッグ注意報発令日数】



※光化学スモッグ注意報は、発令基準（オキシダント濃度 0.12ppm 以上で継続するとき）を超えると発令されます。

## 大気常時監視結果の経年変化

(資料：台東区行政資料集)

### ・自動車騒音

区内には交通量の多い幹線道路が縦横に走っているため、区の面積に対する道路（国道、都道、区道）の割合が約25%と、区域は自動車走行による大気汚染や騒音・振動を受けやすい環境にあるといえます。区は、騒音規制法や振動規制法に基づき、その地域における騒音や振動について監視し、道路周辺における騒音についての環境基準の適合状況や、自動車の走行に伴う騒音・振動レベル、交通量などを調査しています。近年は、自動車騒音の環境基準の達成率が概ね90~100%となっており、調査結果は、国や東京都へ報告し、より良い施策づくりに生かされています。

## 道路に面する地域における自動車騒音の環境基準達成状況

(出典：台東区行政資料集〔令和5年度版〕)

評価区間 No.	評価対象路線名	始 点	終 点	基 準 点	調 査 期 間
1	一般国道4号 (昭和通り)	下谷2丁目1	根岸5丁目24	下谷3丁目1	令和5年2月8日(水) ~令和5年2月9日(木)
2	蔵前三ノ輪線 (国際通り)	蔵前4丁目6	竜泉2丁目20	西浅草3丁目17	
3	環状3号線 (言問通り)	谷中1丁目3	浅草6丁目1	浅草2丁目30	

評価区間 No.	車線数	評価上の用途地域	環境基準類型	基準点騒音レベル(デシベル)		残留騒音レベル(デシベル)		環境基準達成状況					
				昼間	夜間	昼間	夜間	達成戸数		評価対象戸数(戸)	達成率(%)		
								昼間	夜間		昼間	夜間	
1	6	商業地域	C	70	70	50	45	4,182	3,249	4,267	98.0	76.1	
2	6	商業地域	C	67	64	50	46	6,093	6,041	6,097	99.9	99.1	
3	4	商業地域	C	66	63	46	43	7,354	7,318	7,363	99.9	99.4	
全区間	-	-	-	-	-	-	-	17,629	16,608	17,727	99.4	93.7	

(注) 評価の対象範囲は、原則として道路端から50mの範囲とする。

昼間(6時~22時)、夜間(22時~6時)とする。

環境基準類型はA:住居専用地域、B:住居地域・準住居地域、C:近隣商業地域・商業地域・準工業地域

環境課

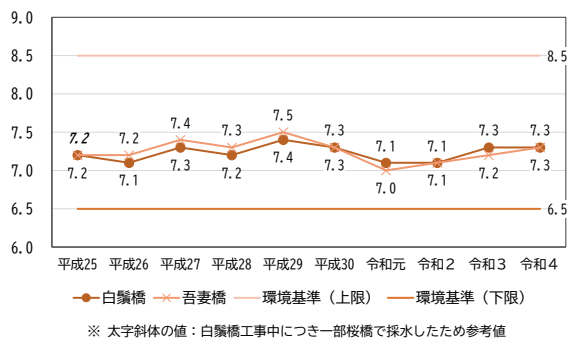
・河川水質

河川の水質については、現状を長期的に把握し、より一層の浄化対策に役立てるための資料を得るために、環境基準（河川C類型）が定められている隅田川の白鬚橋と吾妻橋の2地点において定期的に水質検査を行っています。

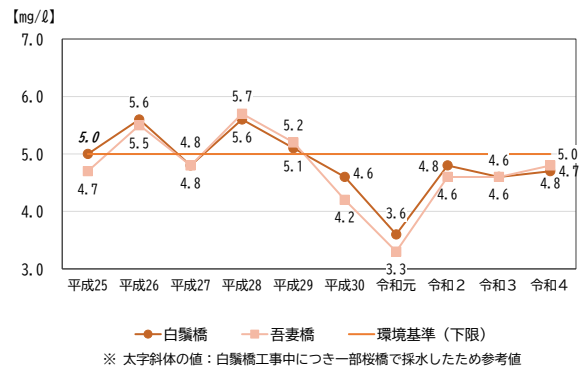
隅田川の水質は、昭和30年代の著しく汚濁していた頃に比べて格段に良くなっていますが、夏場は溶存酸素量（水に溶けている酸素の量）が低くなり、生物が安定して棲める状態には至っていません。また、隅田川の支流には、東京都の下水を処理するための水再生センターが立地しており、そこからの放流量が多いことから、下水処理水が隅田川の水質に大きな影響を与えています。

今後も、水質の変化を見守り、区民への生活排水の負荷軽減の啓発など、水質浄化対策を継続していくことが必要です。

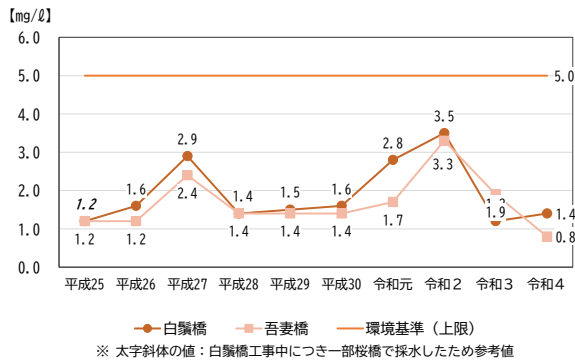
【水素イオン濃度（pH）】



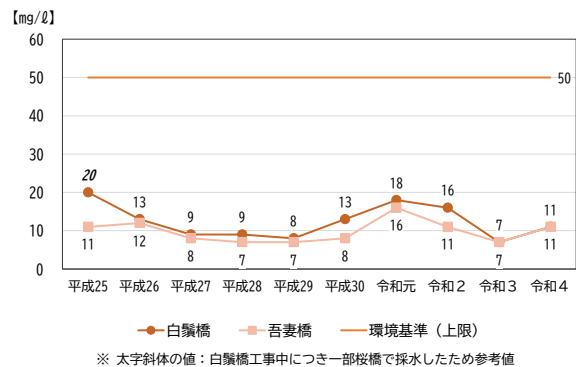
【溶存酸素量（DO）】



【生物化学的酸素要求量（BOD）】



【浮遊物質（SS）】



隅田川の水質検査結果の経年変化  
（資料：台東区行政資料集）

## (2) 区民・事業者の意識

世界的な観光地として来訪者の多い浅草周辺や上野周辺などにおける喫煙等マナーに対して、区民からも意見等が寄せられています。

屋外の喫煙に関する意見・相談件数  
(台東区調べ)

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
160件	206件	279件	276件	303件

基礎調査では、生活環境の中でも「大気汚染」に関する区民の関心が最も高く（[135ページ](#)）、経年で見ても大きな増減はありません。また、生活環境に関する事業所の関心は低い傾向があります（[144ページ](#)）。

## (3) 社会情勢・取組の動向等

観光は地域経済の活性化につながるものですが、交通渋滞や騒音、ごみのポイ捨てやトイレ不足など、地域住民の日常生活や自然環境に悪影響を及ぼすオーバーツーリズムが問題となっています。このような背景から、我が国ではサステナブルツーリズムに対する国民の関心が高くなっており、国は「持続可能な観光ガイドライン」(右)を定め、国際基準に準拠した観光地マネジメントに取り組んでいます。

令和2年4月から、改正健康増進法や東京都受動喫煙防止条例が全面施行され、屋内が原則禁煙となったことに伴い、屋外における喫煙が増加しています。

本区では、屋外における分煙を促進し、歩きたばこやポイ捨てを防止するため、ポイ捨て行為等の防止に関する条例を制定するとともに、公衆喫煙所の整備や喫煙等マナー指導などを強化しています。

また本区では、都市部に生息するカラスやハト、外来種であるハクビシンのほか、本来沿岸部で生息しているウミネコなどの鳥獣による、人の生活環境へ被害防止にも取り組んでいます。



多くの人でにぎわう上野アメ横商店街



「日本版 持続可能な観光ガイドライン」  
(出典：観光庁ホームページ)

(4) 生活環境分野における課題

施策の実施状況、区民・事業者の意識、社会情勢・取組の動向等を踏まえ、生活環境分野において今後取り組むべき課題として次のことがあげられます。

● 喫煙マナーの向上と公衆喫煙所整備の推進

快適な都市空間を維持するため、公衆喫煙所の整備や民間事業者などに対する公衆喫煙所設置助成、マナー指導員の配置による喫煙マナーの啓発などに取り組み、喫煙する人としらない人が共存できる環境づくりの推進が求められています。

● 良好な生活環境の維持

社会変化とともに、近隣住民の生活に伴う騒音や、都市部に生息する鳥獣に関する相談が、区へ寄せられるようになりました。このことを踏まえ、生活騒音やハトへのエサやり防止といった生活マナーについての啓発に取り組んでいくとともに、鳥獣による生活環境への被害防除対策を進めていく必要があります。

## 5 環境学習・協働

### (1) 施策の実施状況と区の現況

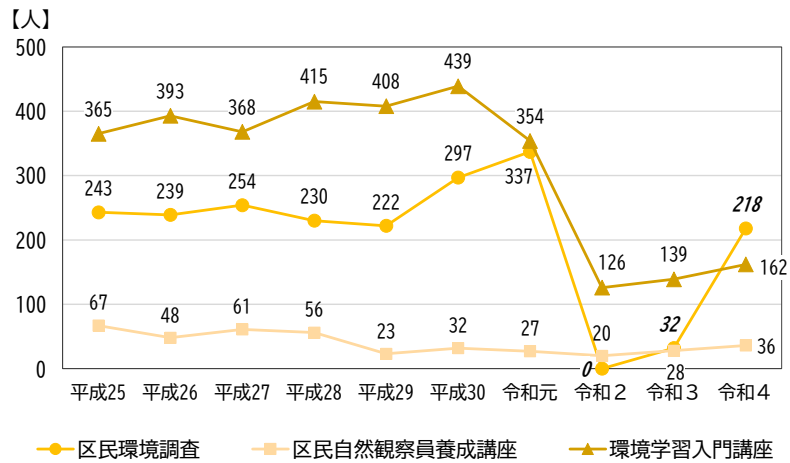
#### ① 施策の実施状況

区では、区民や事業者、地域の団体の環境配慮行動を促し、多様な主体間の連携や協働を進めるために、環境(エコ)フェスタの開催をはじめ、交流事業や活動支援などに取り組んでいます。それとともに、自主的・主体的な環境配慮行動の規模を広げ、環境保全に取り組む人材の育成のほか、環境情報の発信に取り組んでいます。

#### ② 区の現況

近年は新型コロナウイルス感染拡大予防のために、イベント等の中止が相次いだ影響で、集客を伴う施策に関しては目標を達成できない事業が多く見られました。

また、活動拠点となる「環境ふれあい館ひまわり」では、拠点機能の充実や多様な媒体を通じた環境情報の発信に努めているものの、基礎調査では区民の満足度に大きな変化はない状況です（[138](#) ページ）。



※ 令和2～4年度の区民環境調査は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止・縮小

#### 環境講座等の参加者数の経年変化

(資料：台東区行政資料集)



環境ふれあい館ひまわり（左：外観、右：館内）

#### 「環境ふれあい館ひまわり」の来館者数

(台東区調べ)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
来館者数 (人)	105,713	99,217	61,970	72,859	75,617



## (2) 区民・事業者の意識

環境に関する講座やイベント、企画への参加やネットワークの構築について取り組んでいる区民の割合は低く（☞136 ページ）、新型コロナウイルス感染症拡大以前と比較して、さらに減少しています。

環境に関する情報の入手方法は区報や区のホームページの割合が高くなっており（☞139 ページ）、今後もこれらの媒体を通じた発信が求められているといえます。

## (3) 社会情勢・取組の動向等

国は、E S D（持続可能な開発のための教育）の推進に向けて「第2期E S D国内実施計画」を策定し、I C T化を通じた教育環境の充実やローカルS D G sの推進など、様々な人が主体的に活動するための支援や教育環境の整備に取り組んでいます。

## (4) 環境学習・協働分野における課題

施策の実施状況、区民・事業者の意識、社会情勢・取組の動向等を踏まえ、環境学習・協働分野において今後取り組むべき課題として次のことがあげられます。

●環境保全に取り組む多様な主体の交流促進

環境(エコ)フェスタの開催などを通じて環境保全に取り組む区民等の交流の場を今後も提供するため、「After コロナ」に適応しながら区民のイベント等への参加機会を増やし、交流を促進するとともに、多様な主体の連携・協働の下で、活動のさらなる強化を図る必要があります。

●新たな環境学習スタイルの導入

環境講座などの集客を伴う環境学習においては、対面・リモートを複合したハイブリッド開催などの新たな学習スタイルを取り入れた上で、適切な施策評価に向けて、目標値の再設定に関する検討を進めていく必要があります。

●環境保全活動の継続的な支援

基礎調査の結果において環境情報の充実や環境学習の場の整備に関する区民の満足度が大きく向上していないこと（☞138 ページ）や、環境リサイクル団体等の活動支援に係る事業進捗の状況も踏まえながら、区民の環境保全活動を継続的に支援していく必要があります。

## 第4節 前期の目標値の達成状況

前期では、基本理念に基づいた施策展開を図るため、「自然」「気候変動」「循環型社会」「生活環境」「環境学習・協働」の主要課題に対応した5つの基本目標を掲げ、指標となる数値目標等を次のとおり設定しています。

### 基本目標1：【自然】花とみどりの輪が広がる、うるおいのあるまち

#### 指標項目と目標達成状況

指標項目	【策定時】	【現状】	【目標】	
	平成30年度	令和4年度	令和6年度	令和11年度
緑被率	10.1% <sup>※1</sup>	—	10.4%	10.8%
平均緑視率	21.8% <sup>※2</sup>	—	23.5%	25%
身のまわりの花やみどりを増やしている区民の割合 <sup>※3</sup>	37.3%	37.9%	44%	50%

※1：台東区みどりの実態調査（平成30年7月1日航空写真撮影、次回令和11年度調査予定）

※2：台東区みどりの実態調査（平成30年6月30日～9月19日撮影、次回令和11年度調査予定）

※3：台東区環境基本計画策定（改定）に係る基礎調査

- 緑被率及び平均緑視率は、次期計画策定に合わせて調査していきます。
- 身のまわりの花やみどりを増やしている区民の割合は、あまり進展が見られないため、より一層の取組の普及啓発に努めていきます。

### 基本目標2：【気候変動】地球環境に配慮し、脱炭素に向かうまち

#### 指標項目と目標達成状況

指標項目		【基準年度】	【策定時】	【現状】	【目標】
		平成25年度	平成28年度	令和2年度	令和11年度
温室効果ガス排出量削減率 (1000t-CO <sub>2</sub> eq)		— (1,330)	8.9%減 (1,212)	17.3%減 (1,100)	24.8%減 (1,000)
エネルギー消費量削減率 (民生部門) (MJ)	家庭 (世帯あたり)	— (31,757)	3.7%減 (30,582)	7.5%減 (29,371)	27.0%減 (23,183)
	業務 (事業所 ㎡あたり)	— (1,051)	13.1%減 (913)	19.4%減 (847)	33.3%減 (701)

出典：オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」資料（令和5年3月）

- 温室効果ガス排出量の削減は概ね順調に進んでいる（[23ページ](#)）ため、今後、取組を加速してさらなる削減を目指します。
- 家庭におけるエネルギー消費量の削減があまり進んでいないため、省エネの取組に関して区民への普及啓発を強化していきます。

基本目標3：【循環型社会】廃棄を抑制し、資源を大切にすまち

指標項目と目標達成状況

指標項目	【策定時】	【現状】	【目標】	
	平成30年度	令和4年度	令和6年度	令和11年度
区民1人1日あたりのごみ・資源排出量 <sup>※4</sup>	734g	693g	692g <sup>※5</sup>	657g <sup>※5</sup>

※4：(区収集ごみ量+資源回収量) ÷ 翌年度4月1日人口 ÷ 年度日数

※5：「台東区一般廃棄物処理基本計画」において算定された値

- 区民1人1日あたりのごみ・資源排出量は着実に削減されているため、今後も引き続き3Rの推進を通じてごみ・資源排出量の削減に取り組んでいきます。

基本目標4：【生活環境】安心で美しく快適なまち

指標項目と目標達成状況

指標項目		【策定時】	【現状】	【目標】	
		平成30年度	令和4年度	令和6年度	令和11年度
環境基準	大気	概ね達成	概ね達成	達成	達成
	水質	概ね達成	概ね達成	達成	達成
	騒音	概ね達成	概ね達成	達成	達成
大江戸清掃隊 登録団体数		333 団体	353 団体	390 団体	440 団体

- 環境基準の達成に向けて、常時監視や定期調査を通じて現状を把握し、適切な対策を実施していきます。
- 自主清掃活動について区民等の理解と協力を求め、大江戸清掃隊のさらなる活性化を図っていきます。

基本目標 5：【環境学習・協働】一人ひとりが環境を意識し、行動するまち

指標項目と目標達成状況

指標項目	【策定時】	【現状】	【目標】	
	平成 25 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 11 年度
環境にやさしい暮らし方に取り組んでいる区民の割合	60.1%	63.8%	66%	71%
環境学習講座 受講者数	平成 30 年度	令和 4 年度	令和 6 年度	令和 11 年度
	5,314 人	4,634 人	7,100 人	7,600 人

出典：環境にやさしい暮らし方に取り組んでいる区民の割合／台東区民の意識調査

- 環境にやさしい暮らし方への取組は、公共交通機関の利用やごみを出さないようにすること等で増加していることから、この状態を維持するためさらに普及啓発を進め、取組を次世代へ継承していきます。
- 環境学習講座の受講者数は、新型コロナウイルス感染症予防のため関連イベント等を中止したことによって一時的に減少していましたが、今後は「After コロナ」に適応した企画・運営を検討し、受講者数の回復に努めます。



「ビオトープ調査隊」を通じた環境学習の様子（精華公園）

## 第3章 台東区がめざす環境の姿

- 第1節 基本理念
- 第2節 基本目標と指標
- 第3節 計画の体系

## 第1節 基本理念

基本理念は、「台東区がめざす環境」の基本的な考え方を表すものです。

ここに示す「3つの基本理念」は、平成12年に初めて策定した「台東区環境基本計画」において定めた基本理念ですが、現在の社会状況にも即しており、時代を超えて次世代に引き継ぐものであるため、新たな計画においても継承します。

### 基本理念

#### 1

## 今ある環境資源を活かしながら よりよい環境を創造し、次世代へ継承していきます

台東区は、古くから商工業の中心地の一つとして栄えた地域で、現在は多種多様な産業の集積と居住地が一体となった市街地が広がり、上野・浅草は日本を代表する観光地でもあります。

区内全域が都市化し、一部はさらに都市機能の集積が進みつつある中で、隅田川や不忍池、上野の山等のまとまったみどりや、点在する寺社や公園の緑が、貴重な自然環境や歴史的環境を形成して、まちを輝かせる環境資源となっています。区内にある大小様々な緑地は、野鳥や昆虫等身近な生き物の生息空間となって生態系を育むとともに、住む人、働く人、訪れる人に安らぎや癒しを与え、以前にも増して必要とされています。

私たちはこれらの豊かな環境資源を活かし、次世代へ継承して、「住みたい」「働きたい」「訪れたい」と思えるよりよい環境を創造していきます。

※一般的に「緑」とは、樹木や樹林、草地、草花など植物のものを指しますが、本計画の「みどり」とは、これらの「緑」に加え、水辺空間や公園、裸地なども指すものです。

### 基本理念

#### 2

## 生活様式を見直し 地球環境に配慮した「環境都市」をめざします

現在の私たちの文明社会は、科学技術や産業を高度に発展させることにより、豊かさを実現してきましたが、天然資源と化石燃料（石油、石炭等）の大量消費を伴ったため、気候変動や環境汚染等の深刻な問題も引き起こすこととなりました。近年は途上国や新興国の目覚ましい経済成長も加わって、世界の環境問題はますます深刻な状況になっています。

世界の人々が社会と生活を維持しながら地球環境問題を克服していくためには、環境保全と経済成長が両立した持続可能な発展を目指して、天然資源の循環的な利用と、化石燃料への依存を脱却する脱炭素化を実現する必要があります。そのためには、日本国内においても、企業活動をはじめ、仕事の現場や暮らしという一人ひとりの行動の部分でも取組を進化させ、社会全体が変わっていかなくてはなりません。

私たちは、深刻化する世界の気候変動等を自覚し、地球環境に配慮した、世界に輝くまちを創造していきます。

基本理念  
3

## 地域を基盤に区民・事業者・区が協働して 計画の実現に取り組んでいきます

台東区は、支え合いを基調とする地域性が古くから育まれ、こうした地域組織力が強みとなり、個性豊かな街並みやまちの活力を創出してきました。

環境への取組は、区民や事業者、区が連携することで力を発揮するとともに、来街者の協力も得ていかななくてはなりません。また、意識や行動を向上させていくための環境学習も不可欠です。

今後も、区民や町会、地域の団体や企業、来街者など、多様な主体間の協働や、それらと区とのパートナーシップを確立し、地域を基盤に本計画の実現に向けて取り組み、ひとが輝くまちを創造していきます。



台東区（上野恩賜公園側から浅草方向を望む）

## 第2節 基本目標と指標

本計画では、主要課題である「自然」「気候変動」「循環型社会」「生活環境」「環境学習・協働」について5つの基本目標を掲げ、それぞれに指標となる数値目標等と取組の柱を設定して、事業展開を図ります。

【自然】

### 基本目標 1 花とみどりの輪が広がる、うるおいのあるまち

都市においてみどりが果たす役割は、大気の浄化、緑陰や景観等の形成、生態系の形成等多岐に渡っていることから、「花とみどりの輪が広がる、うるおいのあるまち」を基本目標とします。

具体的には、公園や街路などの公共空間及び民有地のみどりの充実とともに、残された貴重な自然の保全や、本区ならではの花とみどりの継承を図ります。また、身近な空間における自然のみどりが持つグリーンインフラとしての多様な機能を活用し、良好な環境づくりを推進するとともに、自然とふれあう機会を一層創出していきます。

さらに、区全体の緑量を示す「緑被率」、目に映る緑の量を示す「平均緑視率」、区民の取組を示す「身のまわりの花やみどりを増やしている区民の割合」が増えるよう様々な施策を展開していきます。

なお、これらの指標は、令和2年度から令和11年度までの10か年を計画期間とした「台東区花とみどりの基本計画」（令和2年3月策定）の目標値を引用しています。花とみどりの基本計画は、令和6年度に中間改定を予定しているため、今回の本計画の改定では前期の目標値を継続し、花とみどりの基本計画改定の審議の中で改めて決定することとします。

#### 指標項目と数値目標

指標項目	【現状】 令和4年度	【目標】 令和11年度 (2029年度)
緑被率	(10.1%)	10.8%
平均緑視率	(21.8%)	25%
身のまわりの花やみどりを 増やしている区民の割合	37.9%	50%

出典：緑被率/台東区みどりの実態調査（平成30年7月1日航空写真撮影）による

平均緑視率/台東区みどりの実態調査（平成30年6月30日～9月19日撮影）による

身のまわりのみどりを増やしている区民の割合/台東区環境基本計画改定に係る基礎調査（令和4年度）



【気候変動】

基本目標 2 地球環境に配慮し、脱炭素に向かうまち

気候変動は、人間社会や生態系の危機につながると考えられており、世界的にも集中豪雨や干ばつなどの異変が発生するなどして、世界全体で気候変動対策が急がれていることから、温室効果ガスを排出しない、「地球環境に配慮し、脱炭素に向かうまち」を基本目標とします。

この目標の達成のためには、パリ協定の実質的な目標である1.5℃目標を踏まえ、令和32(2050)年における温室効果ガス排出量実質ゼロを目指します。中でも、温室効果ガスの大半を占める二酸化炭素の排出削減を図るため、産業、業務、家庭、運輸の各部門で省エネルギー等の取組を強化するとともに、エネルギー利用の脱炭素化に向けて、太陽光発電などの再生可能エネルギーのさらなる普及に取り組みます。

また、ヒートアイランド現象に代表される気温の上昇などへの対応として、気候変動の影響への適応を図るとともに、特に温室効果ガス排出量の多くを占める民生部門(家庭及び業務)について、様々な施策を展開していきます。

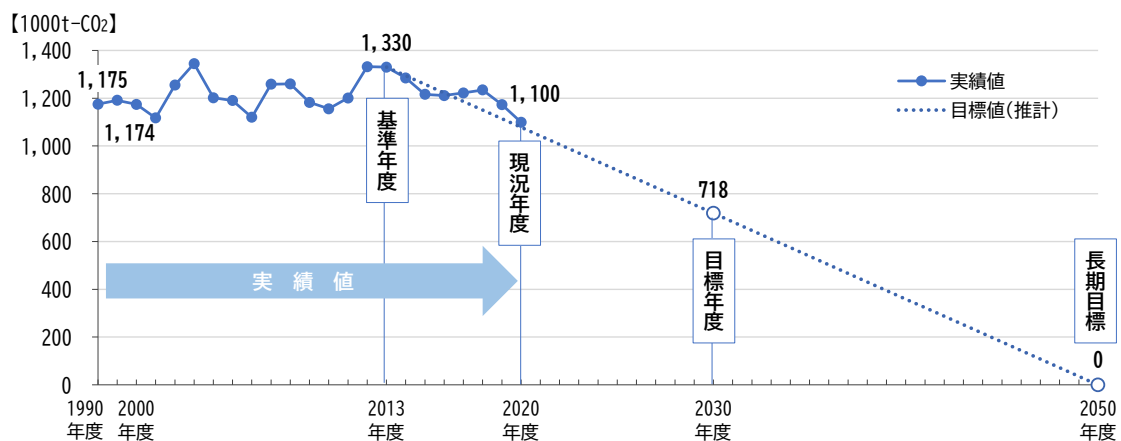
なお、計画目標については、国の温室効果ガス削減目標に準じた設定とします。

(73ページ)

指標項目と数値目標

指標項目	【基準年度】 平成25年度	【現状】 令和2年度	【目標】 令和12年度 (2030年度)	【長期目標】 令和32年度 (2050年度)
温室効果ガス排出量 削減率(1000t-CO <sub>2</sub> eq)	— (1,330 <sup>※</sup> )	17.3%減 (1,100 <sup>※</sup> )	46%削減 (718) 〔さらに50% 削減を目指す〕	実質ゼロ

※オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」資料(令和5年3月)より



温室効果ガス排出量削減目標と実績値の推移

(実績値は、オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」資料より出典)

資源の大量消費・大量廃棄が環境汚染やごみ処理の環境負荷、最終処分場の残余年数といった様々な課題をもたらしており、3R（Reduce：発生抑制、Reuse：再使用、Recycle：再生利用）を取組の基本とする循環型社会の形成が必要なことから、「廃棄を抑制し、資源を大切にすま」を基本目標とします。

具体的には、ごみの発生抑制（リデュース）を最優先に、くり返し使用（リユース）する取組、そして、正しく分別し、もう一度資源として再生利用（リサイクル）する取組を促進します。特に、食品ロスが区内の燃やすごみ排出量の一定割合を占めているため、食品ロスを減らすことがごみの減量に繋がることを認識し、区民・事業者・区が一丸となって、SDGs 実現の観点からも重要な食品ロスの削減に取り組めます。

さらに、循環型社会の実現に向け、プラスチックの分別回収に取り組めます。

#### 指標項目と数値目標

指標項目	【現状】 令和4年度	【目標】 令和12年度 (2030年度)
区民1人1日あたりのごみ・資源排出量	693g	651g <sup>※</sup>

※「台東区一般廃棄物処理基本計画」（令和3年3月）における目標値



戸別収集の様子

【生活環境】

基本目標 4

安心で美しく快適なまち

区内の生活環境については、環境基準を達成し、「安心で美しく快適なまち」を基本目標とします。

具体的には、大気・水質・騒音などの面から、良好な環境を確保するための様々な施策を展開し、環境基準の達成を目指します。また、ごみのポイ捨てや屋外における喫煙に関する意見が多く寄せられていることから、今後も基本的な喫煙等マナーの啓発を強化し、魅力的なまちとして美化向上を図り、世界に誇れる健康で快適な環境づくりを進めます。

なお、指標項目のうち「大江戸清掃隊の登録団体数」については、現状から年間10団体の増加を目指し、令和12(2030)年度の目標を430団体に設定します。

指標項目と数値目標

指標項目		【現状】 令和4年度	【目標】 令和12年度 (2030年度)
環境基準	大気 (3項目)	概ね達成 (2項目達成)	達成
	水質 (4項目)	概ね達成 (3項目達成)	達成
	騒音 (評価対象戸数)	概ね達成 (94.5%達成)	達成
大江戸清掃隊 登録団体数		353 団体	430 団体



大江戸清掃隊によるごみゼロキャンペーン  
(おかちまちパンダ広場)



喫煙等マナー指導員

## 基本目標 5 一人ひとりが環境を意識し、行動するまち

地球温暖化をはじめとする今日の様々な環境問題の解決や、地域における良好な環境の形成は、区とともに、区民や事業者が協働し、多様な主体が自主的に取り組むことが重要であることから、「一人ひとりが環境を意識し、行動するまち」を基本目標とします。

具体的な取組としては、あらゆる世代における環境学習・教育の充実、区民・事業者や地域の団体など様々な主体による環境配慮行動の促進、行動を促し支える意識啓発と情報発信の充実を図ります。また、環境(エコ)フェスタの開催などの交流の場を今後も提供し、多様な主体の連携・協働の下で、環境保全活動のさらなる強化を図るとともに、環境情報の充実や環境学習の場の整備に取り組み、区民の環境保全活動を継続的に支援していきます。

指標項目の環境学習講座の受講者数は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で減少したものの、今後はリモート開催の拡充など新たな学習スタイルを取り入れ、目標達成を目指します。

指標項目と数値目標

指標項目	【現状】 令和4年度	【目標】 令和12年度 (2030年度)
環境にやさしい暮らし方に取り組んでいる区民の割合	63.8% <sup>※1</sup>	78.7%
環境学習講座 受講者数 <sup>※2</sup>	4,634人	7,600人

出典：環境にやさしい暮らし方に取り組んでいる区民の割合/台東区民の意識調査

※1 令和5年度 台東区民の意識調査

※2 環境ふれあい館ひまわりで実施した講座等



身近な自然を発信するボランティア  
「区民自然観察員」養成講座（精華公園）



リサイクル施設のバス見学ツアー  
「リサイくるくる探検隊」

### 第3節 計画の体系

本計画では、主要課題である「自然」「気候変動」「循環型社会」「生活環境」「環境学習・協働」について5つの基本目標を掲げ、それぞれに指標となる数値目標等と取組の柱を設定して、事業展開を図ります。

基本理念	分野	基本目標	取組の柱
<p>1 今ある環境資源を活かしながら よりよい環境を創造し、次世代へ継承していきます</p> <p>2 生活様式を見直し 地球環境に配慮した「環境都市」をめざします</p> <p>3 地域を基盤に区民・事業者・区が協働して計画の実現に取り組んでいきます</p>	<p>1 自然</p>	<p>花とみどりの輪が広がる、うるおいのあるまち</p>	<p>①花とみどりの創出と保全</p> <p>②花とみどりに親しむ機会の充実</p>
	<p>2 気候変動</p>	<p>地球環境に配慮し、脱炭素に向かうまち</p>	<p>①ゼロカーボンシティを意識したビジネス・ライフスタイルの転換</p> <p>②エネルギー利用の脱炭素化推進</p> <p>③気候変動への適応</p>
	<p>3 循環型社会</p>	<p>廃棄を抑制し、資源を大切にすまち</p>	<p>①ごみの発生抑制の促進</p> <p>②資源循環の促進</p>
	<p>4 生活環境</p>	<p>安心で美しく快適なまち</p>	<p>①健康で快適な生活環境の確保</p> <p>②まちの美化に向けた環境配慮行動の普及・促進</p>
	<p>5 環境学習・協働</p>	<p>一人ひとりが環境を意識し、行動するまち</p>	<p>①持続可能な社会を担う人づくり</p> <p>②多様な主体による環境配慮行動の推進</p> <p>③環境保全の意識啓発と情報発信の充実</p>

主な取組事業の例

関連するSDGsの項目

- ・グリーン・リーダーの活動の活性化
- ・「花の心フラワーサポーター」支援 など



- ・花とみどりのコンテストの開催
- ・花苗等の提供による花に親しむ暮らしの普及
- ・イベント時の一時的な緑化に対する支援
- ・花とみどりに関するイベントの実施 など



- ・我が家・我が社のCO<sub>2</sub>ダイエット宣言の普及
- ・事業所向け省エネ機器助成の推進
- ・ゼロカーボンシティ宣言の周知啓発 など



- ・共同住宅共用部照明のLED化の推進
- ・太陽光発電システム等の推進
- ・自治体連携によるカーボン・オフセットの推進 など



- ・雨水貯留槽の設置普及
- ・国産木材の利用促進
- ・暑熱対策「涼み処」の設置 など



- ・プラスチック削減の普及・啓発
- ・食品ロス削減に向けた情報発信
- ・食品ロス削減に向けた取組の促進
- ・生ごみ減量対策事業 など



- ・粗大ごみの資源化の実施及びリユース活動の促進
- ・プラスチック分別回収 など



- ・解体等工事現場におけるアスベスト飛散防止に関する監視、指導
- ・近隣に配慮した生活マナーの啓発
- ・日常生活に影響をもたらす鳥獣害への対策 など



- ・大江戸清掃隊への支援・連携の仕組みづくり
- ・喫煙等マナー向上の推進
- ・公衆喫煙所の整備 など



- ・各種環境講座・イベント・施設見学会の実施
- ・環境学習オンライン講座の実施
- ・森林体験ガイドウォークの実施 など



- ・環境（エコ）フェスタの開催
- ・地域での活動の促進・支援
- ・環境審議会の設置 など



- ・情報発信や自主的な環境学習の拠点としての機能の充実
- ・様々な広報媒体を活用した環境情報の発信
- ・環境基本条例の制定と周知啓発 など



## 体系別取組事業一覧

基本目標1【自然】 花とみどりの輪が広がる、うるおいのあるまち			
取組の柱① 花とみどりの創出と保全			
NO.	事業名	担当課	頁
1	区有施設における積極的な緑化の推進	施設課 環境課	57
2	教育施設の緑化の推進	環境課 庶務課	57
3	緑化計画による緑化の促進	建築課	57
4	民間施設緑化助成制度による緑化の促進	環境課	58
5	プランターによる緑化の促進	環境課	58
6	隅田公園サクラ再生	公園課	58
7	魅力ある公園の整備	公園課	59
8	街路樹の更新等による緑の充実	公園課	59
9	公園の花壇の維持管理	公園課	59
10	グリーン・リーダーの活動の活性化	環境課	59
11	「花の心フラワーサポーター」支援	環境課	59
12	区民参加による学校のみどりの維持管理	庶務課	60
13	区有施設の花壇の維持管理	環境課・各課	60
14	区内道路の花壇の維持管理	環境課	60
取組の柱② 花とみどりに親しむ機会の充実			
15	水辺に親しむイベントの開催	環境課	61
16	園芸文化・技術の継承・再生・普及	環境課	61
17	花とみどりのコンテストの開催	環境課	62
18	花苗等の提供による花に親しむ暮らしの普及	環境課	62
19	区民への「花の心」普及	環境課 都市計画課	62
20	イベント時の一時的な緑化に対する支援	環境課	62
21	花とみどりに関するイベントの実施	環境課	62
22	隅田川等の親水性の向上	都市計画課	63
23	水辺と調和する街並みの形成	都市計画課	63
24	【新規】生物多様性の理解と保全	環境課 公園課 庶務課	63
再掲	学校ビオトープを活用した自然観察等の実施	指導課	63
再掲	「ビオトープ調査隊」の実施	環境課	63
再掲	区民自然観察員の養成	環境課	63
再掲	【新規】森林体験ガイドウォークの実施	環境課	63



基本目標2【気候変動】 地球環境に配慮し、脱炭素に向かうまち			
取組の柱① ゼロカーボンシティを意識したビジネス・ライフスタイルの転換			
25	身近にできる省エネの普及推進	環境課	78
26	我が家・我が社のCO <sub>2</sub> ダイエット宣言の普及	環境課	78
27	【充実】事業所向け省エネ機器助成の推進	環境課	78
28	省エネ通信簿の普及	環境課	78
29	省エネルギー診断	環境課	79
30	共同住宅向け省エネコンサルタント派遣	環境課	79
再掲	町会や事業者団体へのエココーディネーター派遣	環境課	79
31	家庭における環境配慮行動の普及促進	環境課	79
32	【充実】ビジネス環境配慮行動の普及促進	環境課	80
33	新製品新技術開発支援	産業振興課	80
34	【新規】ゼロカーボンシティ宣言の周知啓発	環境課	80
35	【新規】2050年「ゼロカーボンシティ特別区」の実現	環境課	80
36	【新規】最新技術を導入した省エネ・創エネ製品への助成の検討	環境課	80
37	【新規】「デコ活」の周知啓発	環境課 清掃リサイクル課	82
取組の柱② エネルギー利用の脱炭素化推進			
38	【充実】共同住宅共用部照明のLED化の推進	環境課	83
39	【充実】区有施設への新エネ・省エネ設備の率先導入	施設課 環境課	83
40	環境改善資金融資あっせん（省エネ設備）	産業振興課 環境課	84
41	環境にやさしい商店街づくり支援	産業振興課	84
42	長期優良住宅認定制度による断熱等の促進	建築課	84
43	建築物の遮熱化の推進	環境課	84
44	建築物の断熱化の推進	環境課	84
45	【充実】太陽光発電システム等の推進	環境課 建築課	85
46	ソーラー診断の実施	環境課	85
47	家庭用燃料電池の普及推進	環境課	85
48	水素社会実現に向けた普及啓発	環境課	85
49	環境改善資金融資あっせん（エコカー）	産業振興課 環境課	86
50	燃料電池自動車の普及啓発	環境課	86
51	環境に配慮した車両の率先導入	環境課	86
52	【新規】燃料電池ごみ収集車の試験利用	台東清掃事務所	86
53	【新規】大規模集合住宅への環境配慮促進	住宅課	86
54	【新規】自治体連携によるカーボン・オフセットの推進	環境課	87
55	【充実】再生可能エネルギーの普及啓発	環境課	88
56	【新規】区有施設における低炭素エネルギーの導入検討	環境課	88
再掲	低公害・低燃費車への転換の普及・啓発	環境課	88

取組の柱③ 気候変動への適応			
57	透水性舗装の着実な推進	土木課	90
58	雨水や残り湯等の利用による打ち水の普及	環境課	90
59	雨水貯留槽の設置普及	環境課	90
再掲	区有施設における積極的な緑化の推進	施設課 環境課	91
再掲	教育施設の緑化の推進	環境課 庶務課	91
再掲	緑化計画による緑化の促進	建築課	91
再掲	民間施設緑化助成制度による緑化の促進	環境課	91
60	熱中症予防の周知啓発	保健サービス課	91
61	微細ミストの普及	環境課	92
62	コミュニティ防災の構築	危機・災害対策課	93
63	【新規】国産木材の利用促進	施設課 環境課	93
64	【新規】暑熱対策「涼み処」の設置	環境課	95

基本目標3【循環型社会】 廃棄を抑制し、資源を大切にすまち			
取組の柱① ごみの発生抑制の促進			
65	ごみ減量出前講座等の実施	清掃リサイクル課 台東清掃事務所	97
66	ごみ減量等の啓発用小冊子の作成	清掃リサイクル課	97
67	プラスチック削減の普及・啓発	環境課 清掃リサイクル課	97
68	イベント時の環境配慮行動の促進	環境課 清掃リサイクル課	97
69	事業系ごみの排出指導	台東清掃事務所	98
70	集合住宅のごみ排出抑制の促進	清掃リサイクル課 台東清掃事務所	98
71	不法投棄対策の強化	台東清掃事務所	98
72	【新規】食品ロス削減に向けた情報発信	清掃リサイクル課	98
73	【新規】食品ロス削減に向けた取組の促進	清掃リサイクル課	98
74	【新規】生ごみ減量対策事業	清掃リサイクル課	99
75	【新規】給水機設置によるマイボトルの利用促進	環境課 清掃リサイクル課	99
取組の柱② 資源循環の促進			
76	資源回収の推進	清掃リサイクル課	100
77	集団回収の推進	清掃リサイクル課	100
78	リサイクル協力店認定制度の推進	清掃リサイクル課	101
79	環境リサイクル団体等の育成・支援	環境課 清掃リサイクル課 くらしの相談課	102
80	【新規】粗大ごみの資源化の実施及びリユース活動の促進	清掃リサイクル課	102
81	【新規】プラスチック分別回収	清掃リサイクル課	103

基本目標4【生活環境】 安心で美しく快適なまち			
取組の柱① 健康で快適な生活環境の確保			
82	環境改善資金融資あっせん（公害対策設備）	産業振興課 環境課	105
83	低公害・低燃費車への転換の普及・啓発	環境課	105
84	自転車等駐車場の整備	交通対策課	105
85	タウンサイクルの促進	交通対策課	106
86	循環バスめぐりんの利用促進	交通対策課	106
87	道路上の看板設置・商品展示への対応	道路管理課	106
88	アスベストに関する相談対応・情報提供	環境課 建築課	107
89	アスベスト含有調査費及び対策工事費の助成	建築課	107
90	アスベストに関する届出や措置に関する指導	環境課	107
91	解体等工事現場におけるアスベスト飛散防止に関する監視、指導	環境課	107
92	工場・指定作業場への規制・指導	環境課	107
93	事業者へのVOC排出指導	環境課	108
94	化学物質使用事業者への指導及び情報提供	環境課	108
95	特定建設作業等への指導	環境課	108
96	近隣に配慮した生活マナーの啓発	環境課	108
97	日常生活に影響をもたらす鳥獣害への対策	環境課	109
98	環境調査の実施・公表	環境課	109
99	国・東京都や近隣自治体との連携	環境課	109
100	【新規】旅行者へのマナー啓発	観光課	109
101	【新規】生活環境や生態系の保全	環境課	109
再掲	【新規】暑熱対策「涼み処」の設置	環境課	109
取組の柱② まちの美化に向けた環境配慮行動の普及・促進			
102	大江戸清掃隊への支援・連携の仕組みづくり	環境課	110
103	まちの美化里親制度の推進	環境課	110
104	喫煙等マナー向上の推進	環境課	110
105	公衆喫煙所の整備	環境課	111
106	公衆喫煙所の設置・移設・廃止の検討	環境課	111
107	【新規】公衆喫煙所設置費等助成	環境課	111
108	ポイ捨て防止対策の実施	環境課	111
109	景観条例等に基づく景観づくり	都市計画課	111
110	景観資源を活用した景観形成の推進	都市計画課	111

基本目標5【環境学習・協働】 一人ひとりが環境を意識し、行動するまち

取組の柱① 持続可能な社会を担う人づくり

111	区民による環境調査の実施	環境課	113
112	各種環境講座・イベント・施設見学会の実施	環境課	113
113	花の心の教育	指導課	113
114	環境学習見学会	環境課	114
115	環境教育プログラム・教材の開発	環境課	114
116	学校ビオトープを活用した自然観察等の実施	指導課	114
117	清掃施設見学会	指導課	114
118	町会や事業者団体へのエココーディネーター派遣	環境課	114
119	「ビオトープ調査隊」の実施	環境課	115
120	区民自然観察員の養成	環境課	115
121	青少年教育の推進	生涯学習課	116
122	台東区環境ポスター・標語コンクール	環境課	116
123	環境学習ハンドブックの作成	環境課 清掃リサイクル課	116
124	環境、ごみ減量・リサイクル講演会の実施	環境課	117
125	【新規】環境学習オンライン講座の実施	環境課	117
126	【新規】森林体験ガイドウォークの実施	環境課	117

取組の柱② 多様な主体による環境配慮行動の推進

127	環境(エコ)フェスタの開催	環境課	118
128	地域での活動の促進・支援	環境課 清掃リサイクル課 台東清掃事務所	118
129	区民・事業者・区が協働した景観まちづくりの推進	都市計画課	118
130	花の心プロジェクト推進協議会運営	環境課	119
131	【新規】環境審議会の設置	環境課	119
再掲	家庭における環境配慮行動の普及促進	環境課	119
再掲	【充実】ビジネス環境配慮行動の普及促進	環境課	119
再掲	新製品新技術開発支援	産業振興課	119

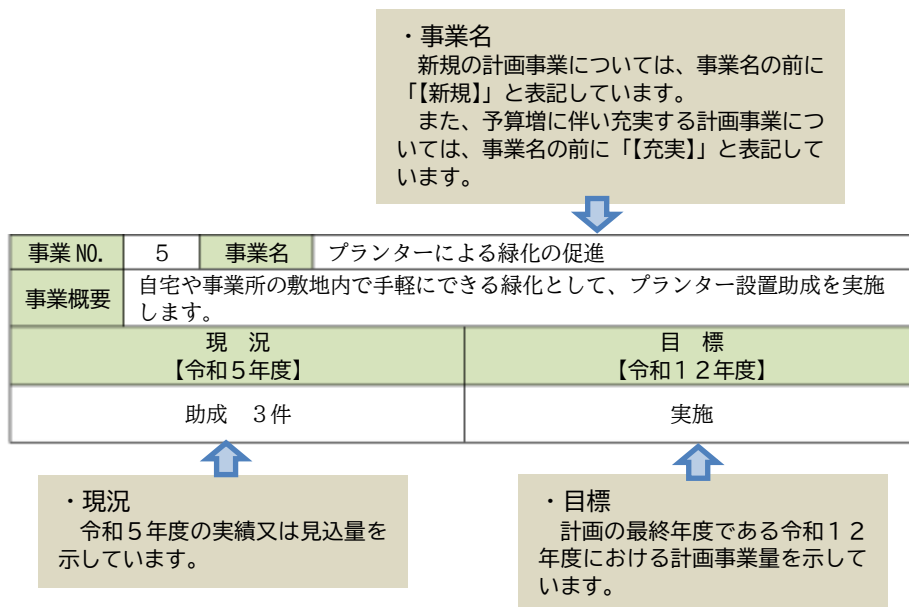
取組の柱③ 環境保全の意識啓発と情報発信の充実

132	情報発信や自主的な環境学習の拠点としての機能の充実	環境課	120
133	各種環境調査結果・観察会情報等の提供	環境課	120
134	【充実】様々な広報媒体を活用した環境情報の発信	環境課	120
135	環境ふれあい館公式X「まわるん」による環境情報の発信	環境課	121
136	環境案内人(エコガイド)の発行	環境課	121
137	【新規】環境基本条例の制定と周知啓発	環境課	121
138	【新規】教育旅行誘致用プロモーション教材の作成	観光課	121

## 第4章 環境施策の展開

- 基本目標1 花とみどりの輪が広がる、うるおいのあるまち
- 基本目標2 地球環境に配慮し、脱炭素に向かうまち
- 基本目標3 廃棄を抑制し、資源を大切にするまち
- 基本目標4 安心して美しく快適なまち
- 基本目標5 一人ひとりが環境を意識し、行動するまち

### ◆計画内容の見方◆



## 基本目標1 【自然】

# 花とみどりの輪が広がる、うるおいのあるまち

自然分野の基本目標である「花とみどりの輪が広がる、うるおいのあるまち」の実現を目指して、次の展開を図ります。

指標

緑被率

平均緑視率

身のまわりの花やみどりを増やしている区民の割合

取組の柱

1-① 花とみどりの創出と保全

1-② 花とみどりに親しむ機会の充実

### 重点取組事業

- ◆事業No.10 グリーン・リーダーの活動の活性化（環境課）
- ◆事業No.11 「花の心フラワーサポーター」支援（環境課）
- ◆事業No.17 花とみどりのコンテストの開催（環境課）
- ◆事業No.18 花苗等の提供による花に親しむ暮らしの普及（環境課）
- ◆事業No.20 イベント時の一時的な緑化に対する支援（環境課）
- ◆事業No.21 花とみどりに関するイベントの実施（環境課）

## 1-① 花とみどりの創出と保全

花やみどりには、生物多様性の保全、気候変動対策、良好な景観形成など様々な役割があります。

まとまった緑化スペースが限られている本区において、今あるみどりを守り、身近な空間で花やみどりを増やすため、区民・事業者・区が協働して取り組む必要があります。そのため、区有施設、道路の街路樹、公園などの緑化推進と、緑化計画による民有地の緑化指導や緑化助成などに引き続き取り組み、花とみどりを創出していきます。また、グリーン・リーダーや花の心フラワーサポーターの支援を通じて活動の活性化を図り、花やみどりを育みます。

事業NO.	1	事業名	区有施設における積極的な緑化の推進
事業概要	庁舎等の区有施設において、台東区みどりの条例で定められている緑化基準等に基づき、接道部や屋上・壁面等の積極的な緑化に努めます。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
新增改築時に条例に基づき緑化推進 2施設 みどりのカーテン設置 50箇所		実施 60箇所	

【施設課、環境課】

事業NO.	2	事業名	教育施設の緑化の推進
事業概要	小中学校・幼稚園において、屋上・壁面緑化、みどりのカーテンの設置・充実を図ります。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
実施		実施	

【環境課、庶務課】

事業NO.	3	事業名	緑化計画による緑化の促進
事業概要	新築及び改築の際に、台東区みどりの条例に基づく緑化計画による協議を行い、みどりの創出に努めます。また、事前協議時に継続的な緑化が図れるように適切な指導を行います。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
実施		実施	

【建築課】

事業 NO.	4	事業名	民間施設緑化助成制度による緑化の促進
事業概要	新たなみどりの創出のため、民間施設緑化助成制度を用いて、民間施設の屋上緑化・壁面緑化・地先緑化・駐車場緑化を促進します。		
	現 況 【令和5年度】		目 標 【令和12年度】
	助成 0件		実施

【環境課】

事業 NO.	5	事業名	プランターによる緑化の促進
事業概要	自宅や事業所の敷地内で手軽にできる緑化として、プランター設置助成を実施します。		
	現 況 【令和5年度】		目 標 【令和12年度】
	助成 3件		実施

【環境課】

事業 NO.	6	事業名	隅田公園サクラ再生
事業概要	桜の名所としての隅田公園を維持するために、樹勢回復作業や生育環境の改善など、桜再生に取り組みます。		
	現 況 【令和5年度】		目 標 【令和12年度】
	実施		実施

【公園課】



隅田公園の桜



事業NO.	7	事業名	魅力ある公園の整備
事業概要	社会状況や区民の価値観の変化に伴い、公園に対するニーズが多様化しているため、今ある公園をさらに有効活用し、より魅力ある公園となるように整備を行います。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
整備 25園		43園	

【公園課】

事業NO.	8	事業名	街路樹の更新等による緑の充実
事業概要	街路樹に適した樹種への見直しを行うとともに、植替や補植により緑の充実を推進します。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
実施		実施	

【公園課】

事業NO.	9	事業名	公園の花壇の維持管理
事業概要	公園の花壇の適切な維持管理により、公園利用者を四季折々の花でおもてなしします。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
実施		実施	

【公園課】

事業NO.	10	事業名	グリーン・リーダーの活動の活性化
事業概要	グリーン・リーダーが花とみどりに関する地域活動の核となり、自主的・主体的に長期的な活動を行える仕組みづくりを検討します。また、グリーン・リーダーの育成・活動体制を充実させるとともに、より多くの区民に活動への参加を呼びかけます。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
活動 30回		30回	

【環境課】

事業NO.	11	事業名	「花の心フラワーサポーター」支援
事業概要	「花の心フラワーサポーター」の活動状況に応じて、様々な園芸用具を提供する等の支援を行います。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
実施		実施	

【環境課】

事業 NO.	1 2	事業名	区民参加による学校のみどりの維持管理
事業概要	P T A等と連携して、学校内のみどり、ビオトープ等の維持管理に取り組む体制を構築し、地域におけるみどりづくりや環境学習の拠点として学校を活用します。		
現 況 【令和5年度】		目 標 【令和12年度】	
実施		実施	

【庶務課】

事業 NO.	1 3	事業名	区有施設の花壇の維持管理
事業概要	学校等の区有施設に花苗を配布するとともに、フラワーポット・花壇を維持管理することにより、来街者などを四季折々の花でおもてなしします。		
現 況 【令和5年度】		目 標 【令和12年度】	
実施		実施	

【環境課・各課】

事業 NO.	1 4	事業名	区内道路の花壇の維持管理
事業概要	区道植樹帯等の花壇を維持管理することにより、来街者などを四季折々の花でおもてなしします。		
現 況 【令和5年度】		目 標 【令和12年度】	
実施		実施	

【環境課】



グリーン・リーダーの活動の様子

### 1-② 花とみどりに親しむ機会の充実

区では、花やみどりに親しむ機会を積極的に提供するため、関連イベントやコンテストを実施するとともに、区民に対して参加を働きかけてきました。また、関係機関と連携し、隅田川の護岸整備や沿川の景観誘導などの取組を進めてきました。

こうした取組を通じて、自然と触れ合える空間や水と親しめる空間に関する区民の満足度は以前よりも向上しています（☞138 ページ）。引き続き花とみどりに親しむ機会の充実に向け、身近な場所で花とみどりに触れ合う暮らしや「花の心」を普及させる取組を進めていくとともに、東京都と連携して隅田川の親水護岸の整備や、水辺空間のオープンスペースの確保などを図っていきます。

その一方で、これらの取組が生物多様性の保全上も重要であり、グリーンインフラとして多面的な機能を持つことに対して、区民の理解を深めていきます。

事業 NO.	15	事業名	水辺に親しむイベントの開催
事業概要	隅田川での水辺観察やハゼ釣り、川の生きものの学習等、水辺に親しむイベントを開催します。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
隅田川ハゼ釣りと水辺観察 1回		1回	

【環境課】



隅田川ハゼ釣りと水辺観察（隅田川テラス）

事業 NO.	16	事業名	園芸文化・技術の継承・再生・普及
事業概要	江戸以来の園芸文化を、現在の都市にあった形で再生・普及するため、みどりのカーテンや地先園芸等、園芸技術に関する講習会の開催や手引きなどを作成します。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
講習会等 15回		18回	

【環境課】

事業 NO.	17	事業名	花とみどりのコンテストの開催
事業概要	みどりのカーテンや地先園芸等、家庭や事業所等における緑化の優良事例を表彰します。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
開催 1回		1回	

【環境課】

事業 NO.	18	事業名	花苗等の提供による花に親しむ暮らしの普及
事業概要	区民に広くあさがおの苗等を配布し、花に親しむ暮らしの普及を図ります。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
苗・種の配布（配布イベント等） 42回		45回	

【環境課】

事業 NO.	19	事業名	区民への「花の心」普及
事業概要	「花の心」を普及するため、講演会や講座を実施します。また、小学3年生まちなみ絵画コンクールやポスター・標語コンクールにおいて、「花の心」をテーマにした作品を募集します。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
ポスター・標語コンクール 実施 まちなみ絵画コンクール 実施		実施 実施	

【環境課、都市計画課】

事業 NO.	20	事業名	イベント時の一時的な緑化に対する支援
事業概要	区内で様々なイベントが実施される際には、花とみどりによるにぎわいを演出する一時的な緑化を支援します。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
実施		実施	

【環境課】

事業 NO.	21	事業名	花とみどりに関するイベントの実施
事業概要	「花と緑のふれあい広場」や「環境(エコ)フェスタ」などのイベント内容の充実を図り、区民に積極的な参加を働きかけます。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
花と緑のふれあい広場 1回 環境(エコ)フェスタ 1回		1回 1回	

【環境課】

事業 NO.	22	事業名	隅田川等の親水性の向上
事業概要	東京都と連携し、隅田川テラスや親水護岸の整備を推進します。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
実施		実施	

【都市計画課】

事業 NO.	23	事業名	水辺と調和する街並みの形成
事業概要	水辺に配慮した景観行政を展開し、隅田川沿いの建築デザイン、緑化等を誘導します。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
実施		実施	

【都市計画課】

事業 NO.	24	事業名	【新規】生物多様性の理解と保全
事業概要	公園・学校のビオトープの維持管理やみどりに親しむイベント等を通じて、区民の生物多様性への理解を深めるとともに、保全・再生に関する取組を進めます。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
実施		実施	

【環境課、公園課、庶務課】

事業 NO.	再掲	事業名	学校ビオトープを活用した自然観察等の実施
※事業概要・目標等の詳細は、事業No.116 参照（114 ページ）			

【指導課】

事業 NO.	再掲	事業名	「ビオトープ調査隊」の実施
※事業概要・目標等の詳細は、事業No.119 参照（115 ページ）			

【環境課】

事業 NO.	再掲	事業名	区民自然観察員の養成
※事業概要・目標等の詳細は、事業No.120 参照（115 ページ）			

【環境課】

事業 NO.	再掲	事業名	【新規】森林体験ガイドウォークの実施
※事業概要・目標等の詳細は、事業No.126 参照（117 ページ）			

【環境課】

## コラム

### ◆第六次戦略「生物多様性国家戦略 2023-2030」◆

国は、令和5年3月に、新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に対応するため、第六次戦略「生物多様性国家戦略 2023-2030」を定めました。

戦略は、2030年のネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向けて、30by30目標の達成等の取組により健全な生態系を確保し、自然の恵みを維持回復するとともに、自然資本を守り活用する社会経済活動の推進を目指しています。



生物多様性国家戦略 2023-2030 の概要

(出典：環境省ホームページ)

## コラム

### ◆30by30目標とは◆

私たちの社会全体を支える自然の生態系サービスは、生物多様性の損失によって過去50年間で劣化が進んでいます。そのため、生物多様性の損失を止めて回復軌道に乗せる（ネイチャーポジティブ）行動が急務となっています。

そのような中で、「2030年までに海と陸の30%以上を保全する」30by30目標が国際的に支持されています。その達成に向けた取組を通じて、自然を活用した様々な地域課題の解決が目指されています。



30by30実現後の地域イメージ

(出典：生物多様性国家戦略 2023-2030)

## 基本目標2 【気候変動】

## 地球環境に配慮し、脱炭素に向かうまち

気候変動分野の基本目標である「地球環境に配慮し、脱炭素に向かうまち」の実現を目指して、次の展開を図ります。

指標

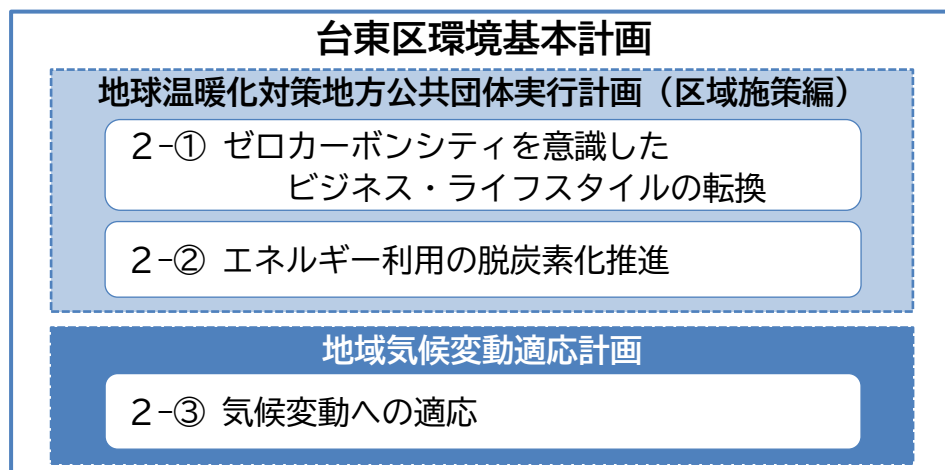
温室効果ガス排出量削減率

- 取組の柱
- 2-① ゼロカーボンシティを意識した  
ビジネス・ライフスタイルの転換
  - 2-② エネルギー利用の脱炭素化推進
  - 2-③ 気候変動への適応

## 重点取組事業

- ◆事業No.26 我が家・我が社のCO<sub>2</sub>ダイエット宣言の普及（環境課）
- ◆事業No.27 【充実】事業所向け省エネ機器助成の推進（環境課）
- ◆事業No.38 【充実】共同住宅共用部照明のLED化の推進（環境課）
- ◆事業No.45 【充実】太陽光発電システム等の推進（環境課・建築課）
- ◆事業No.54 【新規】自治体連携によるカーボン・オフセットの推進（環境課）
- ◆事業No.63 【新規】国産木材の利用促進（施設課・環境課）

なお、本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第4項に基づく「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」、及び「気候変動適応法」第12条に基づく「地域気候変動適応計画」を含めた計画であり、これら2つの計画と本節との関係は次のとおりです。



環境基本計画と関連計画の関係

## ■台東区地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）

以降の（１）から（６）では、「台東区地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」として、エネルギー消費の現状、温室効果ガスの排出状況、将来推計、削減に向けた課題、削減目標（詳細は資料編に掲載予定）とともに、本区における脱炭素シナリオを示します。

### （１）エネルギー消費の現状

平成25年度に 11,808TJ だったエネルギー消費量は、令和2年度には 10,361TJ（▲12.3%）に減少しています。

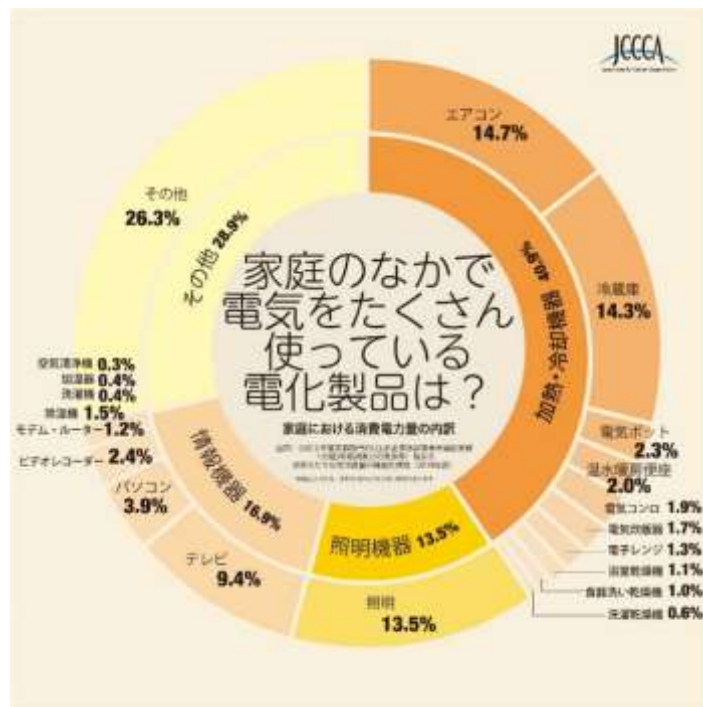
部門別の消費割合を見ると、令和2年度は業務部門が41.0%で最も多く、次いで家庭部門（35.2%）、運輸部門（18.9%）の順になっています。基準年度と比べて、業務部門、運輸部門で消費割合が減り、産業部門、家庭部門で排出割合が増えていることから、テレワークの普及によるオフィス稼働率の低下や移動機会の減少など、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う社会環境の変化がうかがえます。

- ・台東区におけるエネルギー消費量の推移（☞ 22 ページ）
- ・部門別エネルギー消費割合の変化（☞ 22 ページ）

## コラム

### ◆家庭におけるエネルギー消費量◆

電化製品の普及や住宅等のオール電化などを背景に、家庭で使われるエネルギーとして電気が多く使われています。中でも、エアコン、冷蔵庫、照明機器、情報機器などで消費される電気は、それぞれ全体の15%前後に上っています。



### 家庭における電化製品の消費電力量の内訳

（出典：令和3年度家庭部門のCO<sub>2</sub>排出実態調査事業委託業務（令和3年度調査分の実施等）報告書、世帯当たり年間消費量の機器別構成（2019年度）  
 全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト（<https://www.jccca.org/>）より）



## (2) 温室効果ガスの排出状況

地球温暖化には、私たちの日常生活や事業活動の中で、化石エネルギーの大量消費に伴って排出される温室効果ガス（主にCO<sub>2</sub>）が大きく影響しています。

令和2年度における区全体の温室効果ガス排出量は110.0万t-CO<sub>2</sub>eqであり、基準年度とされる平成25年度に比べて23.0万t-CO<sub>2</sub>eq（▲17.3%）減少しています。

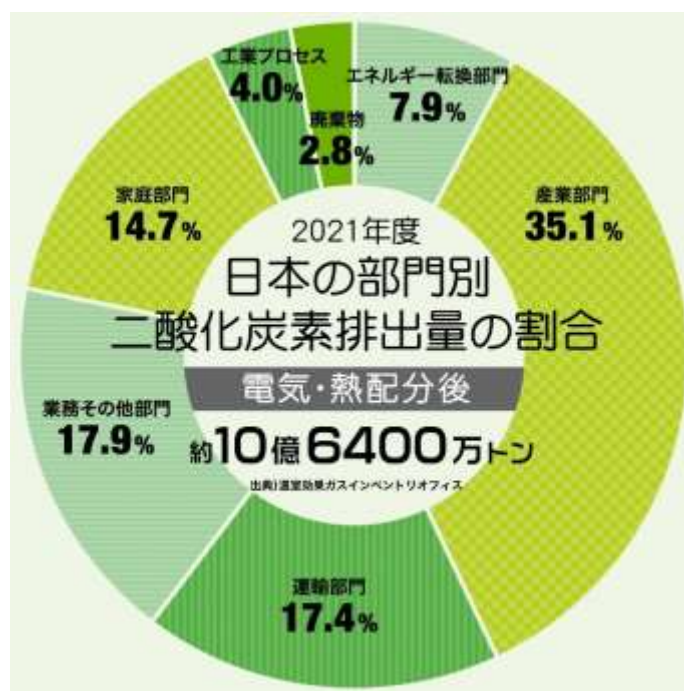
部門別の排出割合を見ると、令和2年度は業務部門が37.3%で最も多く、次いで家庭部門（29.5%）、運輸部門（14.0%）の順になっています。基準年度と比べて、業務部門、運輸部門で排出割合が減り、産業部門、家庭部門等で排出割合が増えている状況であり、廃棄物部門とCO<sub>2</sub>以外を除くエネルギー起源のCO<sub>2</sub>が温室効果ガス全体の約85%を占めています。

- ・台東区における温室効果ガス排出量の推移（☞23ページ）
- ・部門別温室効果ガス排出割合の変化（☞23ページ）

## コラム

## ◆我が国の二酸化炭素排出の状況◆

令和3年度における我が国の二酸化炭素排出量は、約10.6億t-CO<sub>2</sub>と推計されています。そのうち、産業部門の排出割合が35.1%で最も多く、業務部門や家庭部門からの排出が多い本区と比べて、排出状況として異なる傾向が見られます。



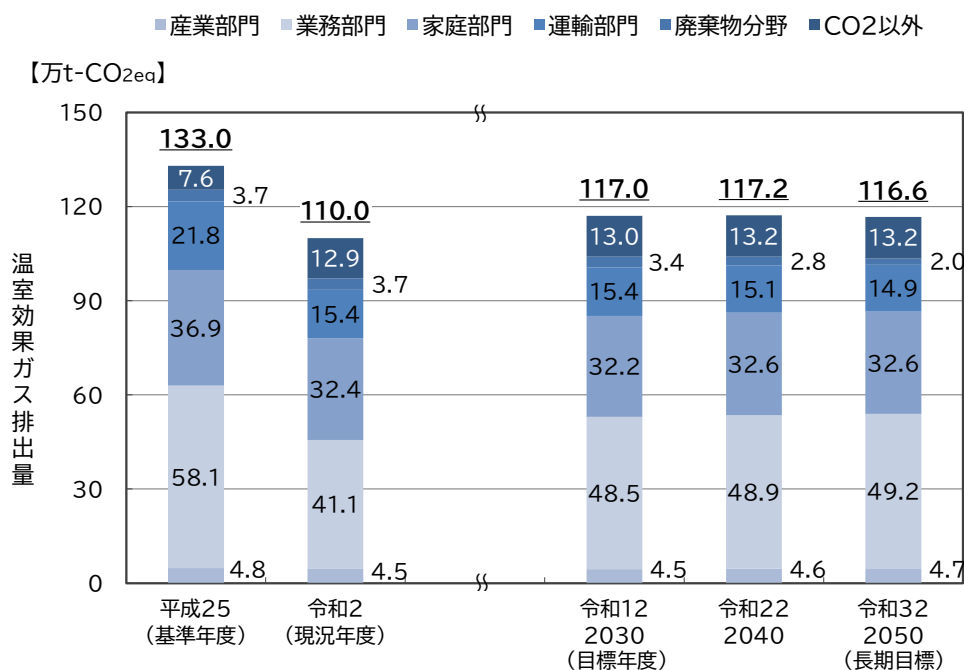
## 日本の部門別二酸化炭素排出量の割合

(出典：温室効果ガスインベントリオフィス/  
全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<https://www.jccca.org/>) より)

### (3) 温室効果ガス排出量の将来推計（新たな対策を講じない場合）

(1)、(2) で示したエネルギー消費の現状やこれまでの温室効果ガスの排出状況を踏まえ、今後、新たな対策を講じない場合、台東区全体の令和12(2030)年度の温室効果ガス排出量は117.0万t-CO<sub>2</sub>eq（基準年度比12.0%減）と推計されます。

また、その後、令和22(2040)年度は117.2万t-CO<sub>2</sub>eq（基準年度比11.9%減）、令和32年度(2050年度)は116.6万t-CO<sub>2</sub>eq（同12.3%減）と、温室効果ガス排出量はほぼ横ばいで推移する見通しです。



区 分	温室効果ガス排出量【万t-CO <sub>2</sub> eq】							
	平成25 (基準年度)	令和2 (現況年度)	令和12 2030 (目標年度)	基準年度比	令和22 2040	基準年度比	令和32 2050 (長期目標)	基準年度比
産業部門	4.8	4.5	4.5	▲6.5%	4.6	▲3.5%	4.7	▲1.7%
製造業	3.1	1.9	1.8	▲41.4%	1.7	▲43.2%	1.7	▲44.4%
農業	0.001	0.001	0.001	▲0.8%	0.000	▲100.0%	0.000	▲100.0%
建設業	1.7	2.6	2.7	56.2%	2.9	66.4%	3.0	73.6%
業務部門	58.1	41.1	48.5	▲16.6%	48.9	▲15.8%	49.2	▲15.3%
家庭部門	36.9	32.4	32.2	▲12.8%	32.6	▲11.7%	32.6	▲11.6%
運輸部門	21.8	15.4	15.4	▲29.2%	15.1	▲30.5%	14.9	▲31.6%
自動車	15.0	10.4	9.8	▲34.5%	9.4	▲37.2%	9.1	▲39.2%
鉄道	6.8	5.0	5.6	▲17.5%	5.7	▲15.6%	5.8	▲14.3%
廃棄物分野 (一般廃棄物の焼却)	3.7	3.7	3.4	▲8.0%	2.8	▲26.4%	2.0	▲45.9%
CO <sub>2</sub> 排出量計	125.4	97.1	104.0	▲17.1%	104.0	▲17.1%	103.4	▲17.5%
その他ガス計	7.6	12.9	13.0	71.1%	13.2	72.8%	13.2	73.3%
<b>合 計</b>	<b>133.0</b>	<b>110.0</b>	<b>117.0</b>	<b>▲12.0%</b>	<b>117.2</b>	<b>▲11.9%</b>	<b>116.6</b>	<b>▲12.3%</b>

※端数処理の関係で、合計値・割合は整合しない場合がある。

### 台東区における温室効果ガス排出量の将来推計結果（新たな対策を講じない場合）

## (4) 温室効果ガスの排出削減に向けた部門・分野別の課題

(3) で示した温室効果ガス排出量の将来推計結果を踏まえ、排出量削減に向けて各部門・分野においては次のような課題があげられます。

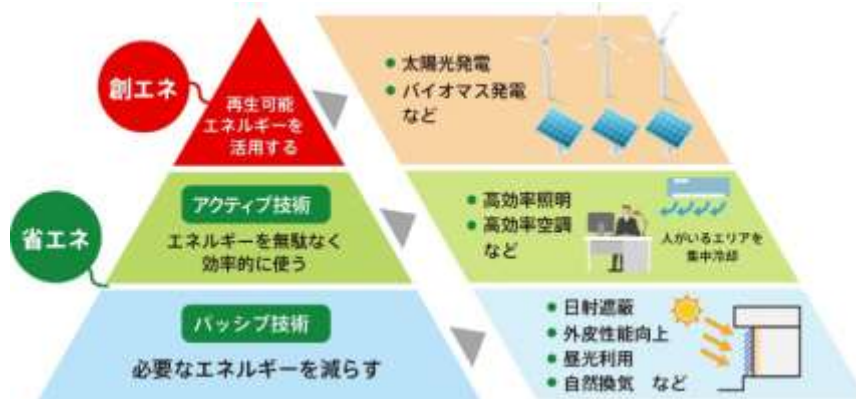
## 温室効果ガス排出量削減に向け各主体が取り組むべき課題

部門・分野	課題
産業部門	<ul style="list-style-type: none"> <li>●中小零細企業が多くを占める製造業では、活動量の減少に伴う温室効果ガス排出量の減少が見込まれますが、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの活用によって、排出量のさらなる削減を図る必要があります。</li> <li>●将来の建設需要の高まりに伴って、建設業における温室効果ガス排出量の増加が見込まれることから、建設機械等の高効率化や燃費性能の向上、動力・燃料の脱炭素化などを通じて、温室効果ガスの排出抑制を図る必要があります。</li> </ul>
業務部門	<ul style="list-style-type: none"> <li>●温室効果ガス排出割合が最も高い部門であるため、BEMS等の導入によるエネルギーマネジメントや建物全体のZEB化などに取り組み、エネルギー消費の抑制を図る必要があります。</li> <li>●上野・浅草などの観光地を擁し、物販・飲食等の店舗や宿泊施設の需要は将来的にも高く、業務用床面積の増加が見込まれていることから、空調・照明設備やOA機器の高効率化等により、エネルギー消費原単位のさらなる低減を図る必要があります。</li> </ul>
家庭部門	<ul style="list-style-type: none"> <li>●将来的にも人口は現況の水準が維持され、温室効果ガス排出量は横ばいに推移する見通しであるため、区民一人ひとりがライフスタイルを見直し、エネルギー消費の削減に努める必要があります。</li> <li>●温室効果ガス排出割合が業務部門に次いで高い部門であるため、省エネのアドバイスや再生可能エネルギー機器の導入助成などを通じて、省エネ・創エネの取組を一層推進する必要があります。</li> <li>●高層の集合住宅が増える一方で、区内には昔ながらの家屋が多く見られる地域もあることから、窓断熱等の省エネ改修を促進し、住宅の省エネ性能向上に取り組む必要があります。</li> </ul>
運輸部門	<ul style="list-style-type: none"> <li>●テレワークの活用などにより移動自体の効率化を図るとともに、公共交通機関やシェアサイクルの利用促進を通じて、温室効果ガス排出量のさらなる削減を図る必要があります。</li> <li>●ハイブリッド自動車や電気自動車などの次世代自動車の普及により、車両の脱炭素化やより燃費の良い車種への乗り替えを進め、温室効果ガスの排出抑制に努める必要があります。</li> <li>●乗降者数の将来的な増加が見込まれる鉄道においては、運行に伴う温室効果ガスの排出抑制に努める必要があります。</li> </ul>
廃棄物分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>●3R+Sの推進により、区民一人ひとりが食品ロスやプラスチック使用量の削減、リサイクル等に取り組み、焼却ごみの減量を図る必要があります。</li> <li>●プラスチックの循環利用を進めることで、焼却するプラスチックを削減し、温室効果ガス排出量を抑制する必要があります。</li> </ul>

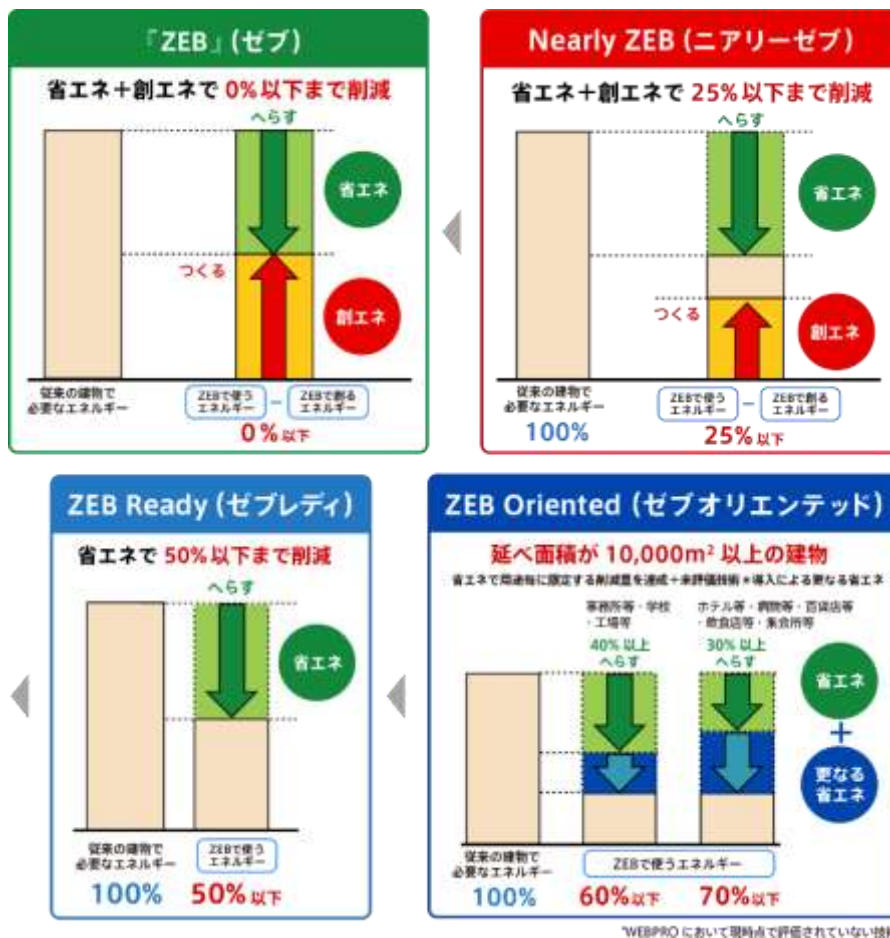
◆ZEBとは?◆

ZEBとは、ネット・ゼロ・エネルギー・ビル (Net Zero Energy Building) の略称で、「ゼブ」と呼びます。

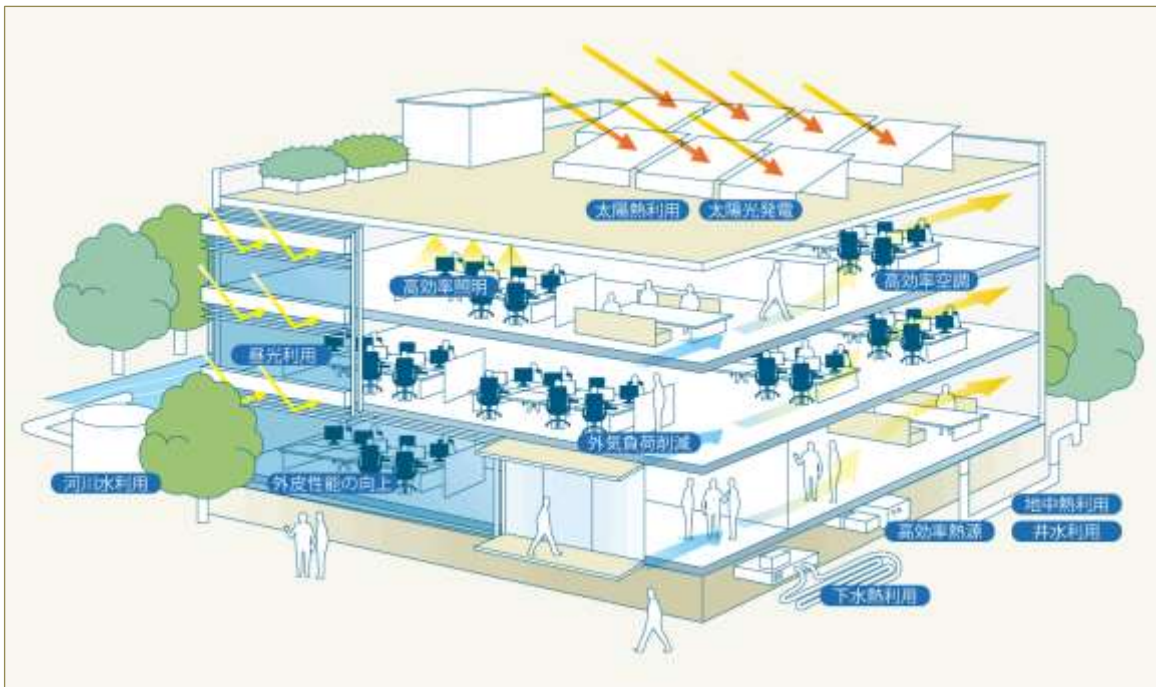
ZEBは、建物の断熱性を高めたり、自然の採光を取り入れたりするパッシブ技術によってエネルギー消費量を減らす【省エネ】と、太陽光発電などのアクティブ技術によって照明や空調などの必要不可欠なエネルギーを創り出す【創エネ】で、全体のエネルギー収支を実質ゼロとすることを目指した建物です。ZEBには、ゼロエネルギーの達成状況に応じて、4つの段階が定義されています。



ZEBを実現するための技術  
(出典：環境省ホームページ)



ZEBの4段階の定義  
(出典：環境省ホームページ)



ZEBのイメージ  
(出典：環境省ホームページ)

コラム

◆区有施設におけるZEBの導入事例◆

区は、台東区区有施設地球温暖化対策推進実行計画の趣旨を踏まえ、脱炭素社会の実現に向けた取組の一つとして区有施設のライフサイクルコストの縮減を進めています。その一つに、令和4年4月にオープンした「入谷地区センター・入谷区民館」があります。

同施設は、断熱性能の高い窓を全面に使用するとともに、省エネ効果の高い設備機器を採用するなどの省エネルギー化を行い、区有施設では初となる「ZEB Ready」の認証を取得しました。同施設の年間一次エネルギー消費量は、標準的な設備仕様の同規模建物と比較して51%の削減が見込まれており、「建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）」における5段階評価の最高ランクにも位置付けられています。



区有施設で初となるZEB Ready認証を取得した入谷地区センター・入谷区民館

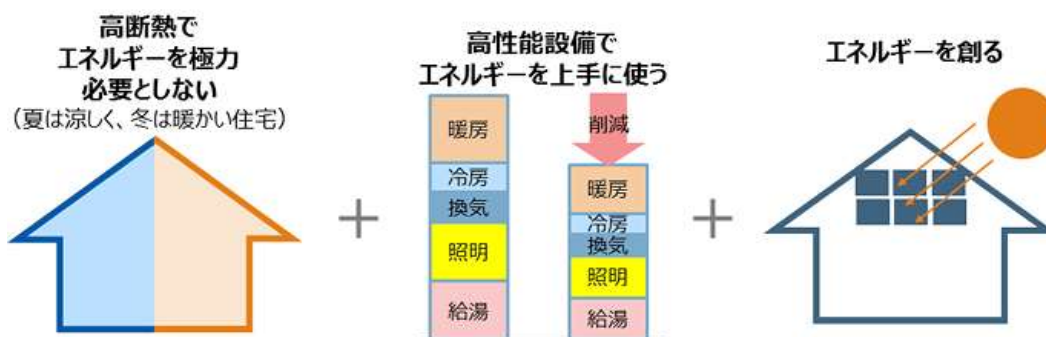
## コラム

### ◆ZEHとは？◆

ZEHとは、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（Net Zero Energy House）の略称で、「ゼッチ」と呼びます。

ZEHは、快適な室内環境を実現しながら、ZEBと同様に【省エネ】と【創エネ】を組み合わせ、エネルギー収支を実質ゼロとすることを目指した住宅です。ZEHのメリットは、①経済性、②快適・健康性、③レジリエンスの面から評価されています（下表）。

評価の視点	ZEHのメリット
①経済性	<ul style="list-style-type: none"> <li>高い断熱性能や高効率設備により、光熱費を安く抑えられます。</li> <li>太陽光発電等の創エネについて売電を行った場合は収入を得ることも可能です。</li> </ul>
②快適・健康性	<ul style="list-style-type: none"> <li>断熱性能が優れた住宅は、室温を一定に保ちやすいので、夏は涼しく、冬は暖かいため、快適な生活を送ることができます。</li> <li>ヒートショックの防止・循環器疾患の予防・熱中症の予防など、健康面でも効果が期待されます。</li> </ul>
③レジリエンス	<ul style="list-style-type: none"> <li>台風や地震等、災害の発生に伴う停電時においても、太陽光発電や蓄電池を活用すれば電気が使うことができ、非常時でも安心な生活を送ることができます。</li> </ul>



### ZEHのイメージ

(出典：省エネポータルサイト〔資源エネルギー庁〕)

(5) 温室効果ガス排出量削減目標

国は温室効果ガスの削減目標について、「平成25(2013)年比で46%削減を目指すとともに、50%削減の高みに向けて挑戦する」としています。

その一方で、区は令和32(2050)年の「ゼロカーボンシティ」の実現を宣言しています。また、「ゼロカーボンシティ特別区」の実現を目指して、23区の連携によって脱炭素化の取組も進めています。

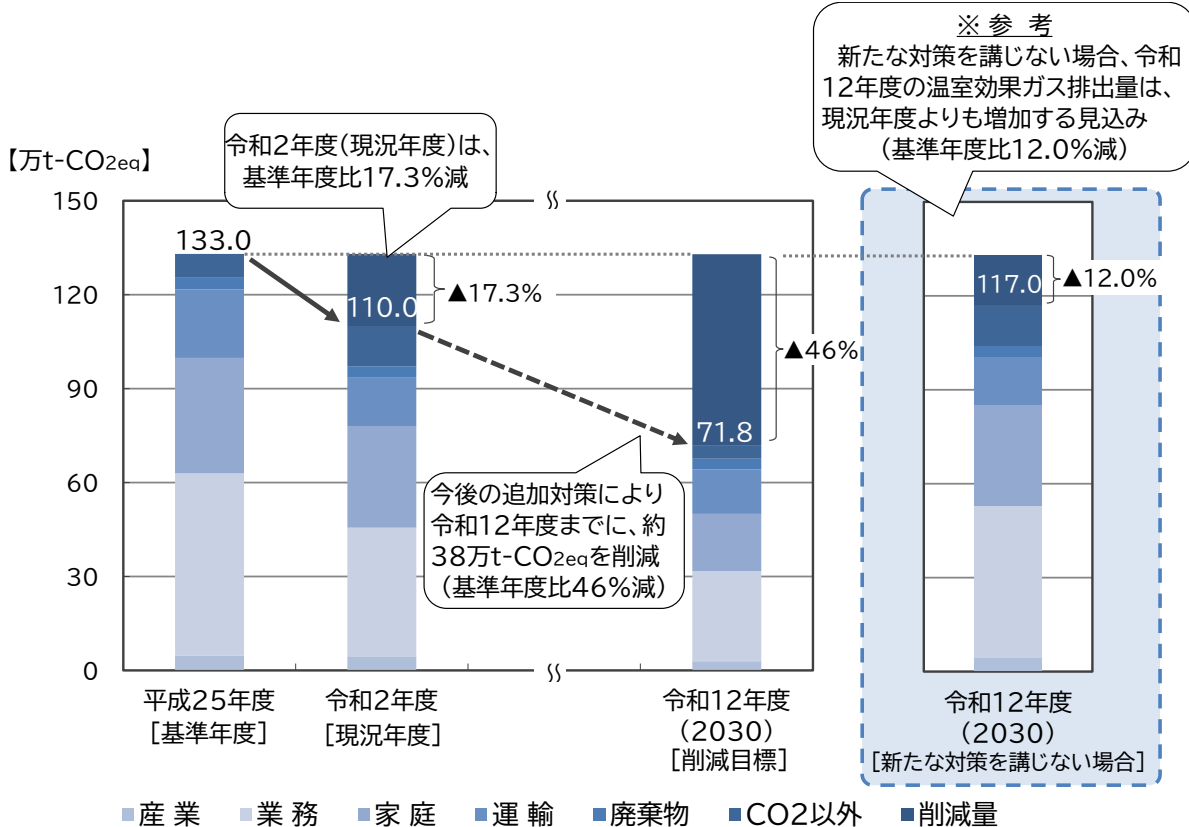
本区では、今後、新たな対策を講じない(現状趨勢ケース)場合、令和12(2030)年度の温室効果ガス排出量は今よりも増え、117.0万t-CO<sub>2eq</sub>になると推計されており、平成25(2013)年度と比べても12.0%しか削減できない見込みです。(※68ページ)

これらのことを踏まえ、区の温室効果ガス削減目標を次のように設定し、目標達成に向けて追加対策を実施していくこととします。

**【台東区の温室効果ガス削減目標】**

令和12(2030)年度までに平成25年度比**▲46%削減**  
(さらに50%削減を目指す)

【長期目標：令和32(2050)年度までに**ゼロカーボンシティ**を実現】



目標年度(令和12年度)の温室効果ガス排出量削減目標

◆地球温暖化問題に関する国際的な認識◆

令和5年3月20日に「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」は、地球温暖化問題について最新の科学的知見をまとめた第6次統合報告書（AR6）を発表しました。この中で注目されるのは、パリ協定において事実上の長期目標とされる「世界の平均気温上昇をできれば1.5℃に抑える」ためには、温室効果ガス排出量を「2030年までに43%、2035年までに60%削減（2019年比）する」必要があることが明記された点です。

IPCC第6次統合報告書で示された温室効果ガス削減率(2019年比)  
 (資料：IPCC 第6次統合報告書)

年	2030年	2035年	2040年	2050年
1.5℃に抑える経路	43 [34-60]	60 [49-77]	69 [58-90]	84 [73-98]
2℃に抑える経路	21 [1-42]	35 [22-55]	46 [34-63]	64 [53-77]

※単位は%、表中の値は中央値、[ ]内は90%レンジの上端値・下端値

令和5年4月に開催されたG7気候・エネルギー・環境大臣会合では、IPCC第6次統合報告書で求められている温室効果ガス排出量削減目標について、緊急課題として共同声明に盛り込みました。すなわち、「1.5℃目標を実現する経路では、世界の温室効果ガス排出量は、2030年までに4割削減（2019年比）し、2050年代初頭にはCO<sub>2</sub>を正味ゼロ排出」とすることに共通認識を示し、5月のG7首脳会議でもこの認識を確認しています。



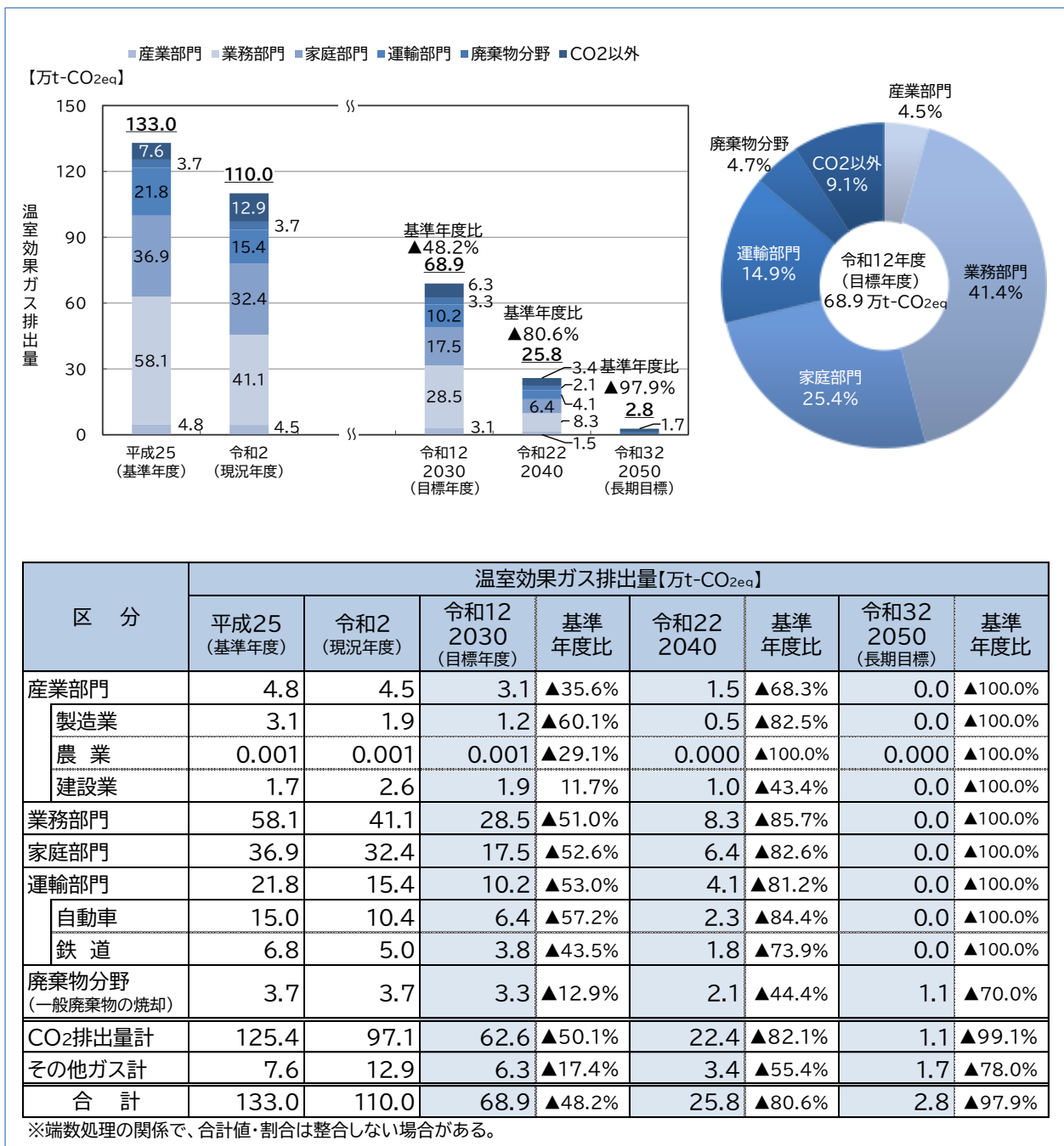
G7札幌 気候・エネルギー・環境大臣会合  
 (出典：環境省ホームページ)



(6) 台東区における脱炭素シナリオ（追加対策を実施した場合）

(5) の削減目標を達成するために追加対策を実施した場合、本区における将来の温室効果ガス排出量の見通し（脱炭素シナリオ）は次のとおりです。本区では、脱炭素シナリオの実現に向けて、今後、基本目標2の取組の柱2-①及び2-②にあげる事業を実施していきます。

- 目標年度（令和12年度）における温室効果ガス排出量は68.9万t-CO<sub>2</sub>eqで、基準年度比48.2%減の削減ポテンシャルが見込まれます。
- 部門別では、家庭部門が52.6%減、業務部門が51.0%減となり、排出割合は業務部門が41.4%で最も多くなる見通しです。



追加対策を実施した場合（脱炭素シナリオ）の将来の温室効果ガス排出量



ヒートアイランド対策  
雨水で打ち水

ごみ発生抑制の促進

COMPOST

自転車の積極的な利用

高反射塗料

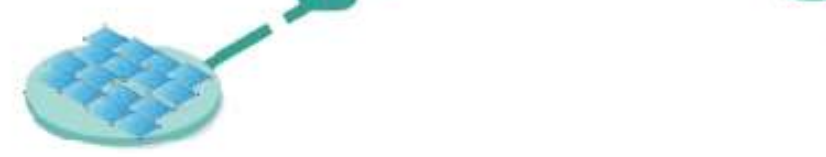
持続可能社会を担う人づくり

ビオトープ

まとまったみどりが残された公園や寺社

移動式微細ミストの利用

ペロブスカイト





台東区がめざす脱炭素社会（イメージ）

## 2-① ゼロカーボンシティを意識したビジネス・ライフスタイルの転換

温室効果ガスの大部分を占める二酸化炭素の排出を削減するために、家庭、事業所、区有施設などの建築物や設備・機器等の一層の省エネルギー化を図る必要があります。

本区は、家庭や事業所からの温室効果ガスの排出が多いため、ゼロカーボンシティ宣言の周知とともに、国が進める「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動（通称「デコ活」）」の普及啓発等を通じて、ビジネス・ライフスタイルの転換を図り、二酸化炭素の排出削減による脱炭素社会の実現に貢献していきます。

さらに、区内の住宅戸数の約80%が共同住宅であることを踏まえ、共同住宅向けのLED導入助成や省エネコンサルタントの派遣等を引き続き進めるほか、事業所にも省エネ・創エネ設備導入に対する助成や最新技術を取り入れた環境関連製品の開発支援などを進め、温室効果ガス排出量の削減を推進していきます。

事業NO.	25	事業名	身近にできる省エネの普及推進
事業概要	広報、メルマガ等に省エネにつながる生活の知恵を紹介し、身近な省エネ対策を普及・推進します。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
実施		実施	

【環境課】

事業NO.	26	事業名	我が家・我が社のCO <sub>2</sub> ダイエット宣言の普及
事業概要	「我が家のCO <sub>2</sub> ダイエット宣言」や「我が社のCO <sub>2</sub> ダイエット宣言」の一層の普及を図り、家庭や事業所の環境配慮型ライフスタイル・事業活動への転換と継続した取組を支援します。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
宣言者	1,293人（累計19,832人）	1,000人（累計27,539人）	
宣言企業	26事業所（累計486事業所）	40事業所（累計820事業所）	

【環境課】

事業NO.	27	事業名	【充実】事業所向け省エネ機器助成の推進
事業概要	事業所において既存の設備を省エネ効果が認められるもの（LED照明、空調機器等）に更新する経費の一部を助成し、省エネ化を推進します。また、助成率を引き上げ、CO <sub>2</sub> 排出量削減を図ります。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
助成 24件		35件	

【環境課】

事業NO.	28	事業名	省エネ通信簿の普及
事業概要	家庭における効果的な省エネ活動を促すため、省エネ通信簿の普及を促進します。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
発行 168通		400通	

【環境課】

事業NO.	29	事業名	省エネルギー診断
事業概要	事業所に省エネの専門家を派遣します。		
	現況 【令和5年度】	目標 【令和12年度】	
	実施	実施	

【環境課】

コラム

◆省エネルギー診断◆

区では、区内の事業所に省エネ診断の専門家を無料で派遣し、エネルギーの使用状況や設備の運用改善等の診断を行い、その結果をまとめた診断書を通じて、受診事業所の特性に合った省エネ方策を提案しています。

また、共同住宅向けには省エネコンサルタントを派遣し、省エネ診断を実施するとともに、共同住宅向け省エネガイドブックを活用して、住民等の意識啓発に取り組んでいます。



省エネ診断の様子

事業NO.	30	事業名	共同住宅向け省エネコンサルタント派遣
事業概要	共同住宅向けに省エネコンサルタントを派遣し、省エネ診断を実施するとともに、共同住宅向け省エネガイドブックを用い、省エネに対する意識啓発をします。		
	現況 【令和5年度】	目標 【令和12年度】	
	派遣 0回	3回	

【環境課】

事業NO.	再掲	事業名	町会や事業者団体へのエココーディネーター派遣
※事業概要・目標等の詳細は、事業No.118 参照（114 ページ）			

【環境課】

事業NO.	31	事業名	家庭における環境配慮行動の普及促進
事業概要	家庭における省エネの取組調査等を通じて、環境配慮行動の普及促進を図ります。		
	現況 【令和5年度】	目標 【令和12年度】	
	実施	実施	

【環境課】

事業 NO.	32	事業名	【充実】ビジネス環境配慮行動の普及促進
事業概要	事業者向け講座の開催により、事業活動において率先して省エネに取り組む人材を育成する等、事業者の環境配慮行動の普及促進を図ります。また、今後はオンラインによる講座や、業種別に特化した講座の開催についても検討していきます。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
実施		実施	

【環境課】

事業 NO.	33	事業名	新製品新技術開発支援
事業概要	区内の中小企業が、環境の視点に留意する先駆的な新しい製品や技術等を開発する場合、その活動に要する経費の一部を助成します。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
助成 4件		4件	

【産業振興課】

事業 NO.	34	事業名	【新規】ゼロカーボンシティ宣言の周知啓発
事業概要	2050年までにCO <sub>2</sub> 排出量実質ゼロを目指す、区の「ゼロカーボンシティ宣言」（令和4年2月）の趣旨について、周知啓発に努めます。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
実施		実施	

【環境課】

事業 NO.	35	事業名	【新規】2050年「ゼロカーボンシティ特別区」の実現
事業概要	約1千万人の人口を抱える特別区が一丸となり、気候変動対策の推進組織設置や、中小企業の脱炭素化支援のための金融機関との連携等に取り組み、2050年までに「ゼロカーボンシティ特別区」の実現を目指します。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
実施		実施	

【環境課】

事業 NO.	36	事業名	【新規】最新技術を導入した省エネ・創エネ製品への助成の検討
事業概要	最新技術を取り入れた省エネ・創エネ製品について、特に中小事業所や家庭への導入促進に効果的な助成事業の検討を進めます。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
—		実施	

【環境課】

## コラム

## ◆ゼロカーボンシティ宣言◆

「地球温暖化対策の推進に関する法律」において、都道府県や区市町村は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガス排出削減のための総合的かつ計画的な施策の実施に努めることとされています。このことを踏まえ、昨今、脱炭素社会に向けて、令和3年2月(2020年)温室効果ガス排出量実質ゼロに取り組むことを表明する地方公共団体が増えつつあります。

台東区も令和4年2月、令和3年2月(2020年)までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」を目指すことを宣言しました。脱炭素社会への変革には、区はもちろん、区民や事業者の一人ひとりが、地球温暖化対策や温室効果ガスの排出削減への意識を高め、それに沿った行動をすることが重要です。



東京都台東区長 服部 征夫 殿

貴区におかれましては、この度、地方公共団体として2050年の温室効果ガスの排出量実質ゼロ（ゼロカーボンシティ）を目指すことを表明されました。

今回の貴区の表明をもちまして、ゼロカーボンシティは国内で582地方公共団体となりました。我が国としての2050年カーボンニュートラルの実現に向け、大変心強く感じております。

近年、国内各地で大規模な災害が多発しているところですが、地球温暖化の進行に伴い、今後、気象災害の更なる頻発化・激甚化などが予測されております。こうした私たちの生存基盤を揺るがす「気候危機」とも言われている気候変動問題に対処するため、2050年カーボンニュートラルの実現を目指す必要があります。

現在、政府としては、2050年カーボンニュートラルや2030年度46パーセント排出削減目標の達成に向け、再生可能エネルギーの最大限の導入などを掲げ、我が国の成長戦略の柱の一つとしているところです。

環境省としても、脱炭素社会、循環経済、分散型社会への3つの移行を推進し、今までの延長線上ではない、社会全体の行動変容を図ってまいります。

2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、今後30年間のうち、とりわけこの5年間、10年間が重要です。このため、地域脱炭素ロードマップに基づき、脱炭素先行地域づくりや、脱炭素の基盤となる重点対策の全国実施を進めていく必要があります。貴区及び他のゼロカーボンシティと連携しながら、地域脱炭素の更なる具体化・加速化を進めてまいります。

環境大臣

山口 壯

環境大臣メッセージ

事業 NO.	37	事業名	【新規】「デコ活」の周知啓発
事業概要	国が進める『脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動（通称「デコ活」）』の周知啓発に取り組んでいきます。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
—		実施	

【環境課、清掃リサイクル課】

## コラム

### ◆「デコ活」とは？◆

国は、令和32(2050)年のカーボンニュートラル実現に向けて、令和12(2030)年度の温室効果ガス削減目標を達成するため、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しする、新しい国民運動「デコ活」を展開しています。

「デコ活」は、省エネ（デ）やグリーン購入（コ）のほか、食品ロス削減（カ）、テレワーク（ツ）などに関するキャッチフレーズの頭文字をとった通称で、脱炭素につながる新しい将来の豊かな暮らしの創造を目指す取組です。

デ	電気も省エネ 断熱住宅
コ	こだわる楽しさ エコグッズ
カ	感謝の心 食べ残しゼロ
ツ	つながるオフィス テレワーク



「デコ活」の具体的な取組と期待される効果  
(出典：環境省ホームページ)



## 2-②エネルギー利用の脱炭素化推進

脱炭素社会の実現に向けては、石油・石炭等の化石エネルギーの消費量を減らす設備や建築物の省エネ化を推進する一方で、化石エネルギーから太陽光発電等の再生可能エネルギーや、次世代エネルギーとして期待が高まっている水素などのクリーンエネルギーへの転換を推進し、二酸化炭素の排出を減らしていく取組が必要です。そのため、二酸化炭素排出量の構成比が高い家庭や事業所に対して、遮熱・断熱等による省エネ化を進めるとともに、再生可能エネルギーの普及啓発、導入促進策の充実や、近年増えつつある大規模集合住宅における環境配慮を促進していきます。

また、都内自治体などと連携し、カーボン・オフセットの仕組みを活用することにより、森林整備と温室効果ガス排出量の削減に取り組めます。そのほか、水素エネルギーに関する啓発イベントや家庭用燃料電池の導入費用の助成などを引き続き実施し、太陽光発電や水素の利用などクリーンエネルギーへの転換を促進します。



事業NO.	38	事業名	【充実】共同住宅共用部照明のLED化の推進
事業概要	共同住宅共用部照明のLED導入に対し助成し、省エネ化を推進します。また、CO <sub>2</sub> 排出量削減のため、助成率を引き上げます。		
	現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】
	助成 36件		60件

【環境課】

事業NO.	39	事業名	【充実】区有施設への新エネ・省エネ設備の率先導入
事業概要	区有施設へ太陽光発電や省電力型照明・エアコンなど、再生可能エネルギーの利用と省エネ機器を設置するとともに、新技術導入についても検討を進め、さらなる省エネ化を推進します。		
	現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】
	実施		実施

【施設課、環境課】

事業 NO.	40	事業名	環境改善資金融資あっせん（省エネ設備）
事業概要	中小企業融資制度の一環として、省エネ設備等の導入に対する融資あっせんを行います。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
実施		実施	

【産業振興課、環境課】

事業 NO.	41	事業名	環境にやさしい商店街づくり支援
事業概要	LED街路灯の改修・設置、微細ミストの導入等、商店街による環境に対する取組を支援します。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
支援 2件		3件	

【産業振興課】

事業 NO.	42	事業名	長期優良住宅認定制度による断熱等の促進
事業概要	長期優良住宅認定制度による断熱等の性能に優れた住宅の認定を促進します。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
実施		実施	

【建築課】

事業 NO.	43	事業名	建築物の遮熱化の推進
事業概要	戸建・共同住宅・事業所の建築物の屋上又は屋根に高反射率塗料の塗布工事を実施する場合に、その費用の一部を助成し、建築物の遮熱化を推進します。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
助成 39件		推進	

【環境課】

事業 NO.	44	事業名	建築物の断熱化の推進
事業概要	戸建・共同住宅・事業所の建築物の外壁、屋根、窓ガラス等について、断熱改修の費用の一部を助成し、断熱化を推進します。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
助成 28件		推進	

【環境課】

事業NO.	45	事業名	【充実】太陽光発電システム等の推進
事業概要	太陽光発電システム、蓄電池システム等の導入費用の一部を助成します。また、改正建築物省エネ法への対応を進めます。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
助成 5件		推進	

【環境課、建築課】

事業NO.	46	事業名	ソーラー診断の実施
事業概要	区内の住宅や事業所向けにソーラー診断を実施し、太陽光発電システム設置の普及を推進します。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
実施		実施	

【環境課】

事業NO.	47	事業名	家庭用燃料電池の普及推進
事業概要	CO <sub>2</sub> 排出量の削減効果が見込まれる家庭用燃料電池の普及推進のため、導入費用の一部を助成します。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
助成 7件		推進	

【環境課】

事業NO.	48	事業名	水素社会実現に向けた普及啓発
事業概要	区民向けに水素社会・水素利用技術への関心・理解を深めるような普及啓発を行います。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
実施		実施	

【環境課】



事業 NO.	49	事業名	環境改善資金融資あっせん（エコカー）
事業概要	中小企業融資制度の一環として、九都県市指定低公害車に認定されたエコカー等の購入に対する融資あっせんを行います。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
実施		実施	

【産業振興課、環境課】

事業 NO.	50	事業名	燃料電池自動車の普及啓発
事業概要	燃料電池自動車の普及啓発イベントを実施します。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
イベント実施 1回		1回	

【環境課】

事業 NO.	51	事業名	環境に配慮した車両の率先導入
事業概要	区有車の買い替えにあたり、電気自動車や燃料電池自動車など環境に配慮した車両の導入を進めます。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
実施		実施	

【環境課】

事業 NO.	52	事業名	【新規】燃料電池ごみ収集車の試験利用
事業概要	東京都の支援事業により貸与される燃料電池ごみ収集車を一定期間試験利用することで、将来的な導入効果の検証等を行います。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
—		実施 (試験利用は令和7～8年度)	

【台東清掃事務所】

事業 NO.	53	事業名	【新規】大規模集合住宅への環境配慮促進
事業概要	50戸以上の大規模集合住宅に対し、法令等に基づき、外壁、屋根、窓ガラスへの省エネルギー対策を促進します。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
実施		実施	

【住宅課】

事業NO.	54	事業名	【新規】自治体連携によるカーボン・オフセットの推進
事業概要	多摩地域の市町村等と連携し森林整備に取り組むことで、カーボン・オフセットによる温室効果ガス排出量の相殺を行い、脱炭素化を推進します。		
	現況 【令和5年度】	目標 【令和12年度】	
	実施	実施	

【環境課】

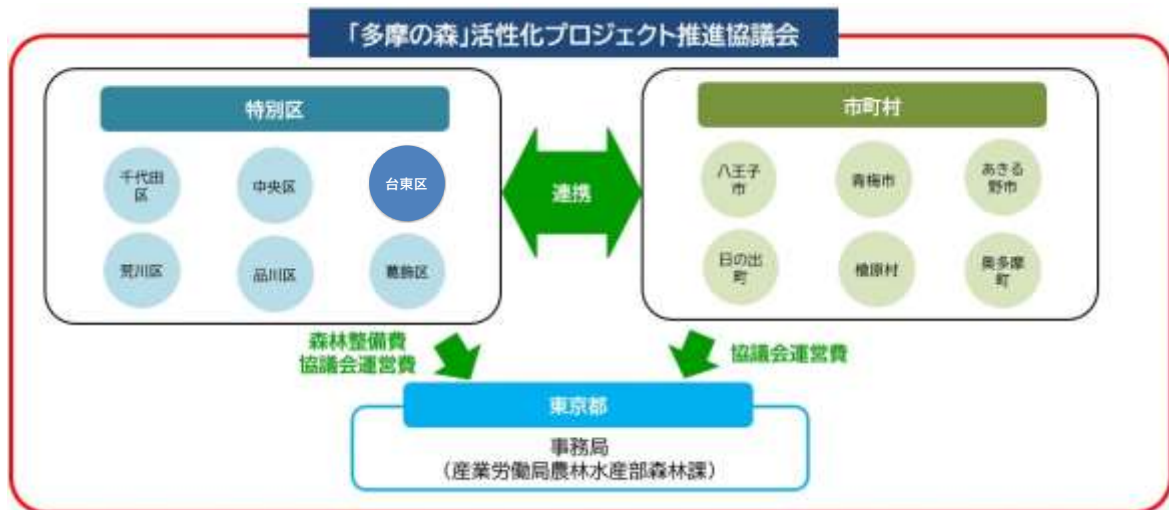
コラム

◆「多摩の森」活性化プロジェクト◆

「多摩の森」活性化プロジェクトは、令和5年度より都内13自治体が連携して取り組むプロジェクトです。

特別区が市町村に森林整備に係る資金を提供することで、多摩地域の森林整備を通じて持続可能な森林循環の確立に広域的に取り組み、温室効果ガスの削減とともに、カーボン・オフセットによる脱炭素化等を図るものです。

実施にあたっては森林環境譲与税の一部を活用し、今後区民向けの自然観察体験活動や間伐材の活用等も予定しています。



「多摩の森」活性化プロジェクトの実施体制

カーボン・オフセットは、自らの温室効果ガス排出量を把握し、省エネ活動などでできるだけ排出量の削減努力を行い、どうしても削減が困難な排出量について、他の場所での排出削減活動の実施などによって埋め合わせるという考え方です。



カーボン・オフセットの考え方  
(出典：環境省ホームページ)

事業 NO.	55	事業名	【充実】再生可能エネルギーの普及啓発
事業概要	温室効果ガス排出量削減のため、家庭や事業所に対して、再生可能エネルギーの利用拡大に向けた普及啓発を推進していきます。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
実施		実施	

【環境課】

事業 NO.	56	事業名	【新規】区有施設における低炭素エネルギーの導入検討
事業概要	区有施設におけるエネルギー消費に伴う温室効果ガスの排出削減に向けて、排出係数のより低い電気の調達やカーボン・オフセットの仕組みを活用したクレジット付都市ガスの導入を検討します。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
—		実施	

【環境課】

事業 NO.	再掲	事業名	低公害・低燃費車への転換の普及・啓発
※事業概要・目標等の詳細は、事業No.83参照（105ページ）			

【環境課】

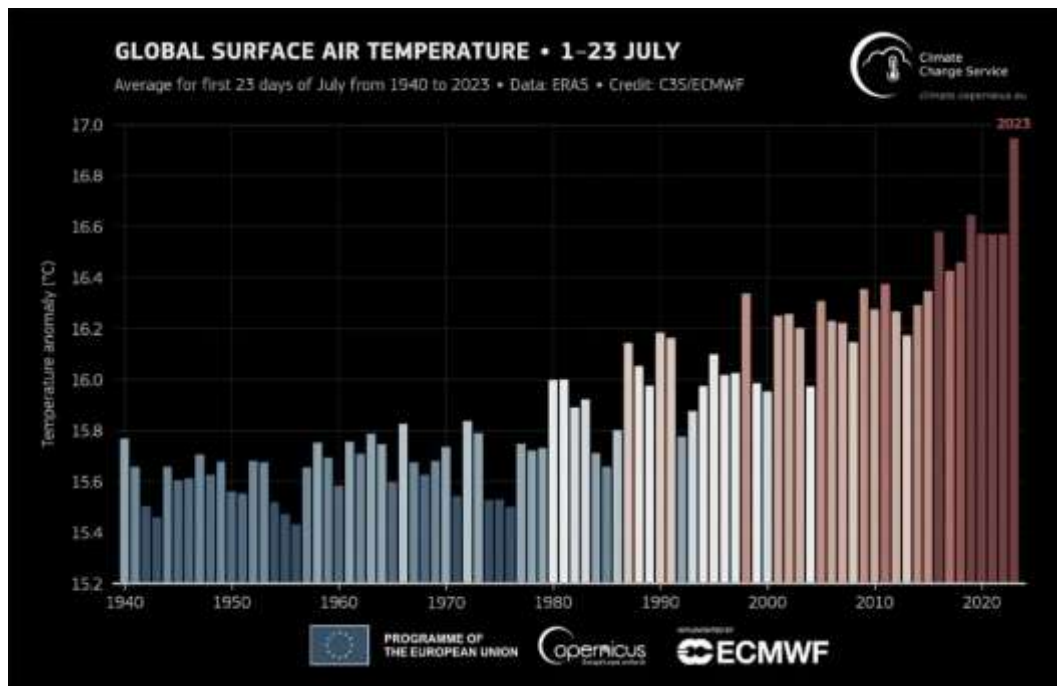
## ■台東区気候変動適応計画

気候変動による異常気象の影響と考えられる気象災害が、近年、世界各地で頻繁に発生していること（[11ページ](#)）などを踏まえ、本区においても、それに適応していくため、今後、次ページ「2-③ 気候変動への適応」にあげる取組事業を実施していきます。

### コラム

#### ◆地球沸騰の時代◆

令和5年7月の世界の平均気温は観測史上最高を記録し、これまでで最も暑い月となりました。平年値（平成3年から令和2年までの7月の平均気温）と比べて0.72℃高く、1850年から1900年までの7月の平均気温と比べると1.5℃高い気温でした。国連のグテーレス事務総長は、記者会見で「地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰の時代（Era of global boiling）が来た」と述べ、各国政府などに気候変動対策の加速を求めました。



7月の世界の地表気温の推移（1940年～2023年）  
（出典：ERA5. Credit: C3S/ECMWF）

## 2-③ 気候変動への適応

猛暑日や熱帯夜が増加するなど夏の暑さが問題となっており、夏のイベントも多く開催される本区においては、区民や観光客などの旅行者の暑さ対策を進めていくことが求められています。そのため、雨水などを利用した、涼をとるための江戸の知恵でもある「打ち水」を推進しています。そのほか、暑さを軽減でき、視覚的にも涼しさを感じることができる「微細ミスト」の普及や、区有施設をはじめとして民間施設等への協力も仰ぎながら、「涼み処」の設置に取り組んでいます。

また、気候変動の影響により発生リスクの増大が懸念される熱中症等の予防に関し、区民や本区を訪れる旅行者に対する注意喚起など情報提供に努めていきます。

一方で、都市化の進行に伴う人工物・舗装面の増加やエアコンからの人工排熱などにより、都市部の大気が高温化しており、本区を含む東京都心部においては、熱帯夜や集中豪雨の増加など、ヒートアイランド現象が深刻化しています。

その対策として、区有施設をはじめとする建築物等においては、国産木材の利用を通じて快適性を高め空調負荷の低減を図るとともに、緑地保全と緑化の推進に取り組んでいます。



事業 NO.	57	事業名	透水性舗装の着実な推進
事業概要	ヒートアイランド現象の緩和が期待できる透水性舗装を推進します。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
推進		推進	

【土木課】

事業 NO.	58	事業名	雨水や残り湯等の利用による打ち水の普及
事業概要	昔ながらの知恵を活かし、雨水や風呂の残り湯等を利用した打ち水を普及します。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
打ち水大作戦 1回		1回	

【環境課】

事業 NO.	59	事業名	雨水貯留槽の設置普及
事業概要	雨水貯留槽の設置費用の一部を助成し、雨水利用を促進します。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
実施		実施	

【環境課】



事業NO.	再掲	事業名	区有施設における積極的な緑化の推進
※事業概要・目標等の詳細は、事業No.1参照（57ページ）			

【施設課、環境課】

事業NO.	再掲	事業名	教育施設の緑化の推進
※事業概要・目標等の詳細は、事業No.2参照（57ページ）			

【環境課、庶務課】

事業NO.	再掲	事業名	緑化計画による緑化の促進
※事業概要・目標等の詳細は、事業No.3参照（57ページ）			

【建築課】

事業NO.	再掲	事業名	民間施設緑化助成制度による緑化の促進
※事業概要・目標等の詳細は、事業No.4参照（58ページ）			

【環境課】

事業NO.	60	事業名	熱中症予防の周知啓発
事業概要	区民・来街者に対して、ホームページ等での熱中症の注意喚起や予防方法の周知などを行います。		
	現況 【令和5年度】	目標 【令和12年度】	
	実施	実施	

【保健サービス課】

## コラム

### ◆マイボトル利用と熱中症対策◆

東京都は、熱中症対策とペットボトル消費量の削減を目的として、マイボトルやペットボトルを再利用できるボトルディスペンサー型や、飲み口型の給水機を公共施設等に設置しています。区内には、ペットボトルディスペンサー型の給水機が、上野動物園や浅草文化観光センターに、飲み口型の給水機が、浅草駅や新御徒町駅に設置されています。

また、区独自の取組として、区役所や環境ふれあい館ひまわりなどに給水機を設置し、利用者に水分の補給を促しています。



【台東区役所】



【環境ふれあい館ひまわり】

区有施設に設置した給水機

事業 NO.	6 1	事業名	微細ミストの普及
事業概要	暑さを軽減する方法として、微細ミストの利用の提案を行います。		
現 況 【令和5年度】		目 標 【令和12年度】	
可搬型ミスト貸出 実施		実施	

【環境課】

## コラム

### ◆台東区の気候変動対策の取組◆

台東区では、気候変動への適応策として、雨水貯留槽（雨水タンク）の助成制度や打ち水の普及、公園等への微細ミスト設置等を進めています。

#### <雨水貯留槽（雨水タンク）の設置普及>

雨水貯留槽（雨水タンク）を設置して雨水を貯留し、次のような用途への活用を図っています。

- ・ 植木の水やりや庭の水まきに利用
- ・ 火事、地震などの災害時の消火用、トイレなどの生活用水
- ・ 道路等への散水によるヒートアイランド現象の緩和



#### <微細ミスト等の設置>

浅草文化観光センターや雷門地下駐車場出入口に微細ミスト機を設置しているほか、区内小中学校や区主催の夏季イベントに可搬式微細ミスト機を導入しています。

また、ボタンを押すと微細ミストが数秒間噴出される遊具（夏季のみ）を設置している公園や、水遊びができるじゃぶじゃぶ池を設置した防災広場などがあります。



#### <打ち水の普及>

台東区では、7月下旬～9月30日を「打ち水推進期間」として、雨水や二次利用水を活用した打ち水の普及・推進に取り組んでいます。



事業NO.	62	事業名	コミュニティ防災の構築
事業概要	災害に対し地域全体で自立的に行動できるよう、水害発生時における行動計画及び計画策定の周知・啓発をします。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
ワークショップ開催 3回		推進	

【危機・災害対策課】

事業NO.	63	事業名	【新規】国産木材の利用促進
事業概要	二酸化炭素の排出削減や気候変動への適応などに寄与するため、区や区民、事業者による国産木材の利活用を促進し、脱炭素社会の実現に向け取り組みます。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
新造改築や大規模改修工事で利用促進 2施設 区民等への普及啓発 実施		推進 実施	

【施設課、環境課】

コラム

◆国産木材の利用による豊かな森林の再生◆

我が国は、国土の約3分の2が森林の森林国です。この森林資源の約6割が人工林で占められ、森林資源の蓄積量は毎年約1億立方メートル程度増加しています。

森林（人工林）を健全で豊かにするには、「植林」→「育成（間伐等の手入れ）」→「伐採」→「木材の利用」というサイクルを回していくことが重要です。森林をバランスの取れた状態に保つことは、水源のかん養や土砂災害の防止、きのこなどの林産物の供給、保健休養の場の提供、生物多様性の保全といった森林が持つ多面的な機能を保持することに繋がります。また、大気中のCO<sub>2</sub>を吸収する樹木の活動は、深刻化する地球温暖化問題の対策としても重要です。

森林の産物である木材は、湿度の吸収・放出による心地よい保湿、手にふれたときの温もり、ストレスを和らげる心地よい香りなど、人の生活の上でやさしい素材といえます。我が国では、平成17年度から木材を利用することの意義を広め、木材利用を拡大していくための「木(き)づかい運動」が始まっています。身近な木づかいとしては、日頃使う割り箸やコピー用紙、木製玩具などがあります。最近では、公共建築物などの木造化・木質化に加え、高層木造建築を志向する動きも見られます。



森林の多面的機能  
(出典：政府広報オンライン)

◆台東区建築物等における木材利用の促進に関する方針◆

建築物等への国産木材の利用は、CO<sub>2</sub>排出量の削減、地球温暖化の防止、循環型社会の形成、気候変動への適応等に寄与します。このことを踏まえ、台東区では、区内の建築物等の整備にあたって積極的に木材の利用を促進するため、「台東区建築物等における木材利用の促進に関する方針」を策定しました。

「台東区建築物等における木材利用の促進に関する方針」の主な内容  
(令和4年7月1日)

項目	具体的な内容
(第1の2) 木材利用の意義	ア. 森林によるCO <sub>2</sub> の吸収作用の保全及び強化を図ることにより、脱炭素社会の実現及び地球温暖化の防止に寄与 イ. 木材を利用することで製造過程におけるCO <sub>2</sub> の排出の抑制、その他の環境への負荷の低減に寄与 ウ. 森林が有する環境保全、水源涵養、その他の多面的機能が持続的に発揮されることにより、林業及び材木産業の持続的かつ健全な発展に寄与
(第2の2) 木材利用の啓発及び普及の推進	・ 木材の持つ良さや木材利用の意義についての普及啓発の推進 ・ 建物における木材利用に関する情報の提供等
(第3の(1)~(4)) 区が整備する公共建物等における木材利用の促進	・ 公共建築物の建築や公共工作物の整備、備品及び消耗品等の調達における積極的な木材利用方法の採用、木材使用 ・ 姉妹都市、友好都市、連携都市または東京都内で生育及び生産された木材の積極的な使用
(第3の(5)) コスト面等で考慮すべき事項	・ 建築や維持管理及び解体・廃棄等のコストのみならず、利用者のニーズなどを総合的に判断した上での木材の利用 ・ 本方針に基づく木材の利用等に要する費用の全部又は一部について、区が譲与を受けた森林環境譲与税等を充当

台東区でも、区有施設への木材利用が進んでいます。

平成24年にリニューアルオープンした浅草文化観光センターは、外装に不燃加工を施した杉の木格子を用いることで、都心でも木の温もりを感じさせ、周辺環境に調和するデザインとしています。また、平成31年に完成した蔵前小学校新校舎は、姉妹都市大崎市の木材をはじめ内外装に木をふんだんに活用し、地域の景観や街並みに調和した施設として、第4回台東区景観まちづくり賞を受賞しています。



浅草文化観光センター



蔵前小学校

事業NO.	64	事業名	【新規】暑熱対策「涼み処」の設置
事業概要	熱中症対策の取組として、区有施設などの冷房が効いたロビー等の一角に、一時的に暑さをしのぐことができる「涼み処」を設置します。		
	現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】
	設置 24箇所		30箇所

【環境課】

コラム

◆「涼み処（すずみどころ）」とは？◆

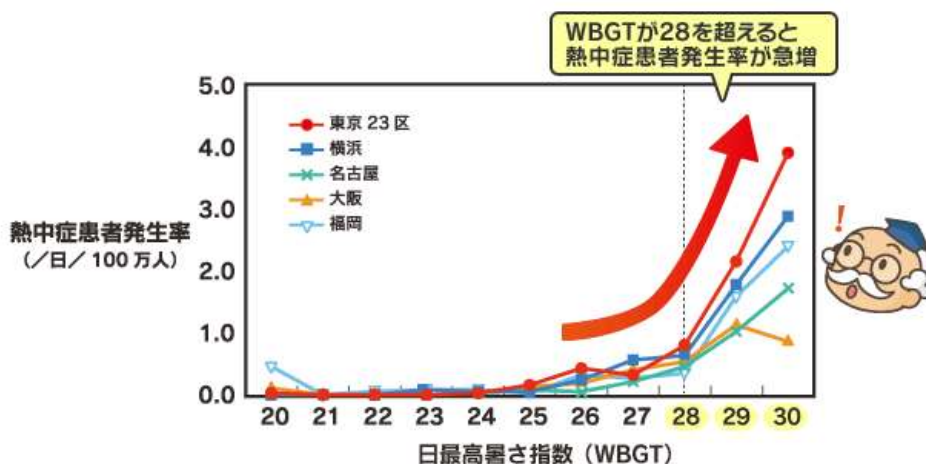
台東区では、令和5年度より、熱中症警戒アラートが多発する昨今の夏場の状況を踏まえ、区役所1階など24の区有施設のほか、協力施設としてTAKEYA1（(株)多慶屋）において、冷房が効いたロビー等の一角を利用して「涼み処（すずみどころ）」を開設し、来館者に利用を呼びかけています。



台東区役所1階ロビーに設置した「涼み処」

熱中症警戒アラートは、危険な暑さが予測される日またはその前日に、環境省と気象庁が「暑さ指数の予測値」を使って「暑さ」への気付きを促し、熱中症への警戒を呼びかける情報で、暑さ指数の予測値が3.3以上となる地点がある時、都府県単位で発表されます。

熱中症警戒アラートが発表されている日などは、「涼み処」の活用を通じてこまめな休息や水分補給を心がけることで、熱中症の予防に効果が期待されます。



【暑さ指数(WBGT)の算出式】

☆屋外：WBGT = 0.7 × 湿球温度 + 0.2 × 黒球温度 + 0.1 × 乾球温度

☆屋内：WBGT = 0.7 × 湿球温度 + 0.3 × 黒球温度

※WBGT、湿球温度、黒球温度、乾球温度の単位は、摂氏度(℃)

暑さ指数と熱中症患者発生率の関係  
(出典：「熱中症予防情報サイト」【環境省】)

## 基本目標3 【循環型社会】

# 廃棄を抑制し、資源を大切にすまち

循環型社会分野の基本目標である「廃棄を抑制し、資源を大切にすまち」の実現を目指して、次の展開を図ります。

指標

区民1人1日あたりのごみ・資源排出量

取組の柱

3-① ごみの発生抑制の促進

3-② 資源循環の促進

### 重点取組事業

- ◆事業No.67 プラスチック削減の普及・啓発（環境課・清掃リサイクル課）
- ◆事業No.72 【新規】食品ロス削減に向けた情報発信（清掃リサイクル課）
- ◆事業No.73 【新規】食品ロス削減に向けた取組の促進（清掃リサイクル課）
- ◆事業No.74 【新規】生ごみ減量対策事業（清掃リサイクル課）
- ◆事業No.80 【新規】粗大ごみの資源化の実施  
及びリユース活動の促進（清掃リサイクル課）
- ◆事業No.81 【新規】プラスチック分別回収（清掃リサイクル課）



## 3-① ごみの発生抑制の促進

循環型社会の形成に向けてごみの減量を推進していくためには、発生自体を抑制することが大切です。そのため、区内全域でごみの戸別収集の実施や、集合住宅への適正な分別、排出ルールに関する働きかけ、事業系ごみの排出指導などを行い、引き続きごみの減量を図っていきます。

また、ごみ減量に関する講座を実施するほか、食品ロスの削減に向けて情報発信や取組の促進、生ごみ減量対策の推進に努めます。さらに、増え続けるプラスチックの削減に向けた普及啓発を進め、給水機の設置によるマイボトルの利用促進等に取り組みます。

そのほか、イベント時の環境配慮行動の促進策として、イベント実施で生じるごみの発生抑制などに取り組んでいきます。

事業 NO.	65	事業名	ごみ減量出前講座等の実施
事業概要	ごみの減量のための啓発事業として、出前講座等を実施します。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
出前講座等 100回		100回	

【清掃リサイクル課、台東清掃事務所】

事業 NO.	66	事業名	ごみ減量等の啓発用小冊子の作成
事業概要	小冊子「資源とごみの分け方・出し方」を発行することにより、ごみ減量・リサイクルを推進します。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
作成		作成	

【清掃リサイクル課】

事業 NO.	67	事業名	プラスチック削減の普及・啓発
事業概要	使い捨てプラスチックの使用を控え、環境負荷の低いプラスチック代替製品の利用を促進するなど、プラスチックを削減する行動について普及・啓発を行います。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
実施		実施	

【環境課、清掃リサイクル課】

事業 NO.	68	事業名	イベント時の環境配慮行動の促進
事業概要	ごみの発生抑制や適正な排出を図り、環境に配慮したイベントの実施を推奨します。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
実施		実施	

【環境課、清掃リサイクル課】

事業 NO.	69	事業名	事業系ごみの排出指導
事業概要	事業系ごみの減量や排出時のルール等について普及・啓発を図るため、事業所に対する指導調査や廃棄物管理責任者講習会を実施します。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
指導調査 119事業所 廃棄物管理責任者講習 実施		120事業所 実施	

【台東清掃事務所】

事業 NO.	70	事業名	集合住宅のごみ排出抑制の促進
事業概要	管理組合などへの適正な分別や排出ルールに関する働きかけを計画的に実施します。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
実施		実施	

【清掃リサイクル課、台東清掃事務所】

事業 NO.	71	事業名	不法投棄対策の強化
事業概要	不法投棄や不適正排出の防止に係る普及啓発を実施するとともに、不法投棄が発生した場合には、関係機関との連携により適切に対応します。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
実施		実施	

【台東清掃事務所】

事業 NO.	72	事業名	【新規】食品ロス削減に向けた情報発信
事業概要	「たいとう食ハピDay」や食品ロス削減月間での展示など、食べものを大切にすることを育み、食品ロスの削減に関する理解と実践を促すため、あらゆる媒体を通じて情報を発信します。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
実施		実施	

【清掃リサイクル課】

事業 NO.	73	事業名	【新規】食品ロス削減に向けた取組の促進
事業概要	食品ロス削減無人販売機の設置やフードドライブの実施、賞味・消費期限間近の商品の優先購入（てまえどり）の推奨などを通じて、食品ロス削減の取組を促進します。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
実施		実施	

【清掃リサイクル課】



事業 NO.	74	事業名	【新規】生ごみ減量対策事業
事業概要	環境負荷を軽減することを目的とした協定を民間事業者と結び、生ごみをごみとして処理しない循環型ライフスタイルへの転換に向けた取組を進め、台東区から排出される生ごみの減量を図ります。		
	現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】
	実施		実施

【清掃リサイクル課】

コラム

◆生ごみを捨てる暮らしから循環する暮らしへ◆

台東区の燃やすごみの約3分の1を「生ごみ」が占めています(※)。この「生ごみ」を家庭で循環させ、ごみとして捨てない循環型のライフスタイルへの転換を図るため、コンポストに関わる「専門的知識やノウハウ」を有する事業者と『循環型ライフスタイルへの転換に向けた協定』を締結しました。

【協定における主な取組】

- ・「はじめてのコンポスト講座」・「堆肥を活用したワークショップ」の開催
- ・コンポスト容器の斡旋
- ・堆肥回収会の実施
- ・循環型ライフスタイルへの転換の推進に向けた普及啓発

これらの取組を通じてコンポストの利用を促進し、循環型ライフスタイルへの転換を図ることで、さらなる生ごみの減量を目指します。

※令和元年度「台東区排出実態調査」

事業 NO.	75	事業名	【新規】給水機設置によるマイボトルの利用促進
事業概要	区有施設に給水機の設置を進め、施設利用者のマイボトル利用促進により、ペットボトルごみの発生を抑制します。また、その他の場面においても、マイボトルを積極的に利用するよう啓発に努めます。		
	現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】
	推進		推進

【環境課、清掃リサイクル課】

(☞給水機の設置に関しては、91ページのコラム「マイボトル利用と熱中症対策」を参照)

### 3-② 資源循環の促進

ごみの減量を推進するためには、ごみの発生抑制の取組を進めるとともに、不用になったものをごみとして捨てるのではなく、再使用・再生利用を図るための取組が大切です。

排出されるごみの中には「資源」として回収しているものが、資源回収に排出されたものの中には資源に適さないものが混入されていることもあるため、区では、引き続き回収品目ごとに分かりやすい分別と、排出しやすい環境を整備していきます。また、地域団体などの自主的な資源回収活動が継続して行えるよう支援していきます。

そのほか、新たにプラスチックの分別回収に着手し、モデル事業の実施を通じて課題等を検討した上で、区全域での実施につなげていきます。

事業 NO.	76	事業名	資源回収の推進
事業概要	家庭ごみの資源化を図るため、びんや缶、ペットボトルなどの集積所回収や、小型家電などの公共施設等での拠点回収を実施します。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
実施		実施	

【清掃リサイクル課】

事業 NO.	77	事業名	集団回収の推進
事業概要	集団回収が安定的に継続できるように、活動団体や回収事業者を支援します。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
実施		実施	

【清掃リサイクル課】



台東区ハブラシリサイクルポスター

事業NO.	78	事業名	リサイクル協力店認定制度の推進
事業概要	環境にやさしい商品を扱う店舗を広報紙やホームページ等で情報提供します。今後、より広い視点から販売店や飲食店と連携・協力して消費者の意識・消費行動への変革を促すため、制度の見直しを行う予定です。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
リサイクル協力店 37店		実施 〔一般廃棄物処理基本計画に基づき、 令和7年度までに制度の見直しを行う予定〕	

【清掃リサイクル課】

コラム

◆エシカル消費◆

私たちは、日々様々なものを「選ぶ」「買う」「食べる」といった「消費する」生活を送っています。例えば、買い物でどれを買うか選ぶとき、「値段が安い」「品質が良い」「健康に安全」といったことに加えて、そのものの生産履歴やライフサイクルを考えることはあるでしょうか。

「エシカル (ethical)」とは、「倫理的・道徳的」という意味で、「エシカル消費」は、人や社会、環境に配慮したものやサービスを選んで消費することです。ものを選ぶとき、この商品は「生産から廃棄までの過程で環境に負荷をかけていないか?」「どこでどのようにつくられたのか?」などを考えることが、「エシカル消費」です。

日常的に行う「消費行動」を「エシカル消費行動」に変えていくことは、2030年に向けた国際目標であるSDGsの達成にもつながります。普段の買い物で「おいしいかな?」「安いかな?」「似合うかな?」などと考えることと同じように、「環境にやさしいかな?」「どこでつくられているのかな?」といった「エシカルな視点」を加えることが大切といえます。東京都では、“ちょっと考えて、ぐっといい未来”をスローガンに、「TOKYOエシカル」をスタートしています。

 エコラベル	 国際フェアトレード 認証	 MSC認証	 ASC認証
 レインフォレスト ・アライアンス認証	 有機JASマーク	 OCS認証	 FSC認証

エシカル消費に役立つ認証ラベル・マークの例

事業 NO.	79	事業名	環境リサイクル団体等の育成・支援
事業概要	環境リサイクル団体等へ学習や活動の場を提供し、その活動を支援します。		
	現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】
	実施		実施

【環境課、清掃リサイクル課、くらしの相談課】

事業 NO.	80	事業名	【新規】粗大ごみの資源化の実施及びリユース活動の促進
事業概要	粗大ごみの中から資源化可能な中型家電等の資源化を推進するとともに、区民自らが持ち込むことができる窓口の設置など排出機会の拡大を図ります。また、民間事業者の不要品買取一括査定サービス等を活用し、区民のリユース活動を促進します。		
	現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】
	実施		実施

【清掃リサイクル課】



生活家電ごみ持込窓口  
(環境ふれあい館ひまわり 3階)

事業NO.	81	事業名	【新規】プラスチック分別回収
事業概要	循環型社会の実現に向け、現在は燃やすごみとして収集し清掃工場で焼却処理を行っているプラスチックを、分別回収して資源化する事業を、モデル実施から全域実施にする取組を進めます。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
検討		実施	

【清掃リサイクル課】

## コラム

## ◆プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律◆

2050年カーボンニュートラルや、新たな海洋汚染をゼロにする大阪ブルー・オーシャン・ビジョンの達成など、我が国には、現代社会に不可欠な素材であるプラスチックをとりまく様々な環境問題への対応が求められています。中でも、これまでプラスチックごみを受け入れていた諸外国において、廃棄物の輸入規制が強まるなど、国内におけるプラスチックの資源循環を加速し、循環型社会への移行を促進する重要性が高まっています。

こうした背景を踏まえ、国は、令和元年5月に9省庁が連携して、「プラスチック資源循環戦略」を策定し、3R+Renewableの基本原則と6つのマイルストーンを目指すべき方向性として掲げました。さらに、令和4年4月には、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を施行し、プラスチック製品の設計から排出・回収・リサイクルに至るライフサイクル全般において、関係する主体の資源循環の取組の促進を図っています。



プラスチック資源循環のイメージ  
(出典：環境省ホームページ)

## 基本目標4 【生活環境】

# 安心で美しく快適なまち

生活環境分野の基本目標である「安心で美しく快適なまち」の実現を目指して、次の展開を図ります。

指標

環境基準（大気・水質・騒音）  
大江戸清掃隊 登録団体数

取組の柱 4-① 健康で快適な生活環境の確保  
4-② まちの美化に向けた環境配慮行動の普及・促進

### 重点取組事業

- ◆事業No.91 解体等工事現場における  
アスベスト飛散防止に関する監視、指導（環境課）
- ◆事業No.96 近隣に配慮した生活マナーの啓発（環境課）
- ◆事業No.97 日常生活に影響をもたらす鳥獣害への対策（環境課）
- ◆事業No.102 大江戸清掃隊への支援・連携の仕組みづくり（環境課）
- ◆事業No.104 喫煙等マナー向上の推進（環境課）
- ◆事業No.105 公衆喫煙所の整備（環境課）

#### 4-① 健康で快適な生活環境の確保

国は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音について、人の健康を保護する上で維持することが望ましい「環境基準」を定めています。

区では、区内における環境の実態を把握するため、大気汚染、自動車騒音・道路交通振動、水質汚濁について、国や東京都と連携して継続的に調査・測定を行い、区民に対して適切に情報を提供してまいります。そのほか、公害関連法規・条例等の規定に基づき、認可申請や届出のあった事業所に対して、書類審査、現場実査及び改善指導を行うことで、事業活動に伴う公害発生の防止に努めています。

また、大気汚染防止の取組においては、令和4年4月より大気汚染防止法が改正され、建築物等の解体等を行う前にアスベスト含有建材の調査結果を区へ報告することが義務付けられたことにより、監視体制が一層強化されました。

一方、快適な生活環境を確保するため、近隣に配慮したマナーの啓発に努めるとともに、観光客などの旅行者に対しても区民同様に注意喚起を図り、引き続き誰もが健康で快適に暮らせる環境づくりを進めてまいります。さらに、グリーンスローモビリティの導入検討や、シェアサイクル、循環バスの利用促進を通じて、環境にやさしい交通手段の普及に取り組みます。

事業NO.	82	事業名	環境改善資金融資あっせん（公害対策設備）
事業概要	中小企業融資制度の一環として、公害対策設備等の導入に対する融資あっせんを行います。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
実施		実施	

【産業振興課、環境課】

事業NO.	83	事業名	低公害・低燃費車への転換の普及・啓発
事業概要	低公害・低燃費車の普及を図るため、環境性能や国・都の補助制度等の周知を行います。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
実施		実施	

【環境課】

事業NO.	84	事業名	自転車等駐車場の整備
事業概要	自転車等駐車場の整備を促進します。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
29箇所		推進	

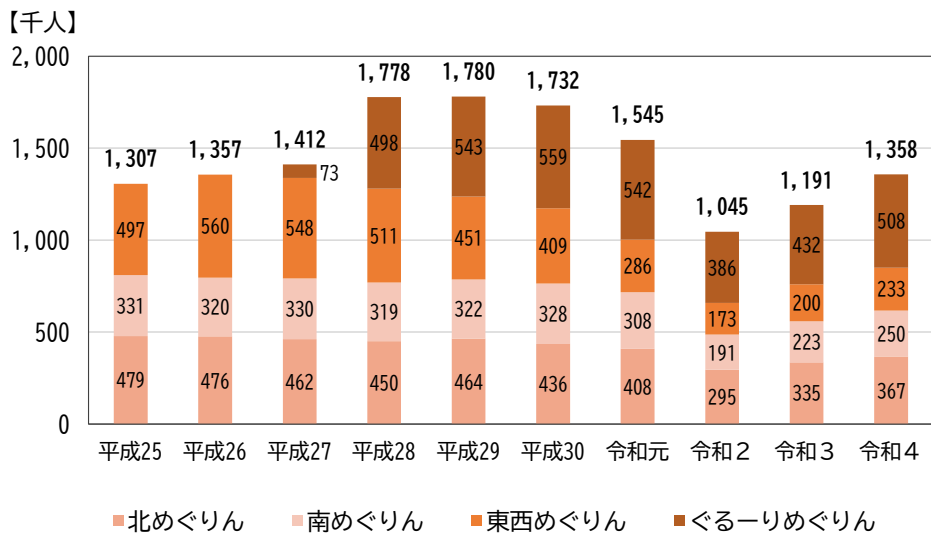
【交通対策課】

事業 NO.	85	事業名	タウンサイクルの促進
事業概要	移動手段のエコロジカル化の一翼を担う交通手段として、来街者や観光客のシェアサイクル等の利用を促進します。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
シェアサイクルポート 111箇所		推進	

【交通対策課】

事業 NO.	86	事業名	循環バスめぐりんの利用促進
事業概要	区民や来街者の交通手段として、循環バスめぐりんの利用を促進し、環境にやさしい公共交通を整備します。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
利用者 150万人		182万人	

【交通対策課】



(注) ぐるーりめぐりんは平成28年1月31日開業

台東区循環バス「めぐりん」の利用状況  
(資料：台東区行政資料集)

事業 NO.	87	事業名	道路上の看板設置・商品展示への対応
事業概要	道路上の看板設置や商品展示への指導により、安全で快適な歩行空間を確保します。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
実施		実施	

【道路管理課】



事業NO.	88	事業名	アスベストに関する相談対応・情報提供
事業概要	建築物等のアスベストに関する相談対応や情報提供を行います。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
実施		実施	

【環境課、建築課】

事業NO.	89	事業名	アスベスト含有調査費及び対策工事費の助成
事業概要	アスベストの含有調査及び対策工事に関する費用の一部を助成します。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
実施		実施	

【建築課】

事業NO.	90	事業名	アスベストに関する届出や措置に関する指導
事業概要	アスベストの含有調査や除去工事などについて、法令等に基づく必要な届出や措置を行うよう指導を行います。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
実施		実施	

【環境課】

事業NO.	91	事業名	解体等工事現場におけるアスベスト飛散防止に関する監視、指導
事業概要	解体工事等において、法令等に基づき適切な管理が行われているか、現場確認を行い、アスベストの飛散防止に関する監視、指導を行います。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
実施		実施	

【環境課】

事業NO.	92	事業名	工場・指定作業場への規制・指導
事業概要	大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、土壌汚染、地盤沈下、悪臭、有害化学物質等の規制・指導を行います。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
実施		実施	

【環境課】

事業 NO.	93	事業名	事業者へのVOC排出指導
事業概要	VOCの排出規制や低VOC製品への代替等の指導を行います。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
実施		実施	

【環境課】

事業 NO.	94	事業名	化学物質使用事業者への指導及び情報提供
事業概要	化学物質の使用状態を把握し、適正な管理を指導します。また、化学物質によるリスク低減のため、情報提供を実施します。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
実施		実施	

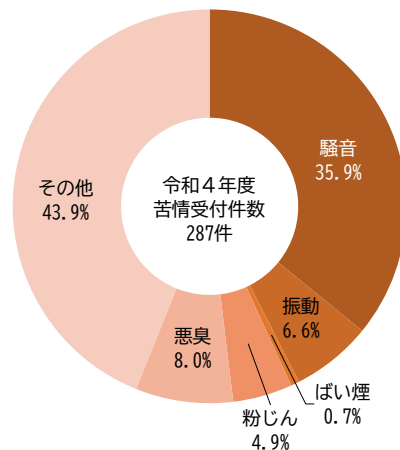
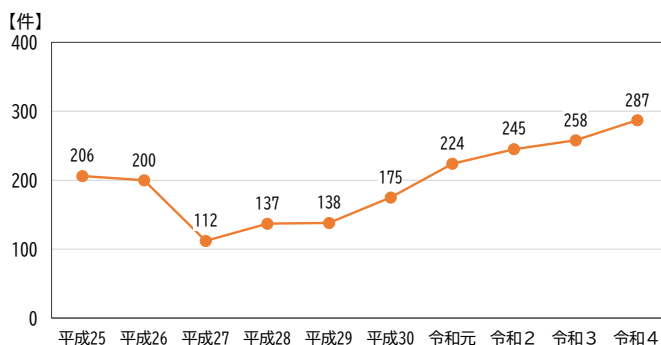
【環境課】

事業 NO.	95	事業名	特定建設作業等への指導
事業概要	法令に基づき、特定建設作業に関する規制・指導を行います。また、解体やアスベスト除去工事についても事前周知要綱に基づく指導を行います。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
実施		実施	

【環境課】

事業 NO.	96	事業名	近隣に配慮した生活マナーの啓発
事業概要	日常生活の中で生じる騒音、振動、悪臭等を防ぐため、生活マナーについて啓発します。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
実施		実施	

【環境課】



公害苦情の受付状況  
(資料：台東区行政資料集)

事業NO.	97	事業名	日常生活に影響をもたらす鳥獣害への対策
事業概要	区民の生活への被害状況に応じて、カラスの巣の撤去、ヘビの捕獲等を実施します。また、ウミネコの営巣対策やハトのエサやり防止についての啓発を行います。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
実施		実施	

【環境課】

事業NO.	98	事業名	環境調査の実施・公表
事業概要	大気汚染、河川の水質汚濁、自動車騒音等の調査を実施し、結果を公表します。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
実施		実施	

【環境課】

事業NO.	99	事業名	国・東京都や近隣自治体との連携
事業概要	大気汚染、河川の水質汚濁、自動車騒音等の広域的な問題について、国や東京都等の関係機関と連携を図ります。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
実施		実施	

【環境課】

事業NO.	100	事業名	【新規】旅行者へのマナー啓発
事業概要	旅行者がマナーや生活習慣の違いによるトラブルにあうことを防ぐため、パンフレットなどを配布し、旅行者と区民の相互理解を深めます。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
実施		実施	

【観光課】

事業NO.	101	事業名	【新規】生活環境や生態系の保全
事業概要	外来種であるアライグマやハクビシンの捕獲等を行います。また、アカミミガメ・アメリカザリガニの適正な管理飼育や、その他外来種について周知啓発し、生活環境や生態系の保全を図ります。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
実施		実施	

【環境課】

事業NO.	再掲	事業名	【新規】暑熱対策「涼み処」の設置
※事業概要・目標等の詳細は、事業No.64参照（95ページ）			

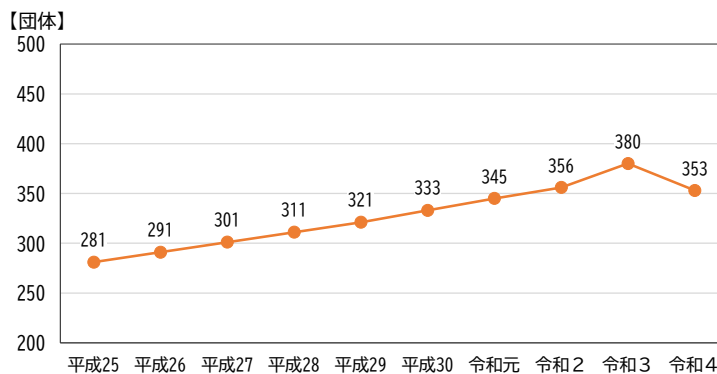
【環境課】

#### 4-② まちの美化に向けた環境配慮行動の普及・促進

区では、まちの美化を推進するため、自主的な清掃・美化活動を行う個人・団体を大江戸清掃隊として登録し、その活動を支援しています。また、景観条例等に基づく景観づくりや、本区の景観資源を活用した魅力ある景観形成を推進しています。

さらにポイ捨て・歩きたばこ禁止を定めた「台東区ポイ捨て行為等の防止に関する条例」に基づき、喫煙する人、しない人の双方が共存できるよう、引き続き区内に公衆喫煙所を整備するとともに、喫煙等マナー指導や啓発を行っていきます。

事業 NO.	102	事業名	大江戸清掃隊への支援・連携の仕組みづくり
事業概要	啓発キャンペーンを継続的に行い、登録団体数や人数の増加、他団体との連携を強化します。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
登録団体 380 団体		430 団体	



大江戸清掃隊登録団体数の推移  
(資料：台東区行政資料集)

事業 NO.	103	事業名	まちの美化里親制度の推進
事業概要	大江戸清掃隊のうち、特に活発な活動を継続的に行っている団体を「まちの美化里親」として認定します。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
実施		実施	

【環境課】

事業 NO.	104	事業名	喫煙等マナー向上の推進
事業概要	「東京都台東区ポイ捨て行為等の防止に関する条例」に基づき、たばこのポイ捨てや歩きたばこを防止するため、マナー指導員の配置や路面標示シートなどによる啓発活動を実施します。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
実施		実施	

【環境課】

事業 NO.	105	事業名	公衆喫煙所の整備
事業概要	台東区公衆喫煙環境の整備指針に基づき、喫煙する人とならない人の双方が共存できる環境をつくるため、公衆喫煙所を整備します。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
実施		実施	

【環境課】

事業 NO.	106	事業名	公衆喫煙所の設置・移設・廃止の検討
事業概要	喫煙する人とならない人の双方が共存できる環境をつくるため、公衆喫煙所の設置や移設、廃止のほか、設備の充実について検討します。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
実施		実施	

【環境課】

事業 NO.	107	事業名	【新規】公衆喫煙所設置費等助成
事業概要	民間事業者等に対して公衆喫煙所の設置を働きかけ、公衆喫煙所の設置に係る経費及び維持管理経費を助成し、公衆喫煙所の整備を推進します。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
実施		実施	

【環境課】

事業 NO.	108	事業名	ポイ捨て防止対策の実施
事業概要	「東京都台東区ポイ捨て行為等の防止に関する条例」に基づき、空き缶や吸い殻等のポイ捨て防止に関する普及啓発のため、啓発物の配布等を行います。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
実施		実施	

【環境課】

事業 NO.	109	事業名	景観条例等に基づく景観づくり
事業概要	景観条例・景観計画に基づき、事前協議時に助言、指導を行います。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
事前協議 360件		実施	

【都市計画課】

事業 NO.	110	事業名	景観資源を活用した景観形成の推進
事業概要	魅力ある景観形成を進めるため、景観資源の維持・保全を行います。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
実施		実施	

【都市計画課】

## 基本目標5 【環境学習・協働】

# 一人ひとりが環境を意識し、行動するまち

環境学習・協働分野の基本目標である「一人ひとりが環境を意識し、行動するまち」の実現を目指して、次の展開を図ります。

### 指標

環境にやさしい暮らし方に取り組んでいる区民の割合  
環境学習講座 受講者数

### 取組の柱

- 5-① 持続可能な社会を担う人づくり
- 5-② 多様な主体による環境配慮行動の推進
- 5-③ 環境保全の意識啓発と情報発信の充実

### 重点取組事業

- ◆事業No.112 各種環境講座・イベント・施設見学会の実施（環境課）
- ◆事業No.125 【新規】環境学習オンライン講座の実施（環境課）
- ◆事業No.126 【新規】森林体験ガイドウォークの実施（環境課）
- ◆事業No.131 【新規】環境審議会の設置（環境課）
- ◆事業No.132 情報発信や自主的な環境学習の拠点  
としての機能の充実（環境課）
- ◆事業No.137 【新規】環境基本条例の制定と周知啓発（環境課）

## 5-① 持続可能な社会を担う人づくり

環境を意識し、区民一人ひとりの行動につなげていくためには、多様な環境学習の機会を創出して環境配慮行動の裾野を広げていく必要があります。

そのため、環境学習の拠点である「環境ふれあい館ひまわり」を中心に、オンライン講座などの開設を含め、子供から大人まで幅広い世代を対象として環境学習の機会の充実を図っていきます。また、学校や地域で行っている環境学習を通じて、次代を担う子供たちを持続可能な社会を担う人材として育てていきます。

事業NO.	111	事業名	区民による環境調査の実施
事業概要	区民参加型の環境調査を実施します。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
環境調査 4回		4回	

【環境課】

事業NO.	112	事業名	各種環境講座・イベント・施設見学会の実施
事業概要	各種環境講座・イベントや施設見学会を通じて、体験的な環境学習の機会を提供します。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
環境講座 1,072回		1,651回	

【環境課】

事業NO.	113	事業名	花の心の教育
事業概要	各教科、領域等の教育活動を通じて、子供たちに「花の心」を育む教育を実施します。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
実施		実施	

【指導課】

事業 NO.	114	事業名	環境学習見学会
事業概要	区外の環境先進施設へのバス等を利用した見学会を実施します。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
見学会 1回		1回	

【環境課】

事業 NO.	115	事業名	環境教育プログラム・教材の開発
事業概要	環境教育プログラム・教材を開発し、環境教育・学習に向けたツールの充実を図ります。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
実施		実施	

【環境課】

事業 NO.	116	事業名	学校ビオトープを活用した自然観察等の実施
事業概要	身近な自然とのふれあいを実践するため、学校ビオトープを活用した自然観察等を実施します。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
実施		実施	

【指導課】

事業 NO.	117	事業名	清掃施設見学会
事業概要	ごみの減量、リサイクルについての意識啓発を図るため、清掃施設の見学会を実施します。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
見学会 19校		19校	

【指導課】

事業 NO.	118	事業名	町会や事業者団体へのエココーディネーター派遣
事業概要	環境学習・教育への取組や人材育成等意識の向上を図るため、町会や事業者団体に講師を派遣します。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
派遣 0団体		5団体	

【環境課】



事業 NO.	119	事業名	「ビオトープ調査隊」の実施
事業概要	小学生を対象に精華公園ビオトープ等を活用し、自然や生態系について学ぶ自然体験プログラム講座を実施します。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
講座 23回		23回	

【環境課】

事業 NO.	120	事業名	区民自然観察員の養成
事業概要	区民自然観察員養成講座を実施します。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
講座 3回		3回	

【環境課】

## コラム

### ◆住民と協働で行う生物調査◆

環境省では、アプリ（Biome：バイオーム）を活用した「気候変動いきもの大調査」を令和4年から開始しています。この調査は、地球温暖化の影響で分布などが変化したと考えられる生物を対象として、参加者にその生物をアプリで観察・記録・共有してもらい、得られたデータを集約・分析して発信することで、地球温暖化の影響を身近に感じ、地球温暖化対策や脱炭素行動の促進を図るものです。

台東区にも、区民自然観察員制度があります。自然観察員（ボランティア）は、区内在住・在勤の中学生以上が対象で、区内の動植物について継続的に調査し、その分布状況などを観察し区に報告しています。



「気候変動いきもの大調査」  
【環境省】



区民自然観察員の活動風景

事業 NO.	121	事業名	青少年教育の推進
事業概要	青少年教育の担い手を育成する研修を、環境保全の視点から実施します。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
宿泊研修会 3回		3回	

【生涯学習課】

事業 NO.	122	事業名	台東区環境ポスター・標語コンクール
事業概要	小中学生を対象に環境に関するポスター・標語作品を募集し、コンクールを実施します。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
実施		実施	

【環境課】

事業 NO.	123	事業名	環境学習ハンドブックの作成
事業概要	環境学習ハンドブック「環境を学ぼう」を作成し、環境教育のツールの一つとして区内小学校で配布します。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
発行 1回		1回	

【環境課、清掃リサイクル課】



環境学習ハンドブック  
(区内の小学4年生に配布)

事業 NO.	124	事業名	環境、ごみ減量・リサイクル講演会の実施
事業概要	環境、ごみ減量・リサイクルを題材にした漫才形式等の親しみやすい講演会を実施し、環境問題に対する啓発を行います。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
講演会 20回		20回	

【環境課】

事業 NO.	125	事業名	【新規】環境学習オンライン講座の実施
事業概要	受講者の利便性向上のため、オンラインによる環境学習講座を実施します。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
講座 3回		実施	

【環境課】

事業 NO.	126	事業名	【新規】森林体験ガイドウォークの実施
事業概要	多摩地域の市町村と連携し、区民向け森林体験ガイドウォークを実施することで、森林保全への意識を醸成します。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
—		実施	

【環境課】

## 5-② 多様な主体による環境配慮行動の推進

環境を取り巻く現状や社会動向の変化はライフスタイルや価値観に大きな影響をもたらし、区民のニーズや地域の課題は多様化・複雑化しています。

このような状況の中、地域やNPO、ボランティアなど多様な団体が連携して環境配慮行動に取り組みネットワーク化を図っていくことが大切です。

区では、引き続き環境(エコ)フェスタや地域での活動支援などを通して、多様な主体による自主的な環境配慮行動を推進していきます。

また、令和6年4月施行予定の「東京都台東区環境基本条例」に基づいて新たに「台東区環境審議会」を設置し、学識経験者や区民・事業者等の意見を区の環境行政に反映していきます。

事業 NO.	127	事業名	環境(エコ)フェスタの開催
事業概要	環境、清掃、リサイクル等に関する活動を行っている団体の取組成果の発表や、行政の資料展示等を通じて、区民の環境保全への関心を深める契機とします。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
開催 1回		1回	

【環境課】

事業 NO.	128	事業名	地域での活動の促進・支援
事業概要	環境やリサイクルに関する活動を行っている団体・企業との共催や、その取組を周知する等、地域での活動を促進・支援します。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
実施		実施	

【環境課、清掃リサイクル課、台東清掃事務所】

事業 NO.	129	事業名	区民・事業者・区が協働した景観まちづくりの推進
事業概要	区民や事業者の主体的な景観まちづくり活動を支援し、区と協働した景観まちづくりを推進します。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
小学校3年生まちなみ絵画コンクール 実施		実施	

【都市計画課】

事業 NO.	130	事業名	花の心プロジェクト推進協議会運営
事業概要	花の心によるおもてなしを推進するため、区と多様な主体で構成する協議会を運営します。		
	現況 【令和5年度】	目標 【令和12年度】	
	実施	実施	

【環境課】



花の心プロジェクト推進協議会

事業 NO.	131	事業名	【新規】環境審議会の設置
事業概要	区における環境の保全に関して、基本的事項を審議する環境審議会を設置します。		
	現況 【令和5年度】	目標 【令和12年度】	
	—	開催	

【環境課】

事業 NO.	再掲	事業名	家庭における環境配慮行動の普及促進
※事業概要・目標等の詳細は、事業No.31参照（79ページ）			

【環境課】

事業 NO.	再掲	事業名	【充実】ビジネス環境配慮行動の普及促進
※事業概要・目標等の詳細は、事業No.32参照（80ページ）			

【環境課】

事業 NO.	再掲	事業名	新製品新技術開発支援
※事業概要・目標等の詳細は、事業No.33参照（80ページ）			

【産業振興課】

### 5-③ 環境保全の意識啓発と情報発信の充実

区では、環境配慮に関する取組を支援するとともに、自主的な環境配慮行動の促進を図ることを目的として、環境分野にかかるイベント・事業のお知らせや各種関連講座への参加案内、省エネをはじめとしたエコライフなどの情報を提供しています。

今後も、環境保全への意識啓発を図るため、ホームページや広報紙・情報誌などによる情報発信の充実を図るとともに、東京都台東区環境基本条例の区民等への周知啓発や、区内事業者と連携した教育旅行誘致に向けたプロモーションに取り組んでいきます。

事業 NO.	132	事業名	情報発信や自主的な環境学習の拠点としての機能の充実
事業概要	環境ふれあい館において、さまざまな主体による多様な学習プログラムの展開を行い、情報発信や自主的な環境学習の拠点としての機能の充実を図ります。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
実施		実施	

【環境課】

事業 NO.	133	事業名	各種環境調査結果・観察会情報等の提供
事業概要	区の環境調査や区民の環境調査、自然観察の結果等をまとめ、公表します。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
実施		実施	

【環境課】

事業 NO.	134	事業名	【充実】様々な広報媒体を活用した環境情報の発信
事業概要	区HPやメールマガジン、SNS、リーフレット、CATV等を活用して、環境情報を区民や事業者へ発信します。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
メールマガジン配信 月1回		月1回	

【環境課】



環境情報の提供  
(環境ふれあい館ひまわり 4階 環境学習室)

事業 NO.	135	事業名	環境ふれあい館公式X「まわるん」による環境情報の発信
事業概要	環境ふれあい館イメージキャラクター「まわるん」の親しみやすいキャラクターを活かして、環境ふれあい館を中心とした環境情報全般を発信します。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
実施		実施	

【環境課】

事業 NO.	136	事業名	環境案内人（エコガイド）の発行
事業概要	環境情報誌を発行し、各種の環境情報を区民等へ提供します。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
発行 2回		2回	

【環境課】

事業 NO.	137	事業名	【新規】環境基本条例の制定と周知啓発
事業概要	環境保全に向けた区・区民・事業者等の責務を規定する「東京都台東区環境基本条例（令和6年4月施行予定）」を制定するとともに、条例の趣旨について周知啓発に努めます。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
—		実施	

【環境課】

事業 NO.	138	事業名	【新規】教育旅行誘致用プロモーション教材の作成
事業概要	区内事業者が実施する自然保護や食品ロス削減など教育旅行のニーズに沿ったプロモーション教材を作成し、区ホームページで公開します。		
現況 【令和5年度】		目標 【令和12年度】	
実施		実施	

【観光課】

◆江戸からつながるサステナブル◆

文化や産業、暮らしの中に今なお“江戸”が色濃く残る台東区では、文化の継承や自然保護、食品ロスの削減などに取り組みつつ、修学旅行等の受け入れを行う施設や店舗を掲載したSDGs学習教材（教育旅行誘致用プロモーション教材）を作成しています。教材を活用した修学旅行等の誘致に取り組むことで、事業者支援と観光の持続的発展を図っています。

●SDGs教育旅行コンテンツブック

区内の回遊を促進することをねらいに、区内16の施設や店舗を紹介するとともに、区内の観光スポットなど、若い世代が親しみやすい情報を掲載しています。この中で、江戸文化研究者・田中優子さんは「江戸から続くサステナブルを体感して、皆さん自身がSDGsについて考える機会にしてください」とコメントしています。



SDGs教育旅行コンテンツブック（左：表紙、右：店舗紹介例）

●SDGs教育旅行ワークシート

台東区を教育旅行で訪れる学生を対象とした自主学習教材で、ワークシートを読んだ学生が、旅行前・旅行中・旅行後の期間ごとに設定された課題を順にクリアすることで、区内の旅行を通じてSDGs探求学習を進められる内容となっています。



SDGs教育旅行ワークシート（抜粋）



## 第5章 進行管理

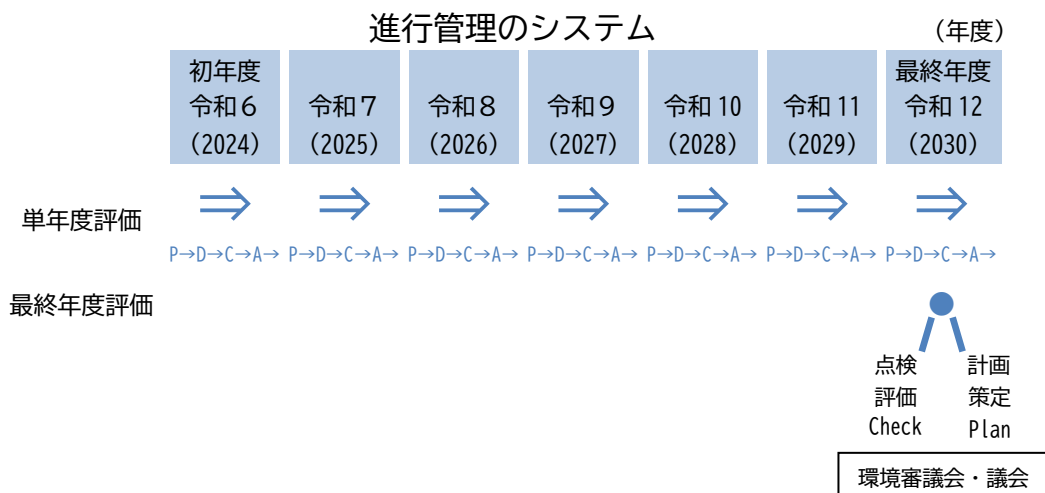
- 1 進行管理
- 2 推進体制

# 1 進行管理

計画の進行管理は、PDCAサイクルを基本的な考え方とし、単年度評価、最終年度評価の2段階に区分した評価システムで行います。

各段階に応じて、取組や指標の進捗状況の点検・評価を行うとともに、その結果を計画実施体制等に反映し、着実な推進を図ります。

※PDCAサイクルとは、Plan（計画策定）、Do（推進）、Check（点検・評価）、Action（改善策）の流れを繰り返すことで、計画の実効性を高める考え方です。



## (1) 単年度評価

単年度評価では、年度ごとに環境基本計画の取組となる各事業の進捗状況を取りまとめ、その結果について次年度の事業展開へ反映します。

## (2) 最終年度評価

最終年度評価では、台東区環境審議会や台東区議会により計画の総合的な進捗状況を点検・評価し、その結果と社会情勢等を踏まえて、新たな計画の策定を行います。

# 2 推進体制

本計画の推進に向けては、各計画事業の担当課を中心に構成する環境まちづくり推進会議において、施策・事業に関する庁内の連絡・調整を図るとともに、台東区環境審議会への年次報告を通じて進捗状況の点検・評価を行います。

また、環境配慮行動の取組では、環境ふれあい館ひまわりの運営や環境(エコ)フェスタなど様々な機会を活用して交流・情報交換を図りながら、区民・事業者・区の連携・協働により本計画を推進していきます。

## 資料編

- I 用語解説
- II 環境分野の法令・計画
- III 台東区環境基本計画策定に係る基礎調査
- IV 温室効果ガス排出量削減に係る検討資料
- V 台東区環境基本計画策定懇談会
- VI 台東区環境まちづくり推進会議
- VII 台東区環境基本計画改定経過
- VIII パブリックコメント実施結果

## I 用語解説

※頁欄の数字は初出の頁を示します。

### 【あ行】

用語	解説	頁
アスベスト	天然に存在する繊維状けい酸塩鉱物で石綿（「せきめん」「いしわた」と呼ばれる。かつては建築材としての保温断熱材や自動車のブレーキ等として、広範囲に使用されていた。飛散したものを吸い込むことで肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、使用は昭和50年に原則禁止されて、現在では原則として製造等が禁止されている。アスベストの飛散や吸込みを防止するため、労働安全衛生法や大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などで予防や飛散防止等が図られている。	53
一時的な緑	イベント時などにプランター等を用いて行う緑化のこと。	18
オーバーツーリズム	観光地に想定以上の観光客が集中することによって、地域住民の日常生活や自然環境に多大な悪影響を及ぼしている状態。「観光公害」と表現されることもある。	15
温室効果ガス	略称はGHG（GreenHouse effect Gas）。大気を構成する気体で、地表からの輻射熱（赤外線）を吸収して、気温を一定に保つ働き（温室効果）がある。二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）、メタン（CH <sub>4</sub> ）、一酸化二窒素（N <sub>2</sub> O）、ハイドロフルオロカーボン（HFCs）、パーフルオロカーボン（PFCs）、六フッ化硫黄（SF <sub>6</sub> ）、三フッ化窒素（NF <sub>3</sub> ）の7物質が温室効果ガスとして削減対象となっている。	2

### 【か行】

カーボン・オフセット	人間の活動によって排出される温室効果ガスを、他の場所での削減・吸収活動によって相殺（埋め合わせ）するという考え方。	12
カーボンニュートラル	温室効果ガスの「排出を全体としてゼロ」にすること。「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「人為的な排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味する。	13
環境基本条例	地方公共団体が環境の保全に関する基本的な事項を定めた条例。	5
気候変動	自然的要因や人為的要因によって、平年の平均的な気候が長期的な時間スケールで変化する現象のこと。自然的要因には、大気そのものに内在する変動、海洋の変動、火山の噴火によるエアロゾルの増加、地球軌道変化などがあり、人為的要因には、人間活動による温室効果ガスやエアロゾルの増加、森林破壊など植生の変化がある。近年は、地球温暖化とほぼ同義で用いられることが多い。	2
協働	異なる複数の主体が地域の課題等を解決するため、目標を共有し、力を合わせて役割分担しながら取り組むこと。	2
クリーンエネルギー	太陽光、風力など、有害物質や温室効果ガスの排出が極めて少なく、環境への悪影響を生じさせないエネルギー。	13

用語	解説	頁
グリーンインフラ	グリーンインフラストラクチャーの呼称。グリーンインフラ研究会では「自然の持つ多機能性やしなやかな回復能力などの特性を賢く活用するインフラ整備・国土の管理手法の新しい概念」と定義している。	14
グリーンファイナンス	環境問題の解決に向けた取組に特化した金融のこと。例えば、東京都の「東京グリーンボンド」は、都内の温室効果ガス排出量等の削減や環境保全効果等を目指す都債として発行されている。	13
光化学オキシダント(Ox)	オゾン等の強酸化性物質の総称で、光化学スモッグの原因物質。工場や自動車の排気ガスなどに含まれる窒素酸化物や炭化水素が紫外線の影響で光化学反応をおこし、発生する。	29
光化学スモッグ	光化学オキシダントの濃度上昇によって空気にもやがかかるとなる現象のこと。目や呼吸器等に健康被害をもたらす。	29
国連気候変動枠組条約	略称は、UNFCCC (United Nations Framework Convention on Climate Change)。気候変動の問題に対する国際的な枠組みを定めた国際条約。平成4年にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開かれた「環境と開発に関する国際連合会議(UNCED、地球サミット)」で採択され、平成6年に発効した。ここにおける最高意思決定機関が気候変動枠組条約締約国会議(COP: Conference of the Parties)である。	11

## 【さ行】

再生可能エネルギー	石油や石炭、天然ガス、原子力等の有限なエネルギーに対して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出したエネルギーのこと。太陽光、太陽熱、風力、水力、バイオマス(持続可能な範囲で利用する場合)、地熱、雪氷熱、潮波力等がある。	12
サプライチェーン	製品やサービスが、原材料調達の段階から、生産、流通、販売といった最終消費者に届くまでの全プロセスの連鎖を意味する。	13
循環型社会	平成12年に制定された「循環型社会形成推進基本法」では「天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会」と定義されている。廃棄物等排出の抑制、排出された廃棄物等の資源としての利用、利用できないものの適正処分により実現される、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会のこと。	2
循環経済 (サーキュラーエコノミー)	経済活動において、物やサービスを生み出す段階から、リサイクル・再利用を前提に設計するとともに、出来る限り新たな資源の投入量や消費量を抑えることで、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑制等を目指すこと。	28
食品ロス	本来食べることができるのに捨てられてしまう食品のこと。売れ残った食品や食べきれなかった食品、期限切れの食品など。	15
水素	非金属元素で元素記号は「H」。宇宙で最も豊富に存在する。燃やしても水(H <sub>2</sub> O)のほかに排出物を出さないことから、化石燃料等の代替エネルギーとして期待されている。	12

用語	解説	頁
生物多様性	人間だけでなく、動物、植物、昆虫など様々な生き物がお互いにつながり合って生きること。「生態系の多様性」「生物種の多様性」「遺伝子の多様性」の3つの多様性から成り立っている。	14
生物多様性地域戦略	平成20年に制定された「生物多様性基本法」に基づいて、都道府県及び市町村が「生物多様性国家戦略」を基本として、当該自治体の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関して定めるマスタープラン。各地方公共団体は単独、あるいは共同で「生物多様性地域戦略」の策定に努めることとされている。	4
ゼロカーボンシティ	2050年に向けて、二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを表明した地方公共団体のこと。 ゼロカーボンシティ宣言は、地方公共団体が温室効果ガス排出量削減に向けて確固たる対策を約束する対外的な「決意表明」である。	2

### 【た行】

太陽光発電 導入ポテンシャル	将来、導入可能な太陽光発電設備容量のこと。環境省では、住宅系建築物、商業系建築物、公共系の建築物、工場などの屋根の上に太陽光パネルを取り付けるほか、遊休地や耕作放棄地など様々な未利用の土地が日本全国で活用できるとして、国内の太陽光発電の導入ポテンシャル量を推計しており、その情報を「再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）」で提供している。	24
脱炭素、脱炭素社会	脱炭素とは、地球温暖化の原因とされる代表的な温室効果ガスである二酸化炭素の排出量をゼロにしようという取組。二酸化炭素排出が実質ゼロとなった社会のことを「脱炭素社会」という。	2
地域気候変動適応計画	平成30年6月に成立した「気候変動適応法」に基づいて、地方公共団体が定める計画。気候変動適応に関する施策の基本的方向性、分野別施策、基盤的施策について記載されている。	4
地球温暖化	地球表面の大気や海面の平均温度が上昇する現象のこと。温度の上昇により生態系の変化や海面上昇など、将来の人類や環境へ悪影響が懸念されており、様々な対策が実行されている。	2
地球温暖化対策地域推進計画 (地球温暖化対策地方公共団体実行計画)	「地球温暖化対策計画」は、地球温暖化対策推進法に基づく政府の総合計画で、最新の改定は令和3年。令和12年度の温室効果ガス排出量を46%削減(平成25年度比)し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けている。地方公共団体は、国の「地球温暖化対策計画」に即して、「地球温暖化対策地域推進計画(地方公共団体実行計画)」を策定する。計画には「事務事業編」と「区域施策編」があり、台東区は事務事業編として「台東区区有施設地球温暖化対策推進実行計画」を策定している。	2
地域脱炭素ロードマップ	地方公共団体の脱炭素戦略。令和12年までに集中して取り組む地域の成長戦略であり、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させ、地方創生に貢献できるものとして位置付けられる。	12

用語	解説	頁
窒素酸化物 (NO <sub>x</sub> )	石炭や石油などの燃料中の窒素 (N) や、空気中の窒素が、高温燃焼時に酸化されて発生する窒素と酸素 (O) の化合物。	29

## 【 な 行 】

熱帯夜	気象用語で、最低気温が25℃以上の夜間のこと。	21
熱中症	高温高湿の環境で、体温調節や水分・塩分の代謝等の適応の障害によって起こる状態のこと。主な症状は、めまい、失神、頭痛、吐き気、強い眠気、気分が悪くなる、体温の異常な上昇、異常な発汗（または汗が出なくなる）等。	21
燃料電池	水素と酸素の化学反応から生じるエネルギーにより電気と熱を発生させる装置のこと。	12

## 【 は 行 】

ビオトープ	生物が自然な状態で生息できる環境のことであるが、造成または復元された小規模な生息空間もビオトープと呼ばれる。ビオトープ (独: Biotop) の語源はギリシャ語の生き物 (bios) と場所 (topos) の合成語。	16
東日本大震災	平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害と、それに伴って発生した福島第一原子力発電所事故による災害のこと。	17
微小粒子状物質 (PM <sub>2.5</sub> )	長期間浮遊している、ばいじん、粉じんなどの微粒子のうち、粒径が2.5μm以下のもの。	29
ヒートアイランド	都市部の舗装化や冷暖房の人工排熱の影響により、気温が周辺の郊外部に比べ異常に高温になる現象のこと。熱帯夜の増加や集中豪雨などの悪影響をもたらす。気温分布を描いたとき、等温線が都市部に向かって閉じ、島のような形になるため「ヒートアイランド (熱の島)」と呼ばれるようになった。	19
フードドライブ	余っている未使用の食品を集め、食を必要としている福祉施設等へ届ける活動をフードバンクといい、そのうち、企業等からの寄贈ではなく、家庭や職場などから個人的に持ち寄る活動をフードドライブという。	16
浮遊粒子状物質 (SPM)	大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm(0.01mm)以下のもの。	29
プラスチック	合成樹脂のこと。ビニールも含まれる。	15
フラワーポット	草花を植える鉢や箱のこと。	17

## 【 ま 行 】

みどり	樹木や樹林、草地、草花など植物のほか、水辺空間や公園、裸地なども含めた「緑」を指す区独自の概念。	18
みどりのカーテン	壁面緑化の手法の一つ。アサガオやゴーヤなど、つる性植物を建築物の外側に生育させ、建築物の温度上昇の抑制を図る。	57
武蔵野台地	関東平野の荒川と多摩川に挟まれた台地で、その範囲は東京都区部の西半分、立川市、福生市、青梅市東南部などの市部の一部、埼玉県の所沢市や川越市等にまで至る。	8
猛暑日	気象用語で、最高気温が35℃以上の日のこと。	11

【ら行】

用語	解説	頁
緑被率	一定の広がりのある地域で、樹林・草地、農地、園地などの緑で覆われる土地の面積割合で自然度を表す指標で、次の式で定義される。 緑被率(%) = 緑地面積 / 敷地面積 × 100%	18
緑視率	区間領域(視界)に占める緑視面積(高木、低木、壁面緑化等)の割合。複数の視点場における計測データから算出する。緑被率が緑の量を平面的にとらえる指標であるのに対して、緑視率は緑の量を空間的にとらえる指標である。	42
レジリエンス	物理学用語で、後に心理学でも使われるようになった言葉。「抵抗力」「復元力」「耐久力」「精神的回復力」などと訳される。住宅におけるレジリエンスとは、自然災害に対するしぶとさ、強靱さ、回復力のこと。	25
リノベーション	住まい手のより快適な住空間を目指し、空間設計を見直すこと。間取りの変更、耐震や断熱などの機能面の充実、機能的な設備・資材を取り入れることにより、資産価値をあげ、既存物件を再設計すること。	25

【英数】

BEMS	Building Energy Management Systemの略称。 事務所ビルなどにおける省エネルギーを目的として、建物のエネルギー需要を管理するため、情報技術を活用してエネルギーの使用状況をリアルタイムに表示したり、室内の明るさや温度・湿度などをセンサーで把握したりして、照明の自動調節や空調機器の運転の最適化を行うシステムのこと。	69
BOD (生物化学的酸素要求量)	微生物によって分解されるときに消費される酸素の量。河川の有機汚濁を測る代表的な指標で、BODが高いほど汚濁しているとされる。	31
COP	締約国会議(Conference of the Parties)の略。環境問題に限らず多くの国際条約の中で、その加盟国が物事を決定するための最高決定機関として設置されている。最も頻繁に耳にするのは国連気候変動枠組条約のものであるが、生物多様性条約や砂漠化対処条約などにもCOPがある。	11
DO (溶存酸素量)	河川等の水中に溶けている酸素の濃度。水域における水質の指標として用いられ、溶存酸素量が高いほど水質は良好とされる。	31
ESG投資	企業の持続可能な成長を促すため、環境・社会・企業統治(ガバナンス)の三つの要素に配慮して投資すること。	13
GX (グリーントランスフォーメーション)	産業革命以降の化石エネルギーに依存した経済・社会、産業構造を再生可能エネルギー等のクリーンエネルギー中心に移行させ、経済社会システム全体を変革しようとする社会の動きのこと。	13
NPO	Nonprofit Organizationの略。民間非営利組織のことで、行政や企業では扱いにくい社会的なサービス、活動を自発的に行う。狭義では、特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人(NPO法人)を指す。	118



用語	解説	頁
RE100	国際環境NGOのThe Climate Groupが平成26年に開始した国際的な企業の連合体。参加企業は、自らの事業で使用する電力を100%再生可能エネルギー（原子力電源は含まない）で賄うことを目指す国際的なイニシアティブ。	13
SDGs	SDGsは「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称。平成27年9月の国連サミットで採択されたもので、国連加盟193か国が平成28年から令和12年の15年間で達成するために掲げた17の目標。	3
VOC （揮発性有機化合物）	揮発性有機化合物（Volatile Organic Compounds）の略称。接着剤、洗浄剤、ガソリン、シンナーなどに含まれるトルエン、キシレン、酢酸エチルなどが代表的な物質。光化学スモッグの原因物質。	53
2030年 ネイチャーポジティブ	「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」の2050年ビジョン「自然と共生する世界」に向けて、2030年ミッションとして「自然を回復軌道にのせるために生物多様性の損失を止め、反転させるための緊急行動をとること。	14
3R	リデュース（Reduce）：廃棄物の発生抑制、リユース（Reuse）：再使用、リサイクル（Recycle）：再生利用の3つの取組の総称。	15
3R+Renewable	3Rに、リニューアブル（Renewable）を加えた取組の総称。リニューアブル（Renewable）とは、プラスチック製容器包装・製品の原料を、再生木材や再生可能資源（紙やバイオマスプラスチック等）に切り替える取組。	28

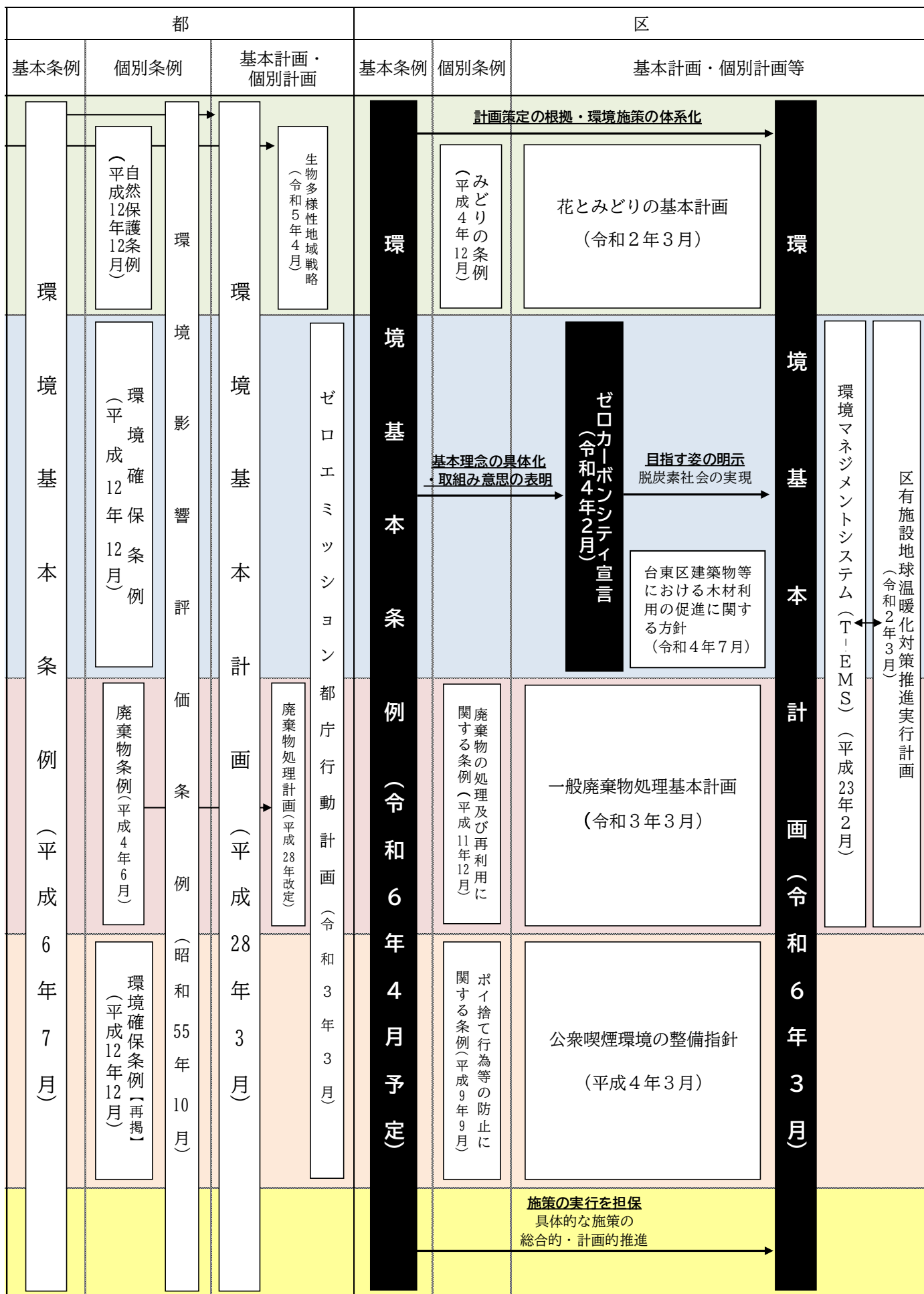
## 【単位】

MJ、GJ、TJ	J（ジュール）はエネルギーの単位。 1MJ（メガジュール）=1,000J 1GJ（ギガジュール）=1,000MJ 1TJ（テラジュール）=1,000GJ	22
t-CO <sub>2</sub> eq	「トンCO <sub>2</sub> イクイヴァalent」という単位。各種の温室効果ガス排出量を二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）相当量に換算した値。換算には、地球温暖化係数を使って換算する。例えば、メタンの排出量が1tの場合は、メタンの地球温暖化係数28を乗じて、28t-CO <sub>2</sub> eqとなる。	23
W、kW、MW、GW	W（ワット）は電力の単位。 1kW（キロワット）=1,000W 1MW（メガワット）=1,000kW 1GW（ギガワット）=1,000MW	24
kWh、MWh、GWh	Wh（ワットアワー）は電力量の単位。 1kWh（キロワットアワー）=1,000Wh 1MWh（メガワットアワー）=1,000kWh 1GWh（ギガワットアワー）=1,000MWh	24

## II 環境分野の法令・計画

分野	国			
	基本法	個別法	基本計画・個別計画	
自然 自然保護 生物多様性 都市緑化	環	森林・林業基本法 (昭和39年7月) 生物多様性基本法 (平成20年6月)	自然公園法 (昭和32年6月) 都市緑地法 (昭和48年9月) 鳥獣保護法 (平成14年7月) 緑の募金による森林整備等の推進に関する法律 (平成7年5月) 等	第六次戦略 「生物多様性国家戦略 2023-2030」 (令和5年3月)
		エネルギー政策基本法 (平成14年6月)	省エネ法 (昭和54年6月) 地球温暖化対策推進法 (平成10年10月) 気候変動適応法 (平成30年6月)	
気候変動 地球温暖化対策 (緩和・適応) エネルギー	境	エネルギー政策基本法 (平成14年6月)	省エネ法 (昭和54年6月) 地球温暖化対策推進法 (平成10年10月)	第六次エネルギー基本計画 (令和3年10月)
			気候変動適応法 (平成30年6月)	
循環型社会 廃棄物処理 リサイクル	法	循環型社会形成推進基本法 (平成12年6月)	廃棄物処理法 (昭和45年12月) 資源有効利用促進法 (平成3年4月) 容器包装リサイクル法 (平成7年6月) 家電リサイクル法 (平成10年6月) 建設リサイクル法 (平成12年5月) グリーン購入法 (平成12年5月) 食品リサイクル法 (平成12年6月) 自動車リサイクル法 (平成14年7月) 小型家電リサイクル法 (平成24年8月) 食品ロス削減推進法 (令和元年10月) 等	循環型社会形成推進基本計画 (平成30年6月)
			環境教育等促進法 (平成23年6月) 環境配慮促進法 (平成16年6月) 環境配慮契約法 (平成19年5月) 等	基本方針 (平成24年6月)
生活環境 公害防止 化学物質対策	5年11月		大気汚染防止法 (昭和43年6月) 自動車NOx・PM法 (平成4年6月) 悪臭防止法 (昭和46年6月) 水質汚濁防止法 (昭和45年12月) 土壌汚染対策法 (平成14年5月) 建築物用地下水採取規制法 (昭和37年5月) 騒音規制法 (昭和43年6月) 振動規制法 (昭和51年6月) P R T R 法 (平成11年7月) ダイオキシン類対策特別措置法 (平成11年7月) 等	平成30年4月
			環境教育等促進法 (平成23年6月) 環境配慮促進法 (平成16年6月) 環境配慮契約法 (平成19年5月) 等	基本方針 (平成24年6月)
環境協働 環境保全活動 パートナーシップ			環境教育等促進法 (平成23年6月) 環境配慮促進法 (平成16年6月) 環境配慮契約法 (平成19年5月) 等	基本方針 (平成24年6月)

※法令等の名称は一部略称です。



### Ⅲ 台東区環境基本計画策定に係る基礎調査

#### 1 調査概要

区民・事業所の「環境」に関する意識や考え、取組等を把握するとともに、今後の課題などを分析し、「台東区環境基本計画」及び「台東区区有施設地球温暖化対策推進実行計画（第五次計画）」の策定に反映することを目的として、アンケート調査を実施しました。

	区 民	事業所
調査対象	16歳以上の区内居住者	区内事業所
抽出方法	「住民基本台帳」を基に無作為抽出	「経済センサスー活動調査」を基に無作為抽出
調査票の配付・回収	郵 送	
調査期間	令和4年9月28日から10月21日まで	
配布数	1,000件	300件
回収数	301件	99件
回収率	30.1%	33.0%

調 査 項 目	
区 民（全23問）	事業所（全21問）
①回答者の属性	①事業所の属性
②環境問題、環境に関する行動の実施状況	②環境問題、環境に関する行動の実施状況
③省エネルギー機器・設備等の導入状況	③区の環境施策
④区の環境施策	④エネルギー施策
⑤環境配慮行動	⑤再生可能エネルギー
⑥エネルギー施策	⑥環境教育
⑦再生可能エネルギー	⑦SDGs
⑧環境教育	
⑨SDGs	

#### (1) 回答率について

回答率は百分率で表示し、設問ごとに各回答を回答者総数で除した割合で、小数第2位を四捨五入しているため、百分率合計が100%にならない場合があります。

#### (2) 無回答について

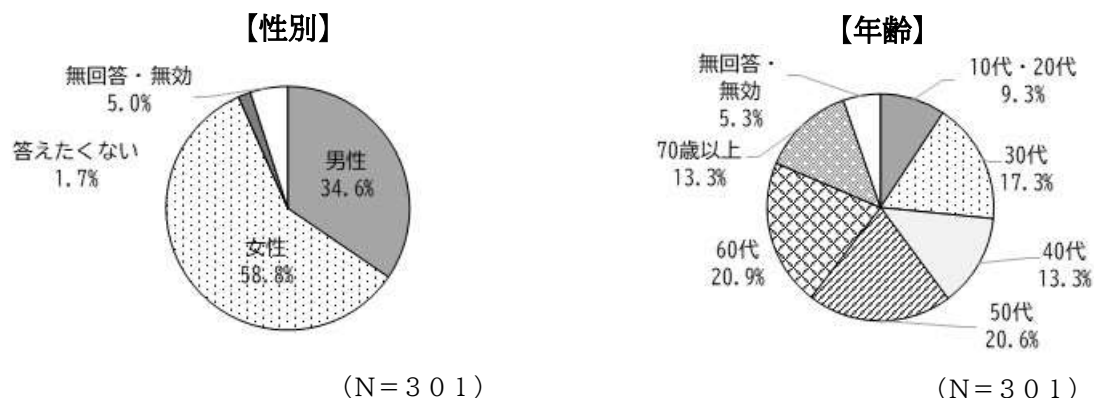
無回答には無効が含まれています。無効とは、単一回答か所に複数回答した場合で、これに無記入のものを合算したものを無回答としています。

#### (3) 経年比較における選択肢について

これまで平成26年度、平成30年度に同様の調査を実施していますが、環境を取り巻く社会状況の変化に合わせて選択肢を増やしている設問があることから、経年比較に反映されていない選択肢があります。

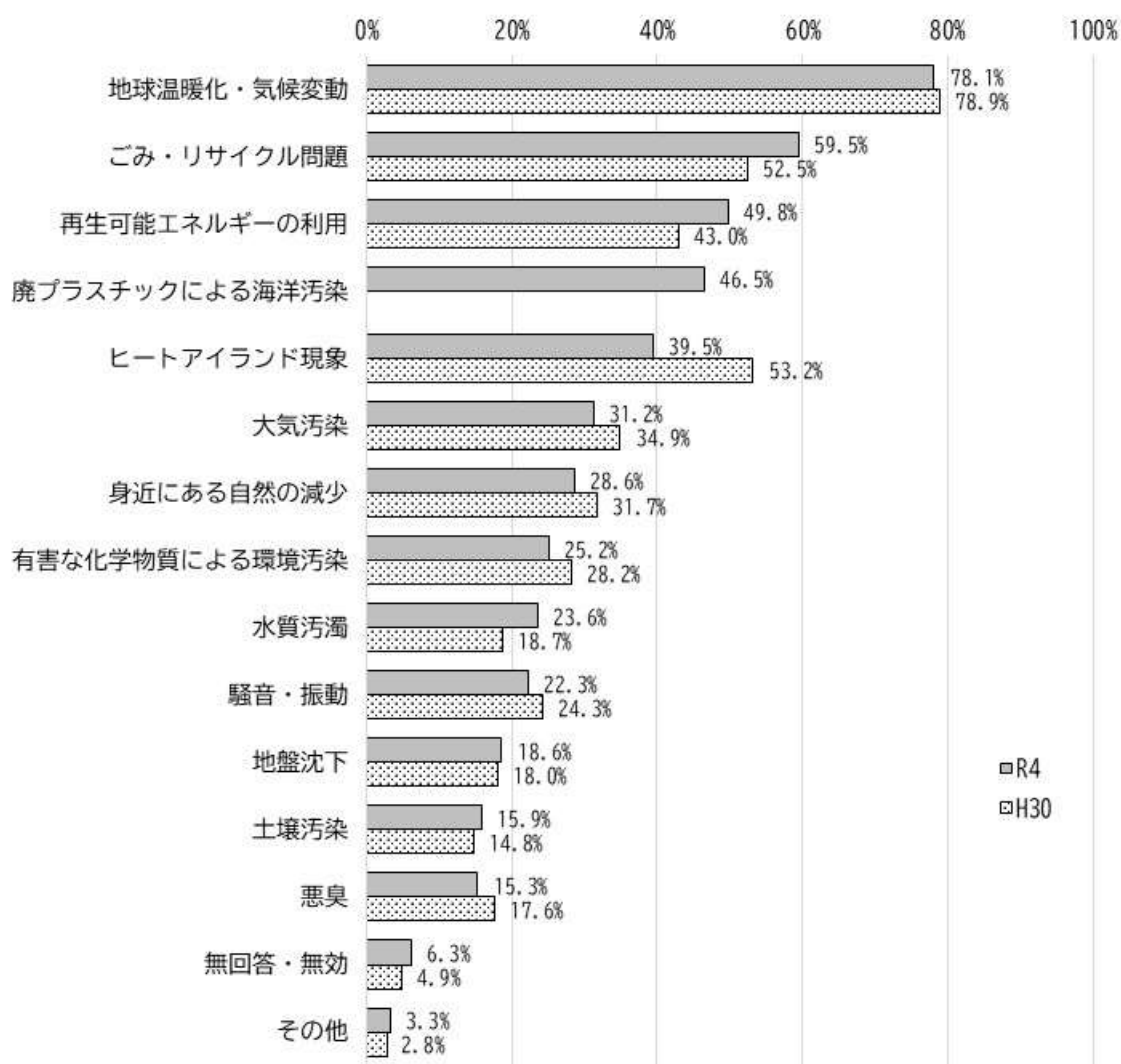
## 2 区民調査の結果（抜粋）

## (1) 回答者の属性



## (2) 【区民】 関心ある環境問題、環境に関する行動の実施状況

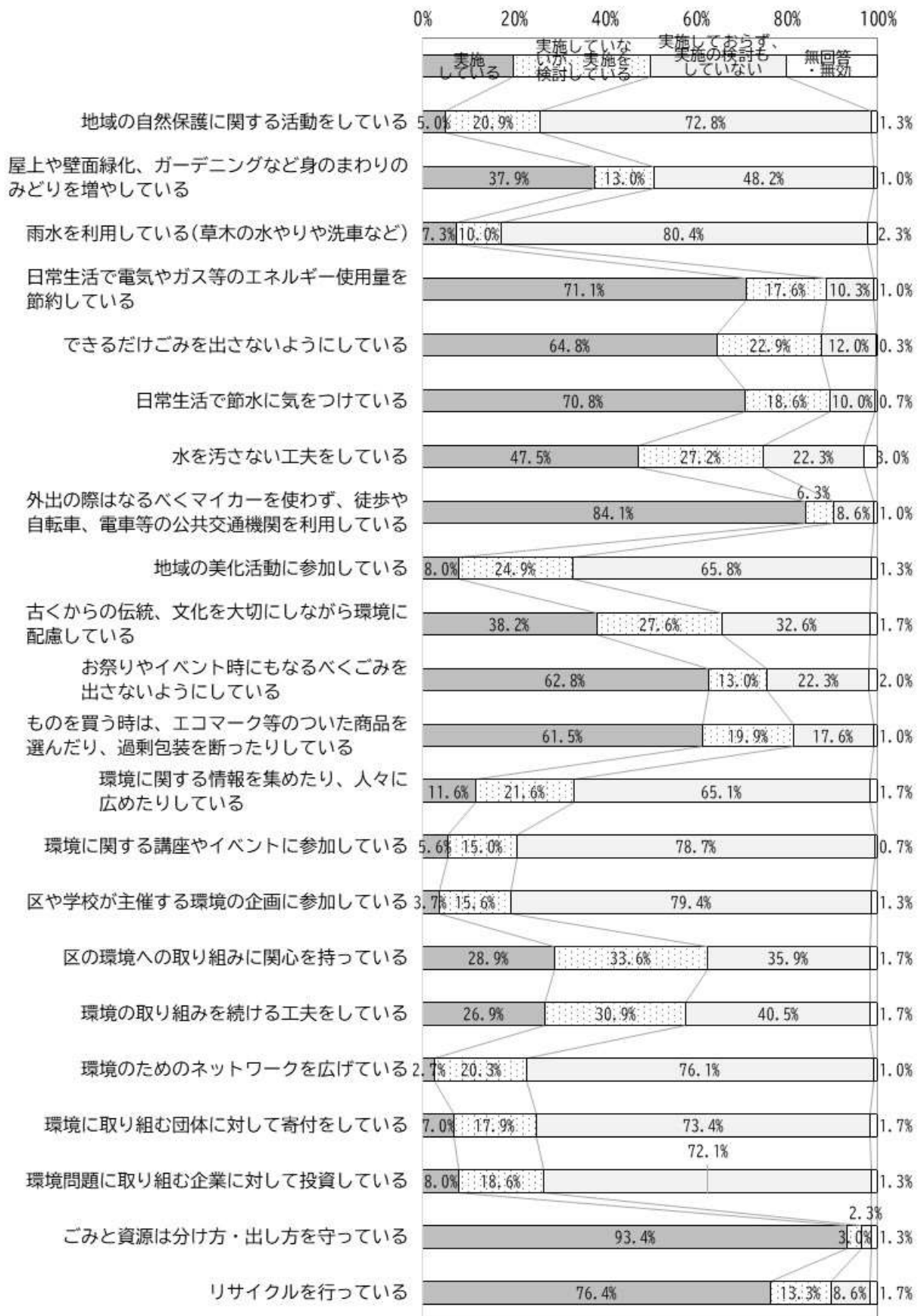
## ◆関心のある環境問題（前回調査との比較）



※「廃プラスチックによる海洋汚染」はR4 新規設問

(N = 301)

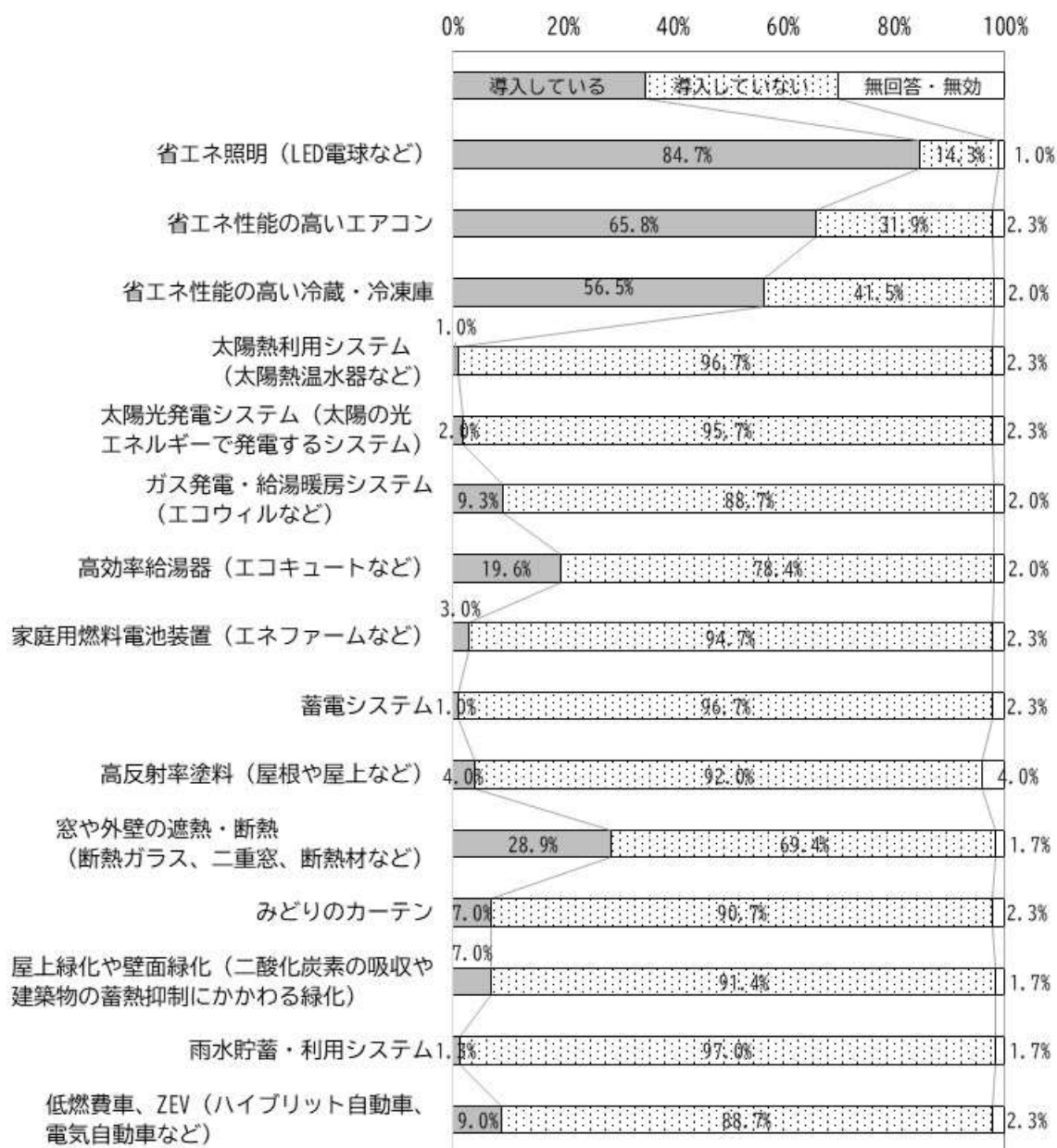
◆環境への取組状況



(N = 301)

## (3) 省エネルギー機器・設備等の導入状況

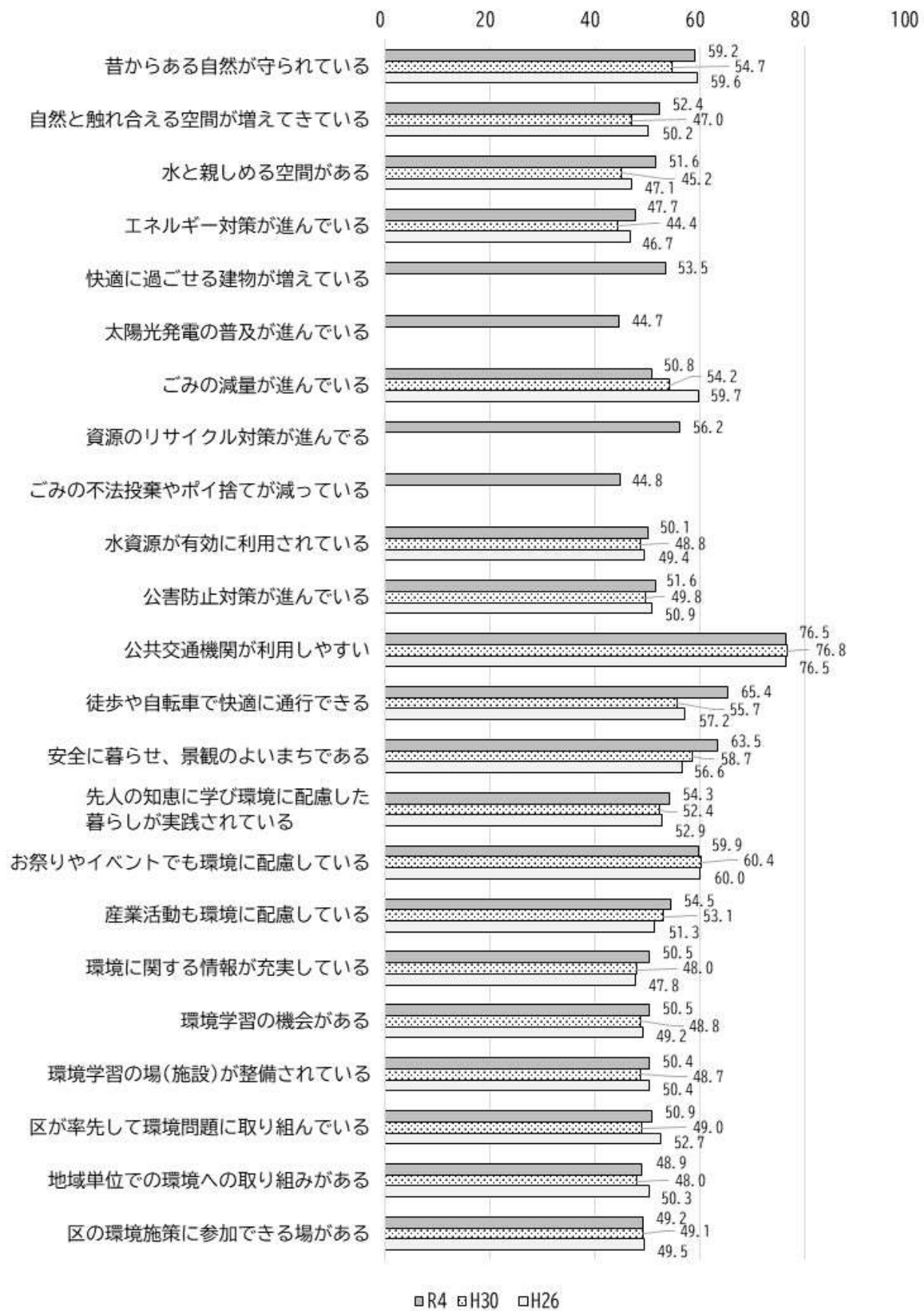
## ◆省エネルギー機器・設備等の導入状況



(N=301)

#### (4) 区的环境施策

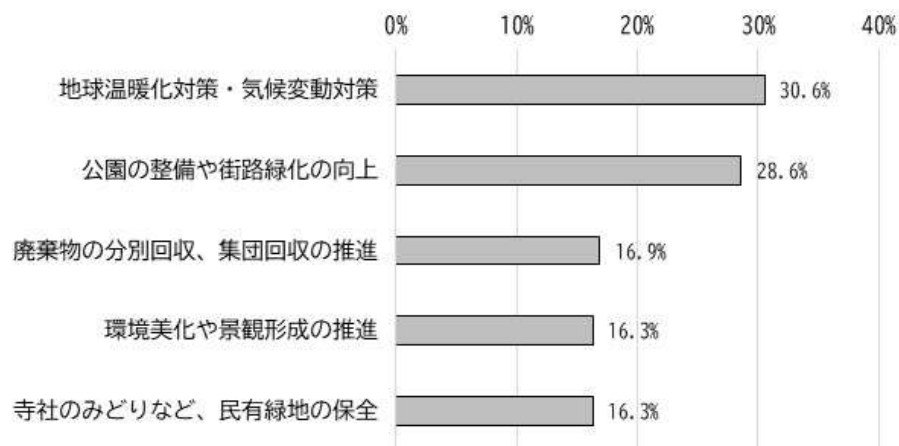
##### ◆区的环境施策の満足度



(N = 301)

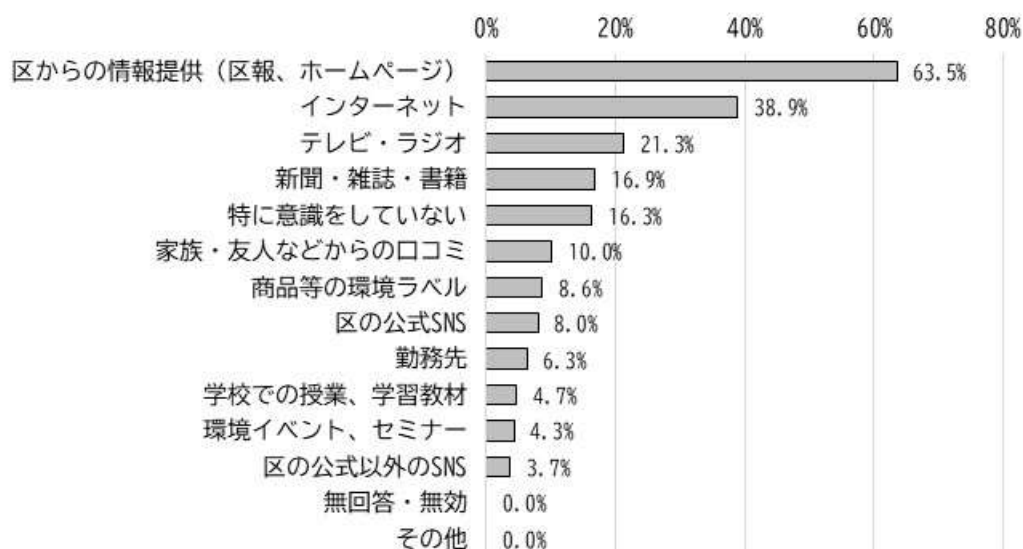


## ◆区が重点的、優先的に取り組むべきと思う施策（上位5項目）

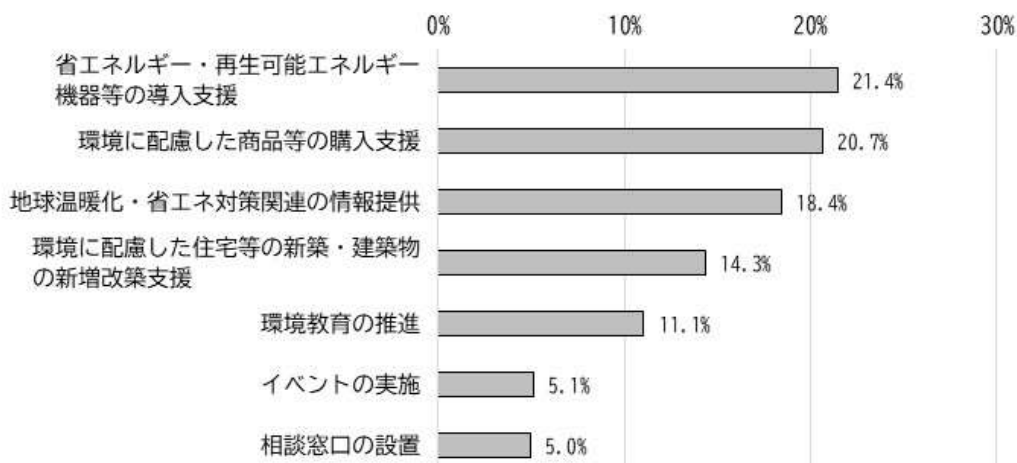


(N=301)

## (5) 環境配慮行動

◆環境問題や区の環境施策に関する情報の入手方法  
（「特にない」、「その他」、「無回答・無効」を除く）

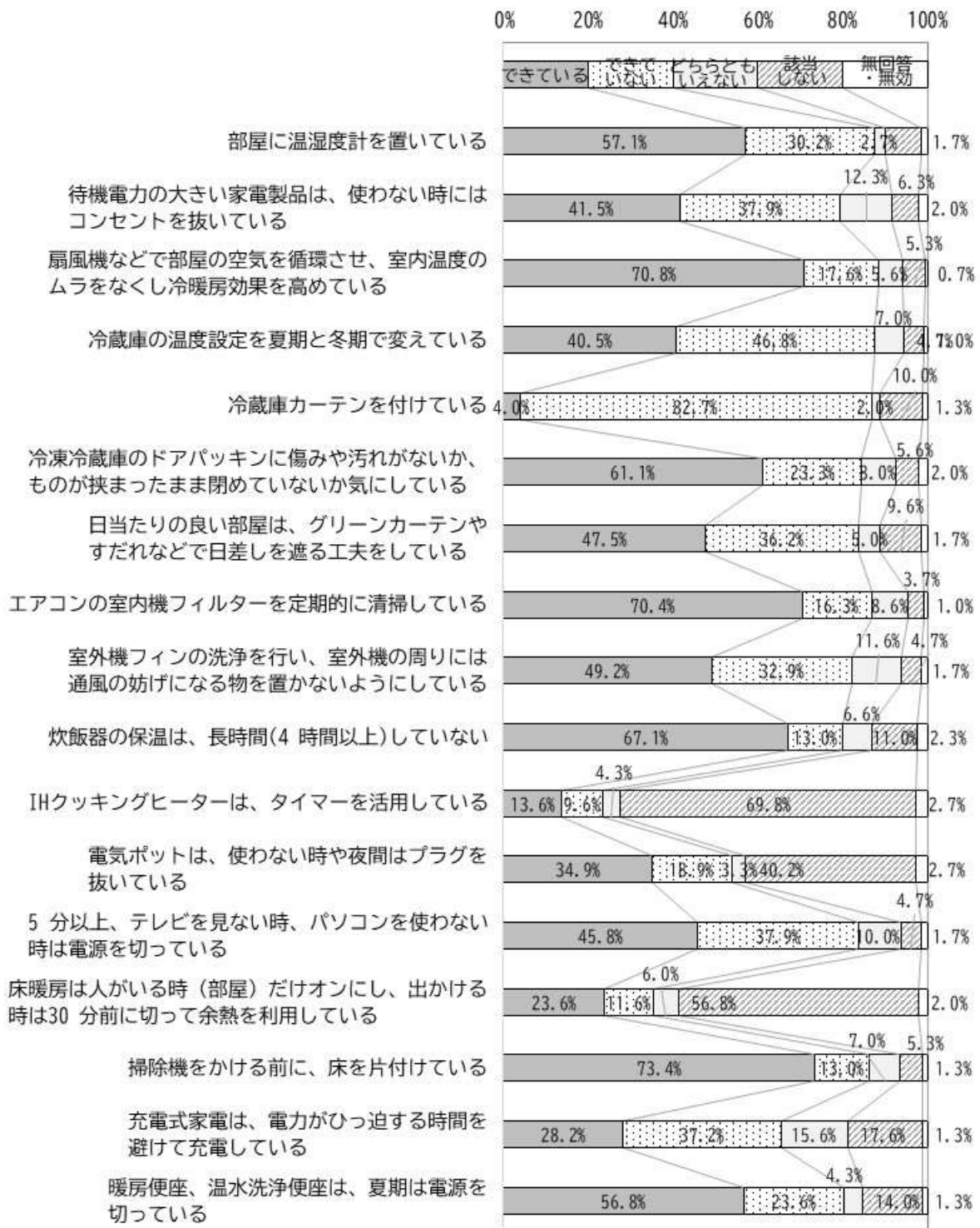
(N=301)

◆家庭での環境に関する取組を進める上で区に期待すること  
（「特にない」、「その他」、「無回答・無効」を除く）

(N=301)

## (6) エネルギー施策

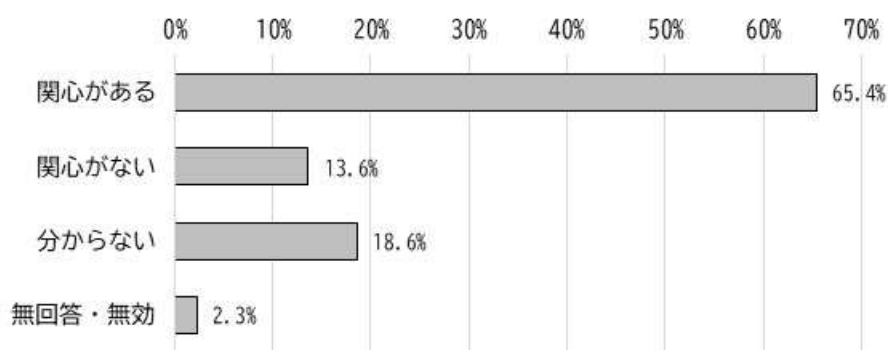
### ◆日頃行っている節電行動



(N = 301)

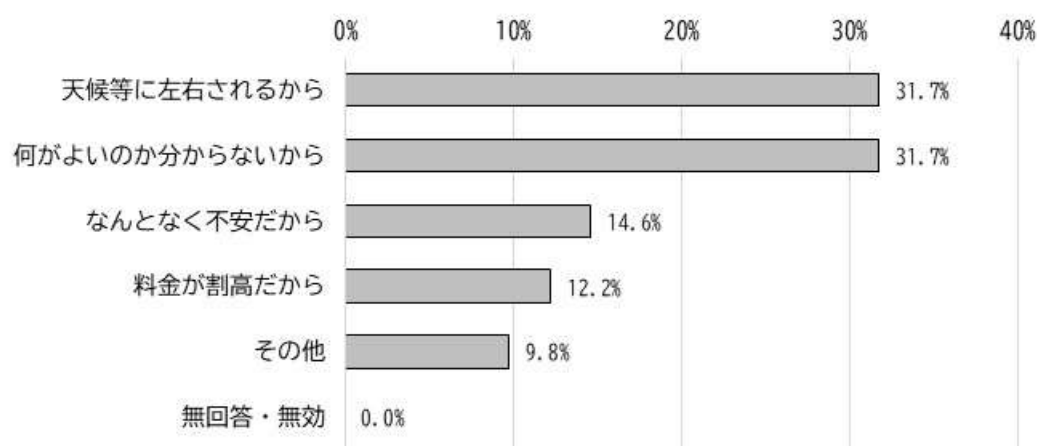
## (7) 再生可能エネルギー

## ◆再生可能エネルギーで発電した電気の利用への関心



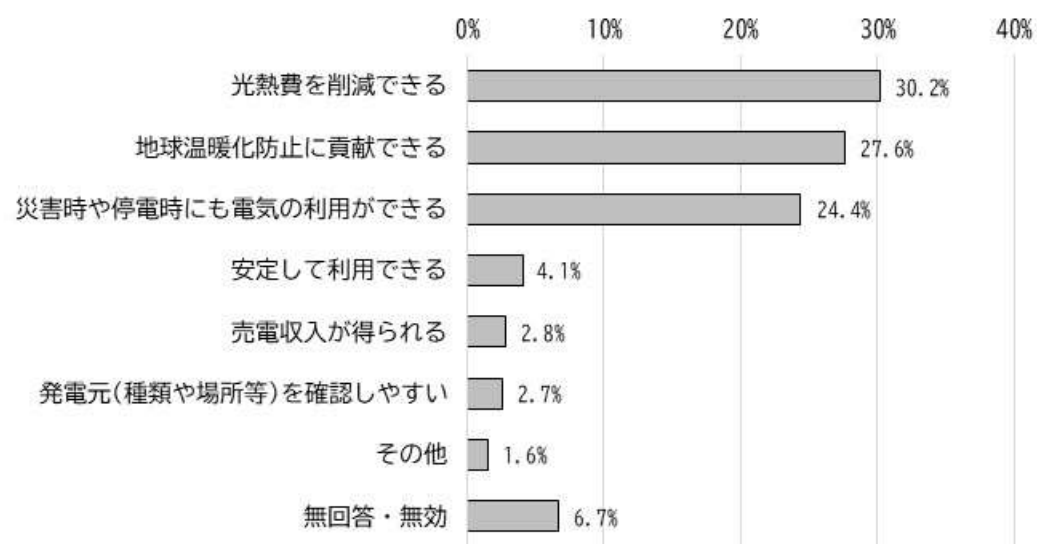
(N=301)

## ◆再生可能エネルギーで発電した電気に関心がない理由



(N=301)

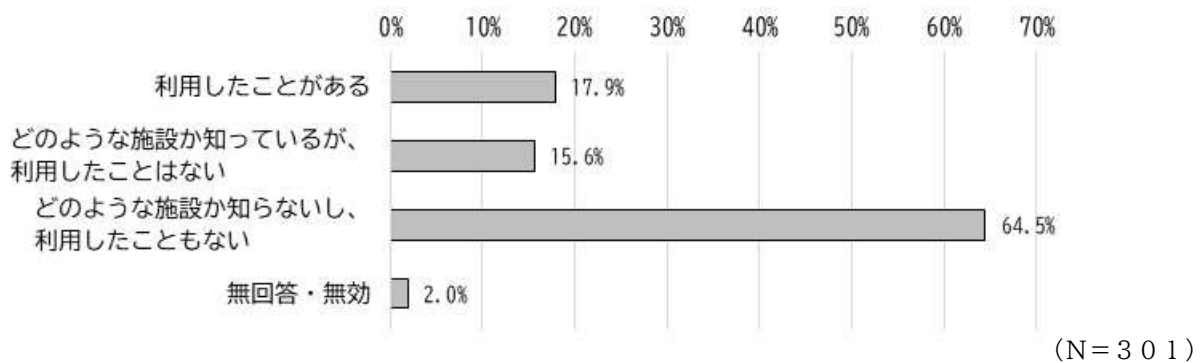
## ◆家庭で再生可能エネルギーを利用するメリット



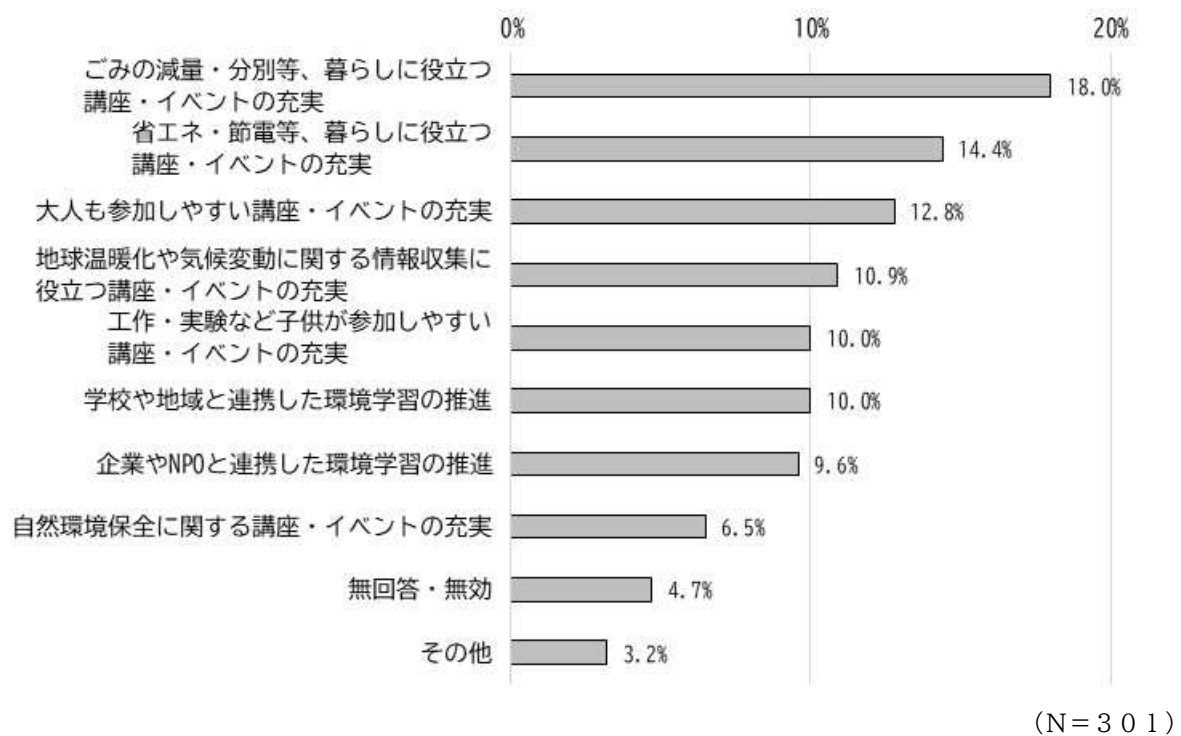
(N=301)

## (8) 環境教育

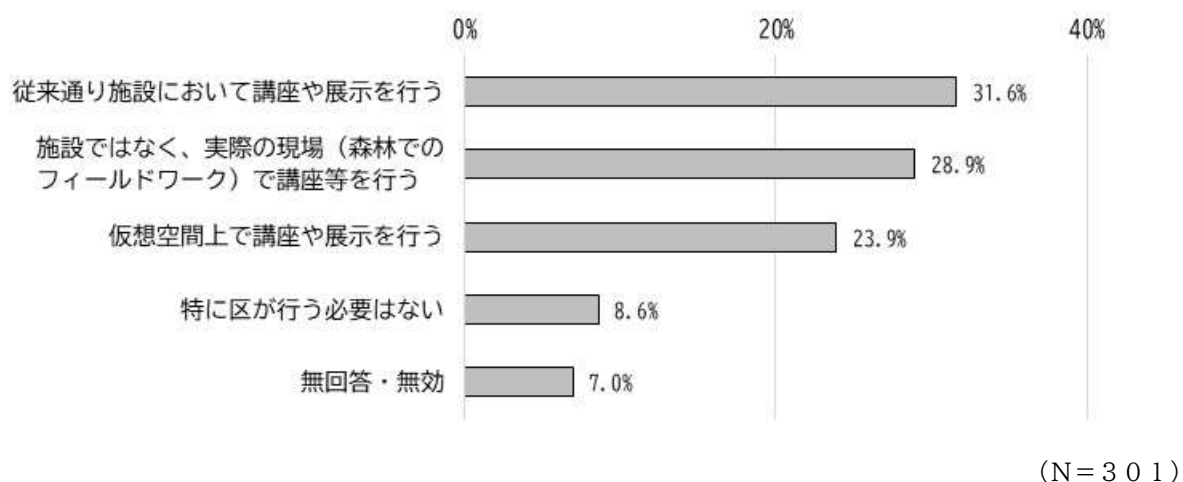
### ◆「台東区立環境ふれあい館ひまわり」について



### ◆環境学習の取組について、今後区に期待すること

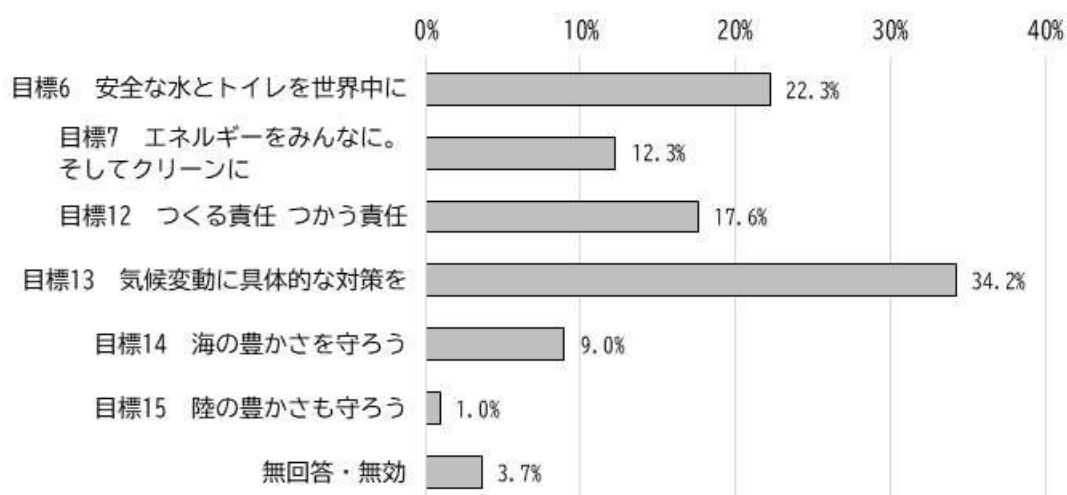


### ◆施設を利用した今後の環境学習で提供してほしいもの



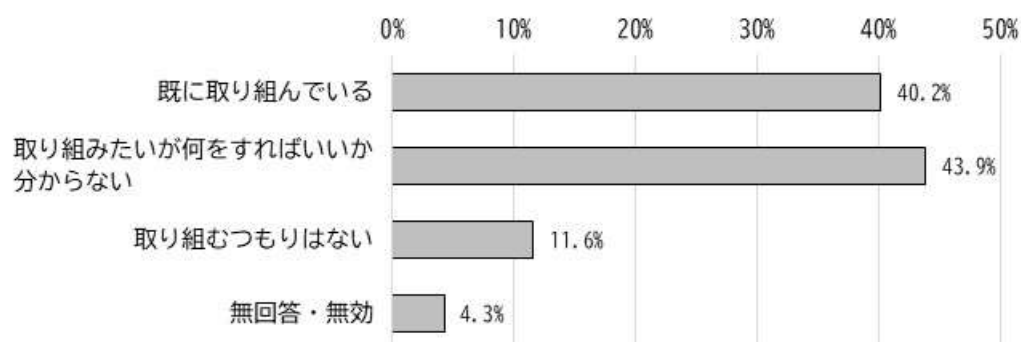
## (9) SDGs

## ◆SDGsの17の目標のうち、環境に関連が深い6つの目標の中で関心があるもの



(N=301)

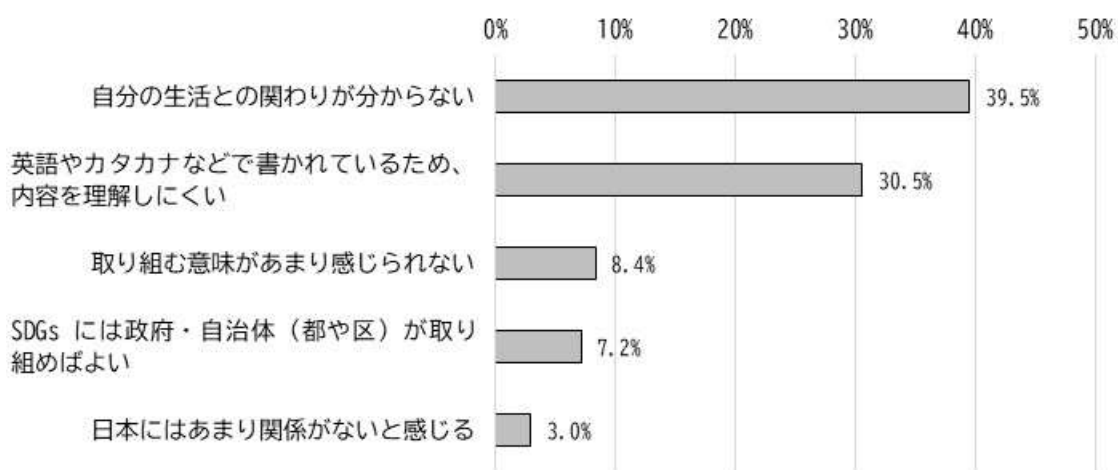
## ◆SDGsとの関わり方



(N=301)

## ◆SDGsの取組が進まない理由

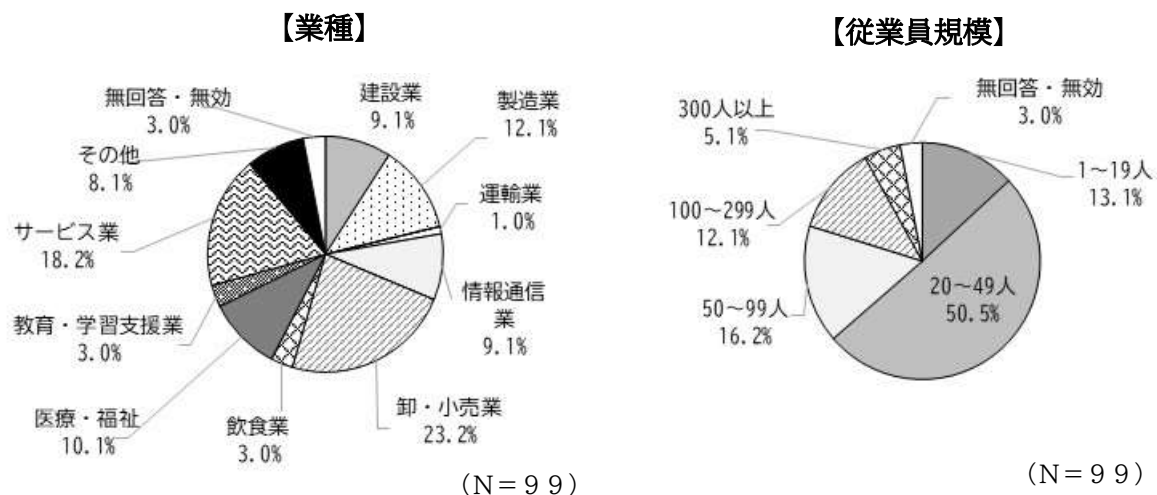
(「特になし」、「その他」、「無回答・無効」を除く)



(N=301)

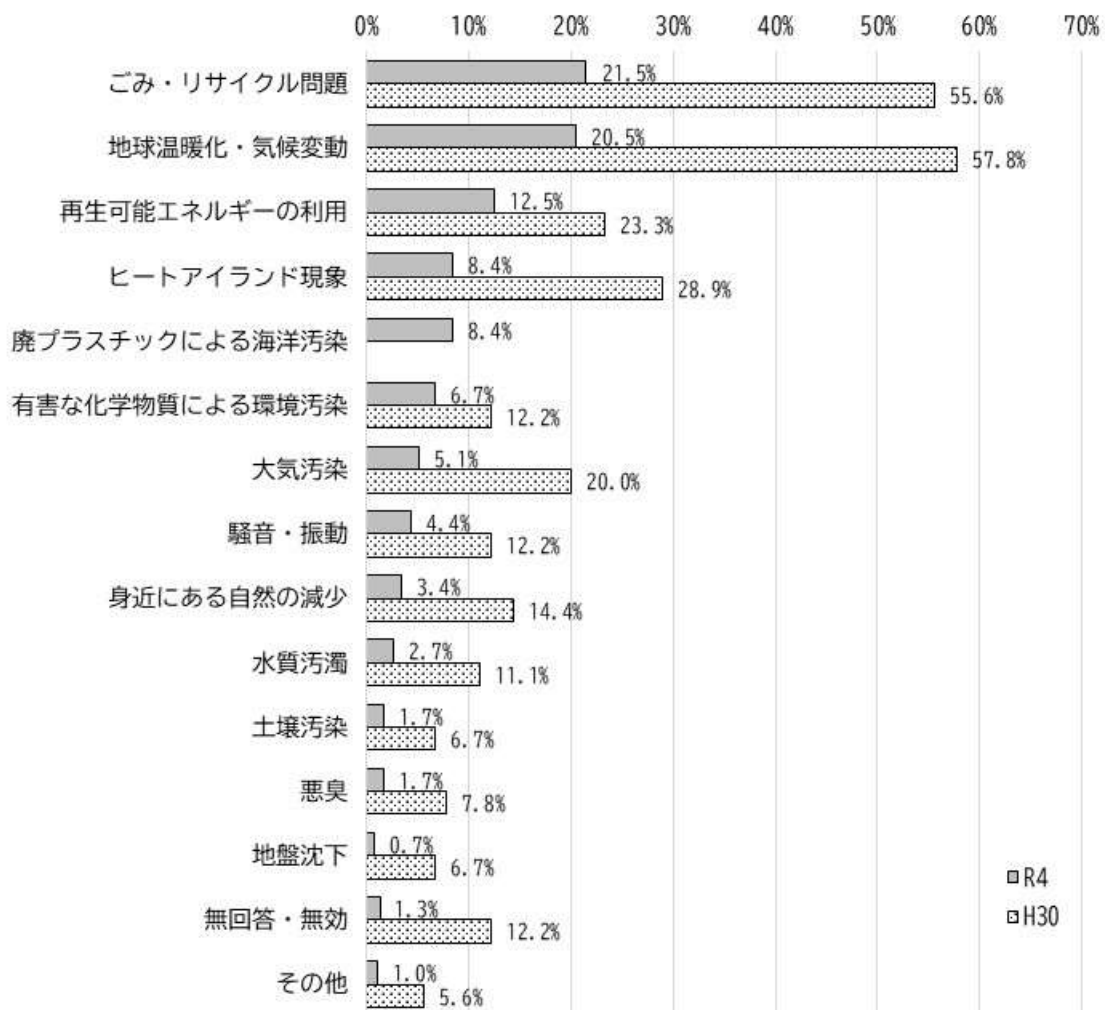
### 3 事業所調査の結果（抜粋）

#### (1) 事業所の属性



#### (2) 【事業所】 関心ある環境問題、環境に関する行動の実施状況

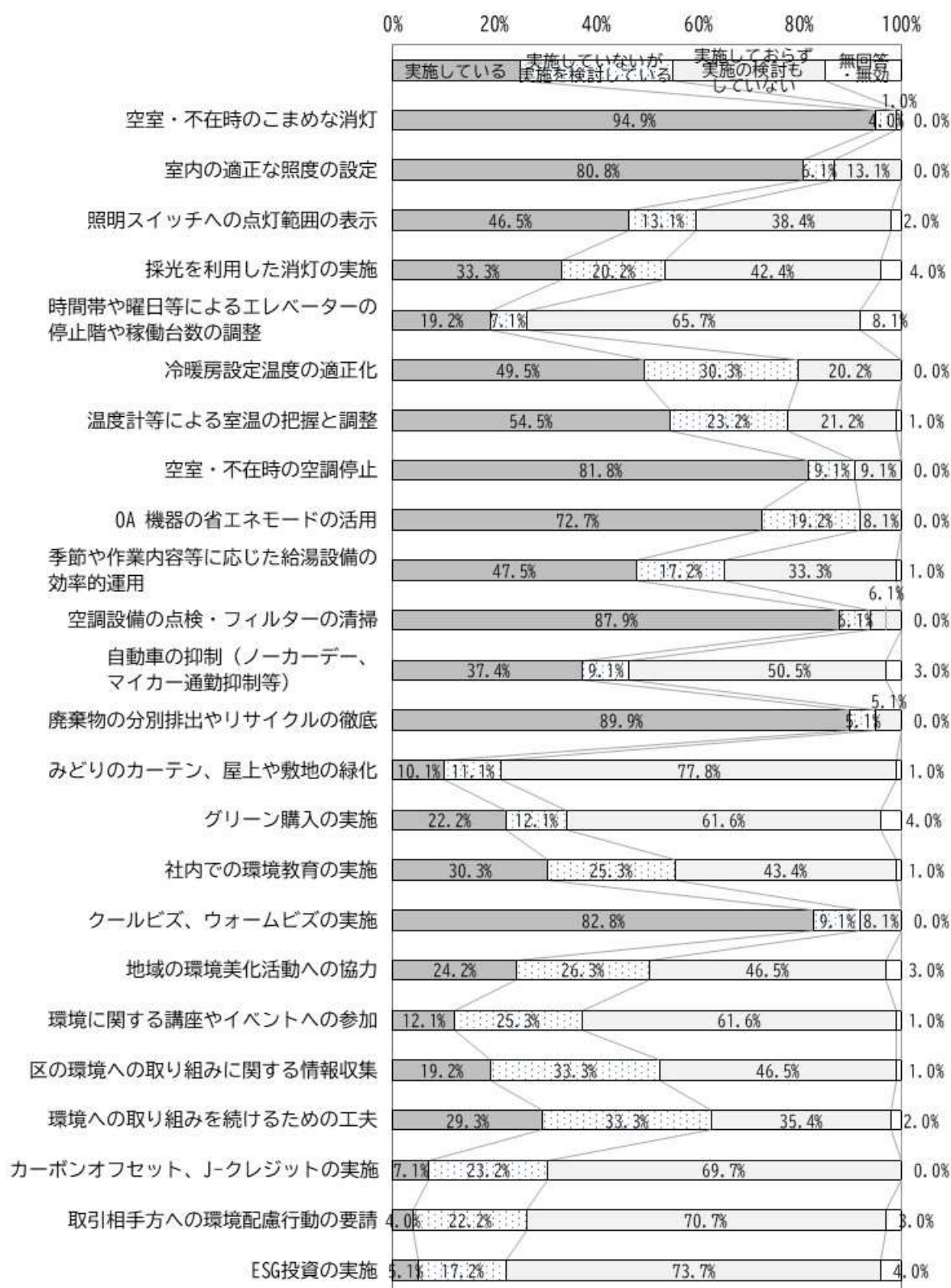
##### ◆関心のある環境問題（前回調査との比較）



※「廃プラスチックによる海洋汚染」は R4 新規設問

(N = 99)

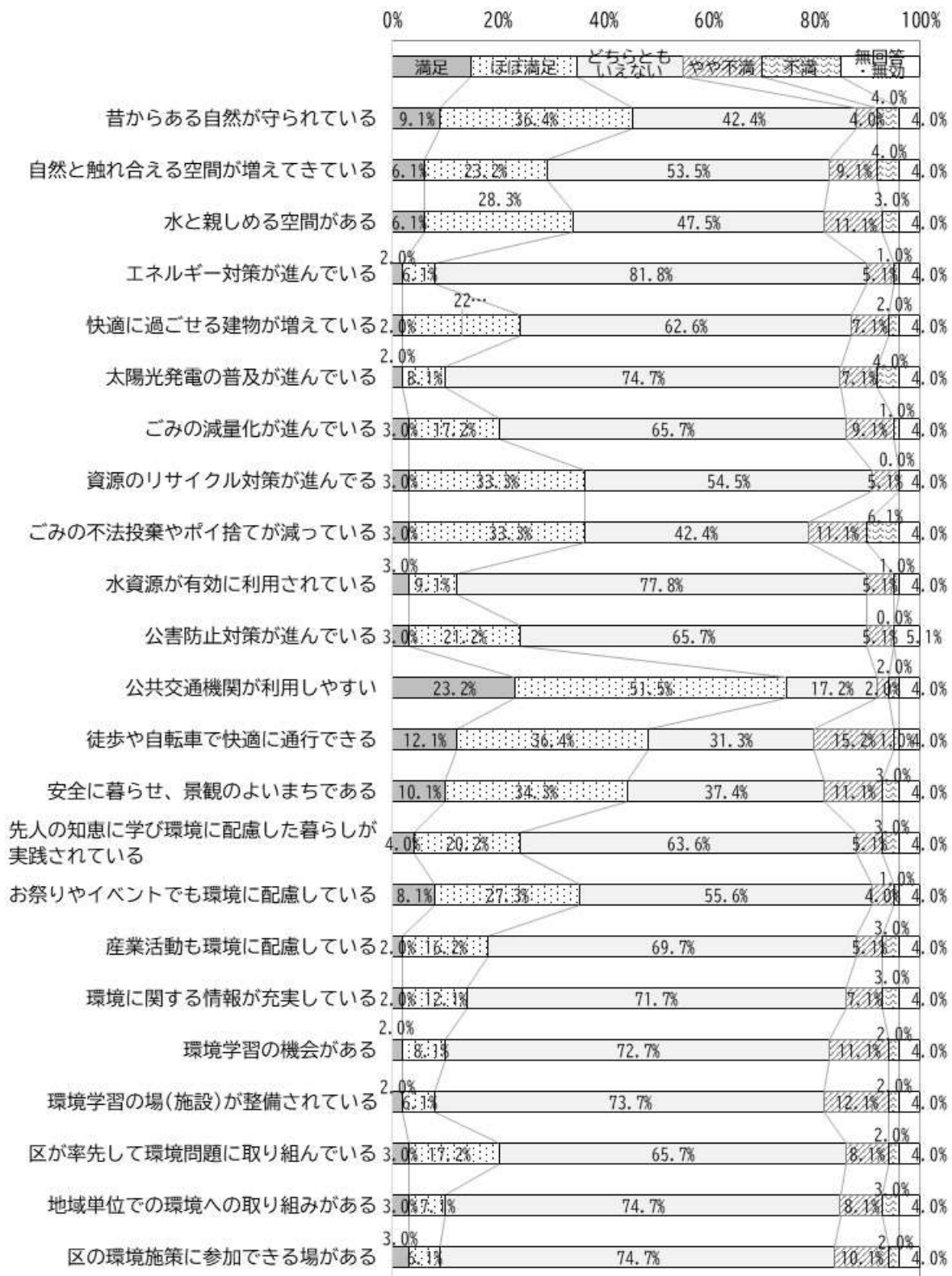
## ◆環境への取組状況



(N = 99)

### (3) 区の環境施策

#### ◆区の環境施策の満足度

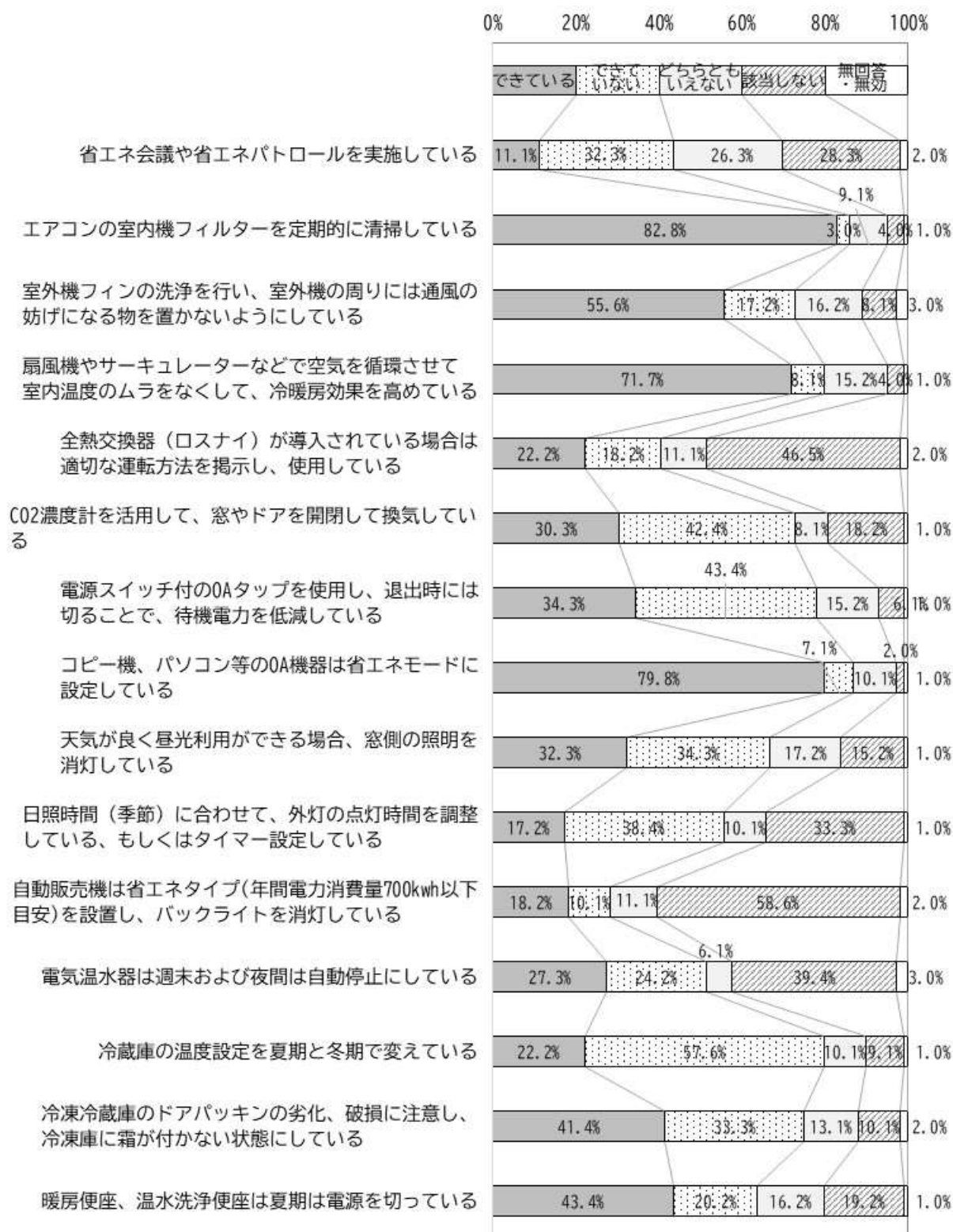


(N = 99)



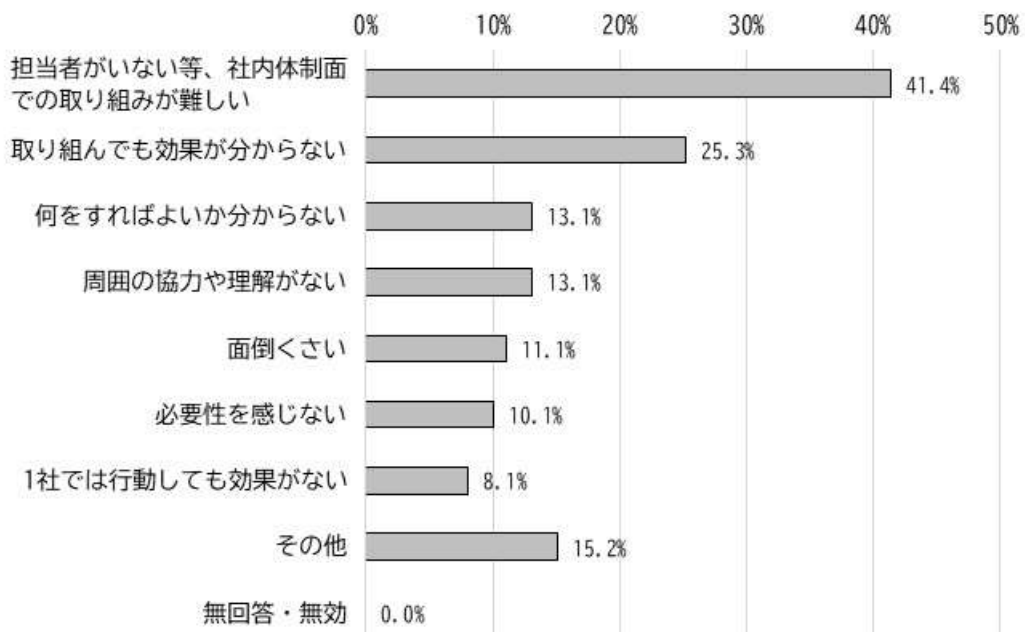
## (4) エネルギー施策

## ◆日頃行っている節電行動



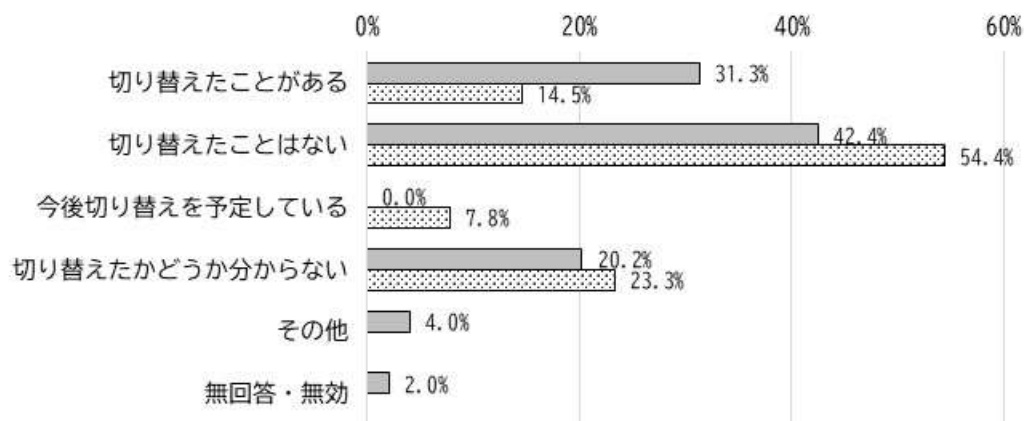
(N = 99)

◆節電行動の取組が行えない理由



(N = 99)

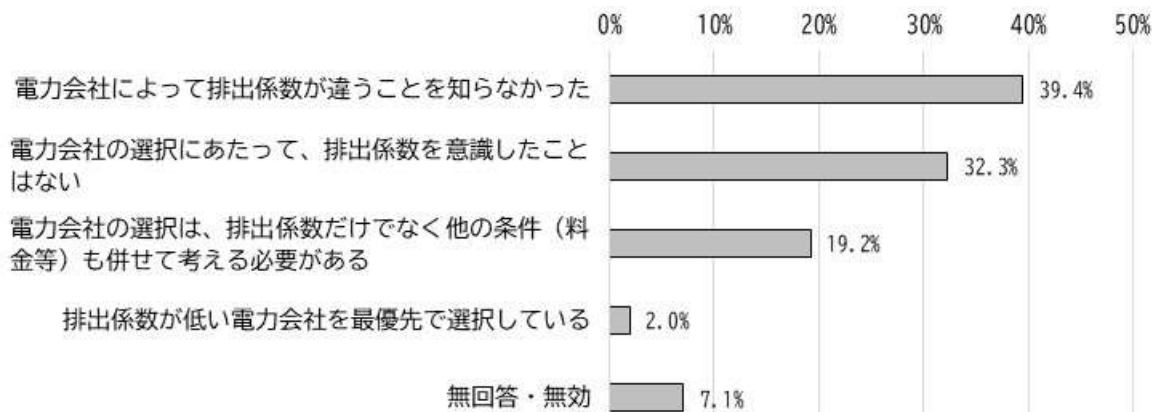
◆電力会社の切り替え状況



□R4 □H30

(N = 99)

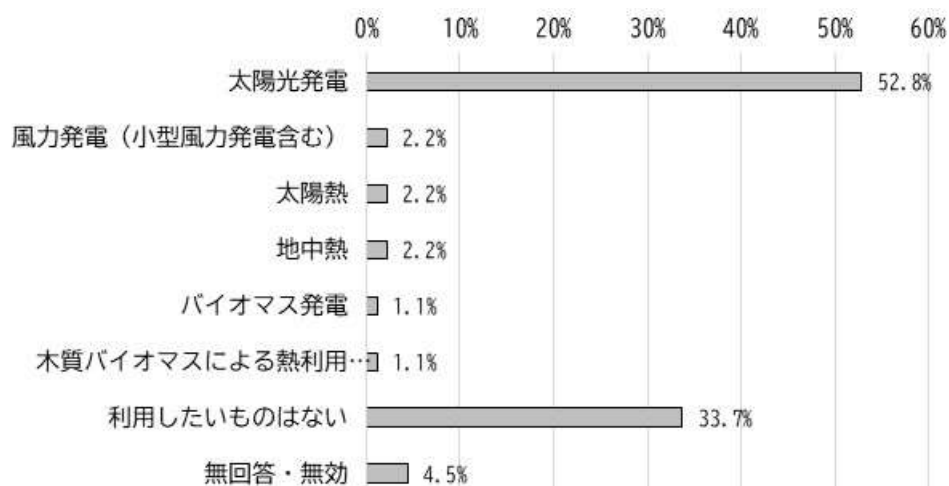
◆排出係数を意識した電力会社の選択



(N = 99)

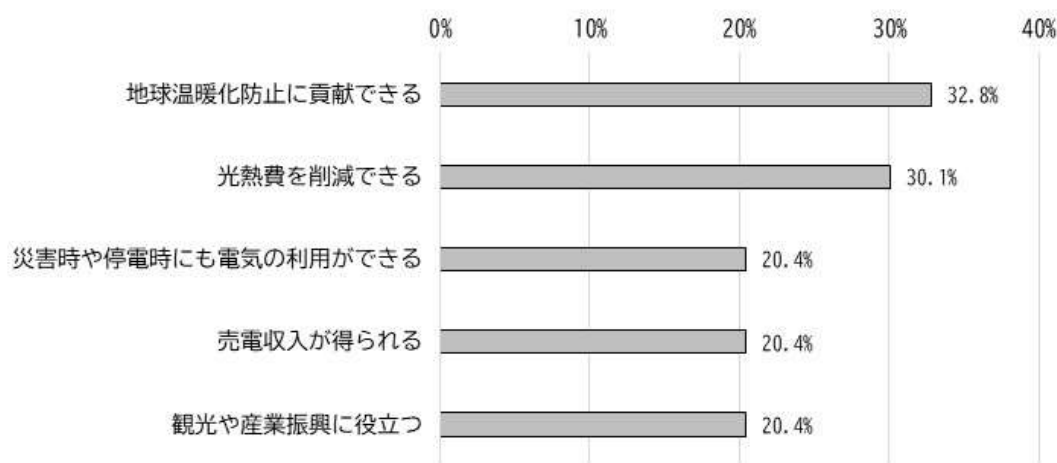
## (5) 再生可能エネルギー

## ◆事業所で利用したい再生可能エネルギー



(N = 99)

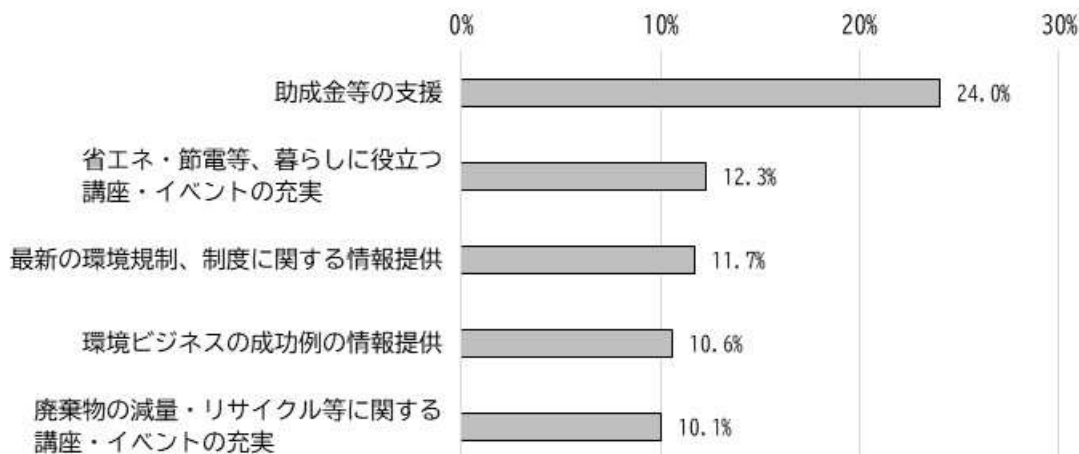
## ◆再生可能エネルギーに期待する効果 (上位5項目)



(N = 99)

## (6) 環境教育

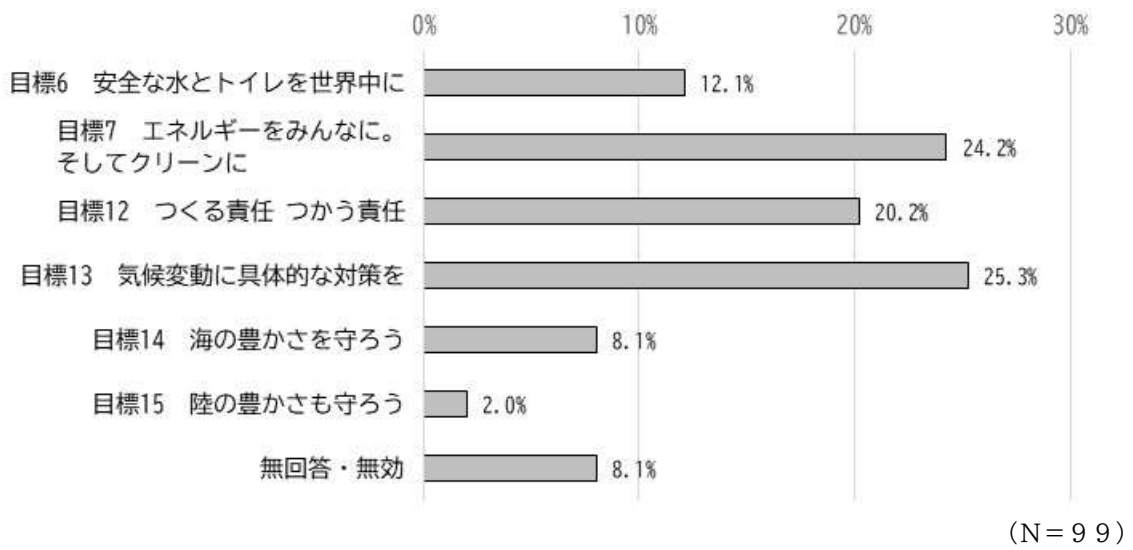
## ◆環境学習の取組について、今後区に期待すること (上位5項目)



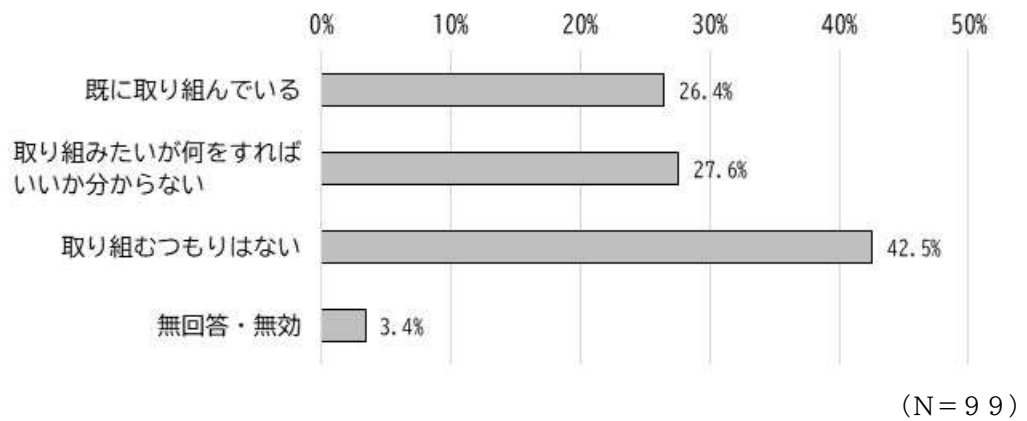
(N = 99)

## (7) SDGs

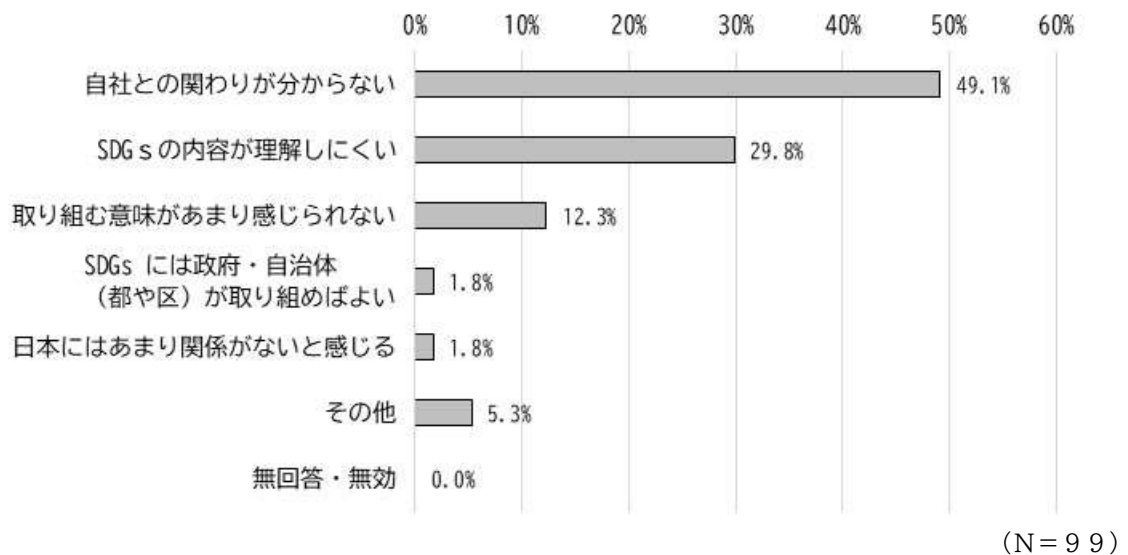
◆SDGsの17の目標のうち、環境に関連が深い6つの目標の中で関心があるもの



◆SDGsとの関わり方



◆SDGsの取組が進まない理由



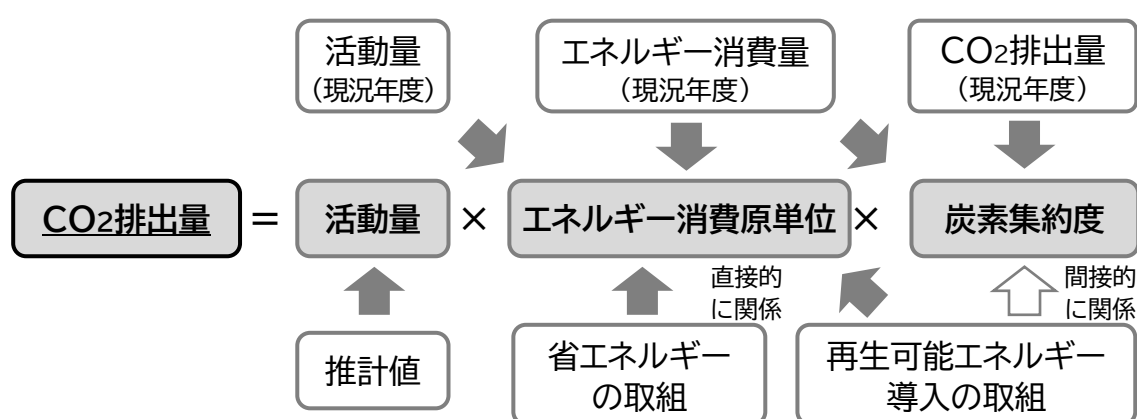
## IV 温室効果ガス排出量削減に係る検討資料

### 1 温室効果ガス排出量の将来推計（新たな対策を講じない場合）

#### （1）将来推計の考え方

温室効果ガスのうち、排出割合の大部分を占めるCO<sub>2</sub>排出量の増減には、次図に示す「活動量」、「エネルギー消費原単位」及び「炭素集約度」の3つの要因が影響しています。

新たな対策を講じない場合の将来のCO<sub>2</sub>排出量は、製造品出荷額、業務用床面積、人口など、それぞれの部門・分野の「活動量」のみを変化させ、「エネルギー消費原単位」及び「炭素集約度」には現況年度（令和2年度）の値を用いて推計しました。



温室効果ガス（CO<sub>2</sub>）排出量の将来推計式

温室効果ガス（CO<sub>2</sub>）排出量増減の要因

要因	内容
活動量	<ul style="list-style-type: none"> <li>●CO<sub>2</sub>の排出に寄与する社会、経済活動を表す指標</li> <li>●エネルギー消費量の増減と直接・間接的に関係</li> </ul>
エネルギー消費原単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「活動量」当たりの「エネルギー消費量」</li> <li>●省エネルギーの取組等と直接的に関係</li> </ul>
炭素集約度	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「エネルギー消費量」当たりの「CO<sub>2</sub>排出量」</li> <li>●消費されるエネルギーの質を表す</li> <li>●再生可能エネルギー導入の取組等と間接的に関係</li> </ul>

## (2) 活動量の将来フレーム

将来推計にあたっては、それぞれの各部門・分野の活動量指標及び令和12年度、令和22年度及び令和32年度における活動量を次表に示す考え方で設定しました。

### 活動量指標の設定概要

部門・分野		活動量指標	令和2年度(現況年度)～令和32(2050)年度における活動量の変化の推計概要
産業部門	製造業	製造品出荷額	・平成23～令和2年度のトレンドをもとに、将来の活動量を推計する。 (業種別に細分せず、製造業全体で推計)
	農業	農家戸数	・令和12(2030)年度は現状維持。(1戸) ・令和22(2040)年度以降はゼロとする。
	建設業	新築着工床面積	・平成23～令和2年度のトレンドをもとに、将来の活動量を推計する。
業務部門		業務用床面積	・平成23～令和元年度のトレンドをもとに、将来の活動量を推計する。 ・令和2年度の実績値は、新型コロナウイルス感染症対策の影響と考えられる極端な落ち込みが見られるため、トレンドによる推計値との差をもとに将来推計値を補正する。
家庭部門		人口	・人口ビジョンにおける区独自推計をもとに将来人口を設定する。
運輸部門	自動車	走行量	・平成23～令和2年度のトレンドをもとに、将来の活動量を推計する。 (車種別に細分せず、自動車全体で推計)
	鉄道	乗降者数	・平成23～令和元年度のトレンドをもとに、将来の活動量を推計する。 ・令和2年度の実績値は、新型コロナウイルス感染症対策の影響と考えられる極端な落ち込みが見られるため、トレンドによる推計値との差をもとに将来推計値を補正する。
廃棄物分野		焼却ごみ量	・一人一日当たり可燃ごみ処理量(台東区一般廃棄物処理基本計画目標値)をもとに、令和元年度実績値に対する令和12(2030)年度の活動量を推計する。 ・平成23～令和元年度のトレンドをもとに、令和22(2040)年度、令和32(2050)年度の活動量を推計する。 ・令和2年度の実績値は、新型コロナウイルス感染症対策の影響と考えられる極端な落ち込みが見られるため、トレンドによる推計値との差をもとに将来推計値を補正する。
CO <sub>2</sub> 以外のガス ・CH <sub>4</sub> ・N <sub>2</sub> O ・HFCs ・PFCs ・SF <sub>6</sub> ・NF <sub>3</sub>			・対象ガスが多岐にわたるため、活動量指標は設定しない。 ・業務用冷凍空調機器や家庭用エアコン等に起因するHFCsが大部分を占めていることを踏まえ、業務部門及び家庭部門における活動量の変化率の平均値を指数として設定する。

※活動量指標データの出典は、オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」

### 将来推計に用いた活動量

部門・分野		活動量指標	単位	平成25 (基準年度)	令和2 (現況年度)	令和12 2030 (目標年度)	令和22 2040	令和32 2050 (長期目標)
産業部門	製造業	製造品出荷額	億円	763	697	653	633	619
	農業	農家戸数	戸	1	1	1	0	0
	建設業	新築着工床面積	千㎡	228	365	380	405	422
業務部門		業務用床面積	千㎡	4,960	5,009	5,160	5,204	5,235
家庭部門		人口	人	182,035	211,444	210,222	212,574	212,671
運輸部門	自動車	走行量	百万台km	688	612	577	552	535
	鉄道	乗降者数	千人	468,875	324,344	506,626	518,156	526,337
廃棄物分野		焼却ごみ量	トン	78,023	65,666	62,132	49,654	36,498
CO <sub>2</sub> 以外のガス		(指数)	—	0.926	1.000	1.012	1.022	1.025

※将来の活動量は、過去のトレンドをもとに3通りの回帰式(直線式・対数式・指数式)を用いて推計し、そのうち最も適している想定される結果を採用。

## 2 台東区における脱炭素シナリオ（追加対策を実施した場合）

今後、追加対策を実施した場合の脱炭素シナリオは次表のように設定しました。

脱炭素シナリオにおける温室効果ガス排出量削減の考え方  
(追加対策を実施した場合)

部門・分野		令和2年度～令和32(2050)年度における 温室効果ガス削減の考え方	エネルギー消費原単位			炭素集約度 <sup>※1</sup>		
			令和12 (2030)	令和22 (2040)	令和32 (2050)	令和12 (2030)	令和22 (2040)	令和32 (2050)
産業部門	製造業	・エネルギー消費原単位を年平均1%削減するものとして設定。 ・電気の排出係数の低減目標 <sup>※2</sup> に準じてエネルギー全体がグリーン化するものとして炭素集約度を設定。(達成度80%)	▲9.6%	▲18.2%	▲26.0%	▲24.8%	▲62.4%	▲100.0%
	農業	・エネルギー消費原単位を年平均0.5%削減(製造業の1/2)するものとして設定。						
	建設業	・電気の排出係数の低減目標 <sup>※2</sup> に準じてエネルギー全体がグリーン化するものとして炭素集約度を設定。(達成度80%)	▲4.9%	▲9.5%	▲14.0%	▲24.8%	▲62.4%	▲100.0%
業務部門		・省エネ行動の普及によりエネルギー消費原単位を5%程度低減。 ・築年数40年超の業務ビル等については、業務用床面積の割合でその80%が建替えを行うと仮定。 ・新築業務ビル等における省エネ率を▲50% <sup>※4</sup> として、エネルギー消費原単位を設定。 ・築年数20～30年の業務ビル等については、省エネ改修による設備更新が行われると仮定し、概ね▲10%の省エネ効果 <sup>※5</sup> を見込んでエネルギー消費原単位に反映。 ・電気の排出係数の低減目標 <sup>※2</sup> に準じて、エネルギー全体がグリーン化するものとして炭素集約度を設定。(達成度80%) ・新築建物のZEB化率を令和12年度:20%、令和32年度:100%とし、再エネによる排出係数の低減を炭素集約度に加味。	▲18.9%	▲28.5%	▲36.6%	▲27.4% (▲2.6%)	▲76.3% (▲13.9%)	▲100.0% (▲32.3%)
家庭部門		・省エネ行動の普及によりエネルギー消費原単位を5%程度低減。 ・概ね10年後までに、全世帯の5%程度が新築の持ち家を購入し、50%程度が自宅の省エネ改修(引越し含む)を行うと想定 <sup>※5</sup> 。 ・新築住宅や省エネ改修済住宅における省エネ率を▲20% <sup>※6</sup> として、エネルギー消費原単位を設定。 ・家電等の買い替えサイクルを平均10年 <sup>※5</sup> とし、普及啓発を進めて全世帯で取り組むと仮定し、概ね▲10%の省エネ効果 <sup>※5</sup> を見込んでエネルギー消費原単位に反映。 ・電気の排出係数の低減目標 <sup>※2</sup> に準じて、エネルギー全体がグリーン化するものとして炭素集約度を設定。(達成度80%) ・新築住宅のZEH化率 <sup>※7</sup> を令和2年度:25%、令和12年度:60% <sup>※8</sup> 、令和32年度:100%とし、再エネによる排出係数の低減を炭素集約度に加味。	▲26.0%	▲40.6%	▲52.0%	▲26.3% (▲1.4%)	▲66.8% (▲4.4%)	▲100.0% (▲9.0%)
運輸部門	自動車	・令和12年度の燃費改善率を11% <sup>※9</sup> として、エネルギー消費原単位を設定。(令和22年度:▲15%、令和32年度:▲20%と仮定。) ・ユーザ全体の90%が概ね10年で新車へ買い替え、残り10%は車を手放すと想定。 <sup>※5</sup> ・電気の排出係数の低減目標 <sup>※2</sup> に準じて炭素集約度を設定。(達成度80%) ・年間の新車販売(乗用車)におけるEV等の次世代自動車普及率を令和12年度:70%、令和22年度～:100%と仮定 <sup>※9</sup> し、排出係数の低減を炭素集約度に加味。	▲21.0%	▲34.0%	▲47.1%	▲17.4%	▲62.4%	▲100.0%
	鉄道	・令和12年度のエネルギー使用量改善率を▲8.9% <sup>※10</sup> とし、令和22年度以降も同等のペースで省エネ化が進むものと想定して、エネルギー消費原単位を設定。 ・電気の排出係数の低減目標 <sup>※2</sup> に準じて炭素集約度を設定。(達成度80%)	▲8.9%	▲17.8%	▲26.7%	▲24.8%	▲62.4%	▲100.0%
廃棄物分野 (一般廃棄物の焼却)		・現状趨勢ケースと同等のペースで焼却ごみ量の削減が進むものとして、焼却ごみ量原単位(エネルギー消費原単位に相当)を設定。 ・ごみ質(炭素集約度に相当)には大きな変化がないものと仮定。	▲5.4%	▲24.4%	▲44.4%	0.0%	0.0%	0.0%
CO <sub>2</sub> 以外のガス		・設備更新(業務部門)や新築及び省エネ改修(家庭部門)に伴い、空調冷媒が脱炭素冷媒に替わるものとして対策実施率を設定。	業務部門対策実施率			家庭部門対策実施率		
			48.5%	65.6%	75.1%	55.0%	83.0%	100.0%

## 推計における根拠資料等

- ※1 ( )内の数値は炭素集約度の低減分のうち、再生可能エネルギー導入による低減分を示す  
 ※2 電気事業者の排出係数代替値[令和2年度実績値]:0.453kg-CO<sub>2</sub>/kWh→令和12年度(地球温暖化対策計画の目標値):0.250kg-CO<sub>2</sub>/kWh  
 ※3 築年数別の業務用床面積割合については「令和元年度ZEBロードマップフォローアップ委員会とりまとめ」を参考に10年ごとに設定  
 ※4 「ZEBの評価と評価基準」(ZEB PORTAL[ゼブ・ポータル][環境省Webサイト])を参考に設定  
 ※5 「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの10年後」(環境省)を参考に設定  
 ※6 「ZEHの判断基準」(ZEHロードマップ検討委員会)に準じて設定  
 ※7 第6次エネルギー基本計画の政府目標達成を目指したZEHビルダー制度におけるZEH供給目標を参考に設定  
 ※8 第6次エネルギー基本計画における新築戸建住宅の太陽光発電設備設置目標(令和12年度までに6割)を参考に設定  
 ※9 「日本の自動車工業2022」(一般社団法人 日本自動車工業会)を参考に設定  
 ※10 「地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠」の「対策36. 鉄道分野の脱炭素化」に基づいて設定

### 3 エネルギー消費量の将来推計結果（参考）

#### (1) 新たな対策を講じない場合

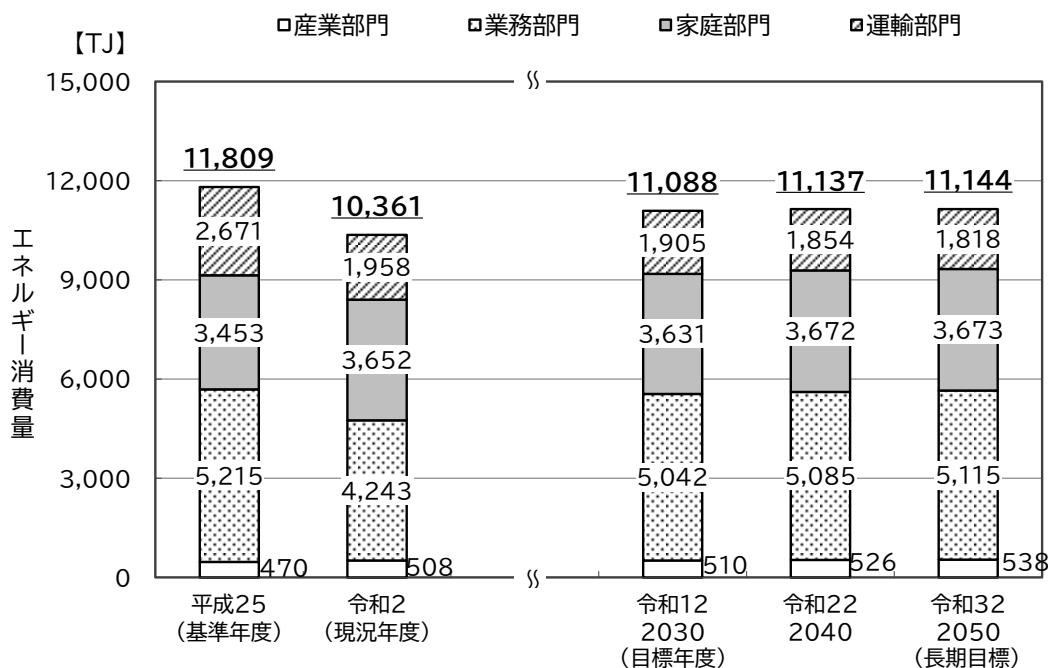
新たな対策を講じない場合のエネルギー消費量は、令和12年度11,088TJ（基準年度比▲6.1%）、令和22年度11,137TJ（同▲5.7%）、令和32年度は11,144TJ（同▲5.6%）となり、現況年度と比べて増加する見込みとなりました。

特に、建設業の増加割合が大きいほか、家庭部門でエネルギー消費量が基準年度を5～7ポイント上回ったまま、横ばいに推移する見通しです。

エネルギー消費量の将来推計結果（新たな対策を講じない場合）

区分	エネルギー消費量[TJ]							
	平成25 (基準年度)	令和2 (現況年度)	令和12 2030 (目標年度)	基準 年度比	令和22 2040	基準 年度比	令和32 2050 (長期目標)	基準 年度比
産業部門	470	508	510	8.5%	526	12.0%	538	14.5%
製造業	263	187	175	▲33.4%	169	▲35.5%	166	▲36.9%
農業	0	0	0	0.0%	0	▲100.0%	0	▲100.0%
建設業	207	321	335	61.8%	357	72.3%	372	79.7%
業務部門	5,215	4,243	5,042	▲3.3%	5,085	▲2.5%	5,115	▲1.9%
家庭部門	3,453	3,652	3,631	5.2%	3,672	6.3%	3,673	6.4%
運輸部門	2,671	1,958	1,905	▲28.7%	1,854	▲30.6%	1,818	▲31.9%
自動車	2,205	1,547	1,457	▲33.9%	1,396	▲36.7%	1,352	▲38.7%
鉄道	466	411	448	▲3.9%	458	▲1.7%	466	▲0.1%
合計	11,809	10,361	11,088	▲6.1%	11,137	▲5.7%	11,144	▲5.6%

※端数処理の関係で、合計値・割合は整合しない場合がある。



エネルギー消費量の推移  
(新たな対策を講じない場合)



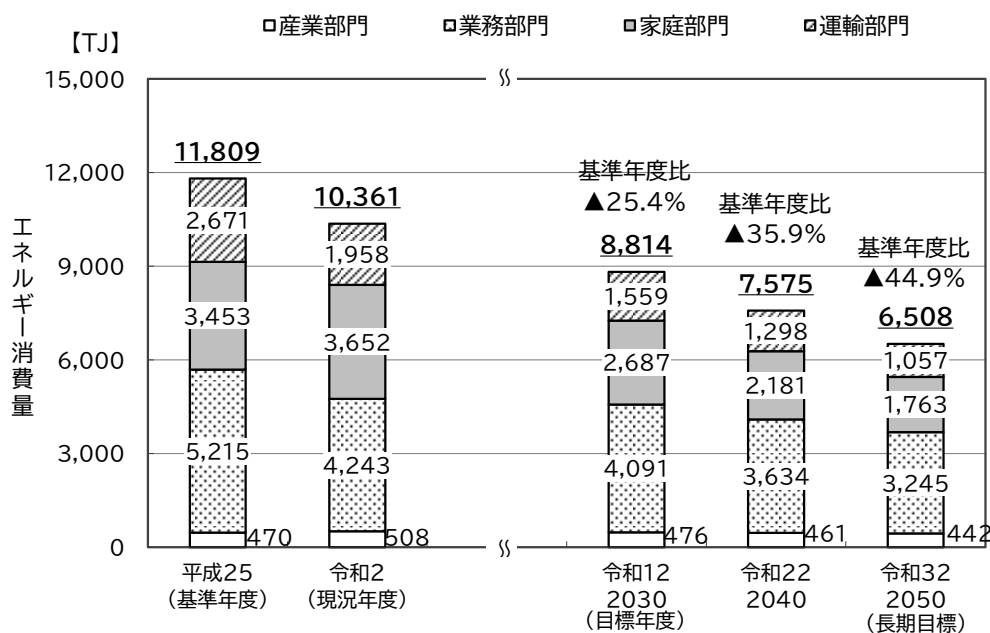
## (2) 追加対策を実施した場合

追加対策を実施した場合のエネルギー消費量は、令和12年度8,814TJ（基準年度比▲25.4%）、令和22年度7,575TJ（同▲35.9%）、令和32年度は6,508TJ（同▲44.9%）と見込まれます。

## エネルギー消費量の将来推計結果（追加対策を実施した場合）

区分	エネルギー消費量【TJ】							
	平成25 (基準年度)	令和2 (現況年度)	令和12 2030 (目標年度)	基準 年度比	令和22 2040	基準 年度比	令和32 2050 (長期目標)	基準 年度比
産業部門	470	508	476	1.5%	461	▲1.8%	442	▲5.8%
製造業	263	187	158	▲39.8%	139	▲47.2%	123	▲53.3%
農業	0	0	0	▲4.9%	0	▲100.0%	0	▲100.0%
建設業	207	321	318	53.8%	323	55.9%	320	54.6%
業務部門	5,215	4,243	4,091	▲21.5%	3,634	▲30.3%	3,245	▲37.8%
家庭部門	3,453	3,652	2,687	▲22.2%	2,181	▲36.8%	1,763	▲48.9%
運輸部門	2,671	1,958	1,559	▲41.6%	1,298	▲51.4%	1,057	▲60.4%
自動車	2,205	1,547	1,151	▲47.8%	921	▲58.2%	715	▲67.5%
鉄道	466	411	408	▲12.4%	377	▲19.2%	341	▲26.8%
合計	11,809	10,361	8,814	▲25.4%	7,575	▲35.9%	6,508	▲44.9%

※端数処理の関係で、合計値・割合は整合しない場合がある。



エネルギー消費量の推移  
(追加対策を実施した場合)

## V 台東区環境基本計画策定懇談会

### 1 台東区環境基本計画策定懇談会設置要綱

#### (設置)

第1条 台東区(以下「区」という。)における環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、台東区環境基本計画策定懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

#### (検討事項)

第2条 懇談会は、次の各号に掲げる事項について検討するものとする。

- (1) 台東区環境基本計画の策定に関すること。
- (2) 区における地球温暖化対策の推進に関すること。
- (3) 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育に必要な事項に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、東京都台東区長(以下「区長」という。)が必要と認める事項

#### (構成等)

第3条 懇談会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者 3名以内
  - (2) 区議会議員 2名以内
  - (3) 区民及び事業者の代表 8名以内
- 2 会長は、委員の互選により選出する。
  - 3 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
  - 4 副会長は、委員の中から会長が指名し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

#### (招集)

第4条 懇談会は、必要の都度会長が招集する。

- 2 前項の規定にかかわらず、初回の懇談会は、区長が招集するものとする。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

#### (任期)

第5条 委員の任期は、令和6年3月31日までとする。

#### (会議等の公開)

第6条 懇談会は、公開するものとする。

- 2 会議録及び会議に係る資料は、公開することができる。

#### (傍聴の取扱)

第7条 懇談会は、委員のほか懇談会の許可を得た者が傍聴することができる。

#### (事務局)

第8条 懇談会の事務局は、環境清掃部環境課に置く。

#### (委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、区長が別に定める。

#### 付 則

#### (施行期日)

1 この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

#### (この要綱の廃止)

2 この要綱は、令和6年3月31日をもって廃止する。

## 2 委員名簿

(敬称略、◎：会長、○：副会長)

区分	氏名	役職等
学識経験者	◎田中 充	法政大学 名誉教授
	○藤村 コノエ	NPO法人環境文明21 代表
	小野田 弘士	早稲田大学大学院 環境・エネルギー研究科 教授
区議会議員	石川 義弘	保健福祉委員会 委員長
	岡田 勇一郎	環境・安全安心特別委員会 委員長
区民・ 事業者代表	佐藤 明弘	清川地区町会連合会 会長
	土肥 拓生	台東区立小学校PTA連合会 副会長
	栗田 幸一	東京商工会議所台東支部 建設・不動産分科会 副分科会長
	早津 司朗	台東区商店街連合会 会長
	碓水 州恵	たいとう環境推進ネット 代表代行
	善賤 裕美	台東リサイクルネットワーク 代表幹事
	平岩 直哉 (令和5年6月30日まで) 中島 宏幸 (令和5年7月1日から)	東京電力パワーグリッド株式会社 上野支社長
	伊藤 あすか	東京ガス株式会社 東京東支店長



台東区環境基本計画策定懇談会（会議の様子）

## VI 台東区環境まちづくり推進会議

### 1 台東区環境まちづくり推進会議設置要綱

#### (設 置)

第1条 台東区における環境保全及び地球温暖化対策の推進について、庁内において調査・検討を行うため、台東区環境まちづくり推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

#### (検討事項)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事項について調査・検討を行う。

- (1) 環境に係る計画に関すること。
- (2) 環境マネジメントシステムに関すること。
- (3) 緑化の計画及び調整に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、推進会議が必要と認める事項

#### (構 成)

第3条 推進会議は、委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、環境清掃部長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表1に定める職にある者をもって充てる。

#### (招 集)

第4条 推進会議の招集は、必要の都度委員長が行う。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係職員を会議に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

#### (作業部会)

第5条 第2条に定める事項を効率的に調査・検討するため、推進会議の下部組織として作業部会を設置することができる。

#### (事務局)

第6条 推進会議の事務局は、環境清掃部環境課に置く。

#### (委 任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

#### 付 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

#### 付 則

この要綱は、平成22年9月10日から施行する。

#### 付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

#### 付 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

#### 付 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

#### 付 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

別表1

委員長	環境清掃部長
委員	企画課長
委員	財政課長
委員	総務課長
委員	施設課長
委員	区民課長
委員	産業振興課長
委員	清掃リサイクル課長
委員	台東清掃事務所長
委員	都市計画課長
委員	交通対策課長
委員	庶務課長
委員	環境課長

## 2 委員名簿

(敬称略)

区 分	役 職	氏 名
委員長	環境清掃部長	小 川 信 彦
委員	企画課長	吉 本 由 紀
委員	財政課長	関 井 隆 人
委員	総務課長	越 智 浩 史
委員	施設課長	坂 本 一 成
委員	区民課長	齊 藤 明 美
委員	産業振興課長	浦 里 健太郎
委員	清掃リサイクル課長	古 屋 和 世
委員	台東清掃事務所長	曲 山 裕 通
委員	都市計画課長	反 町 英 典
委員	交通対策課長	田 淵 俊 樹
委員	庶務課長	横 倉 亨
委員	環境課長	飯 野 秀 則

## VII 台東区環境基本計画改定経過

## 1 台東区環境基本計画策定懇談会 審議・検討経過

回	開催年月日	検討内容等
第1回	令和5年6月2日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会長及び副会長の選出</li> <li>・台東区環境基本計画改定に係る基礎調査について</li> <li>・台東区環境基本計画の達成状況について</li> <li>・台東区環境基本計画改定の方針について</li> <li>・その他</li> </ul>
第2回	令和5年8月22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(仮称) 東京都台東区環境基本条例の制定について</li> <li>・台東区環境基本計画の改定について</li> <li>・その他</li> </ul>
第3回	令和5年10月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・台東区環境基本計画中間のまとめについて</li> <li>・その他</li> </ul>
第4回	令和6年1月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都台東区環境基本条例の制定について</li> <li>・台東区環境基本計画の改定について</li> <li>・台東区区有施設地球温暖化対策推進実行計画(第六次計画)の策定について</li> <li>・その他</li> </ul>

## 2 台東区環境まちづくり推進会議 審議・検討経過

回	開催年月日	検討内容等
第1回	令和5年5月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(仮称) 東京都台東区環境基本条例の制定について</li> <li>・台東区環境基本計画の改定について</li> <li>・台東区区有施設地球温暖化対策推進実行計画(第六次計画)の策定について</li> <li>・その他</li> </ul>
第2回	令和5年8月16日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(仮称) 東京都台東区環境基本条例の制定について</li> <li>・台東区環境基本計画の改定について</li> <li>・台東区区有施設地球温暖化対策推進実行計画(第六次計画)の策定について</li> <li>・その他</li> </ul>
第3回	令和5年10月13日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・台東区環境基本計画の改定について</li> <li>・その他</li> </ul>
第4回	令和6年1月11日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都台東区環境基本条例の制定について</li> <li>・台東区環境基本計画の改定について</li> <li>・台東区区有施設地球温暖化対策推進実行計画(第六次計画)の策定について</li> <li>・その他</li> </ul>

## Ⅷ パブリックコメント実施結果

意見受付期間	令和5年12月15日(金)から令和6年1月5日(金)まで
意見受付件数	2人 9件
内 容	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 自動車を減らすまちづくりについて</li><li>・ 外国人観光客のマナーについて</li><li>・ 観光公害について</li><li>・ 公園での喫煙について</li><li>・ 騒音について</li><li>・ 迷惑駐輪について</li></ul>

### コラム

#### ◆環境基本計画シンポジウム◆

令和5年11月18日、「もう一度環境基本計画に私たちの意見を届けよう」と題して、「環境フェスタたいとう2023」においてシンポジウムが開催されました。

台東区環境基本計画にこれからの世の中を生きる自分たちの声を反映したいという思いから、4名の若者が舞台に上がりました。

当日は、計画書を読んで思ったこと、台東区をこんなまちにしたい、大人や行政へのメッセージ、一人ひとりの未来の夢などについて、それぞれが自分の考えを発表しました。



シンポジウムの様子



# 台東区環境基本計画

令和 6 年 3 月 発行  
(令和 5 年度登録第 6 8 号)

台東区環境清掃部環境課

〒110-8615 東京都台東区東上野 4 丁目 5 番 6 号  
電話 03-5246-1284 (直通)